

# 検証テーマ『文化活動の展開』

検証担当委員 端 信行

京都橘女子大学教授

(要 約)

## 1 検証のねらい

阪神・淡路大震災では、多くの文化施設のほか、様々な文化活動等が大きな被害を受けた。その一方、復興の過程において、新たな文化活動が被災地で展開され、被災者を励ましたり、癒しを与えるなど、文化の力が社会にとって必要不可欠なものとして改めて認識された。文化復興は、被災地の復興のバロメーター（指標）であるとの認識に立ち、震災後に展開された様々な文化活動とその成果を検証することによって、震災から得た教訓を今後の全県的な文化施策の展開へ反映させるとともに、次世代への提言とする。

## 2 検証項目と検証の視点

今回の検証では、①芸術文化活動の展開・支援の成果と、②文化財・博物館等歴史文化資源の創造的伝承に向けての取り組みを検証項目として設定し、それぞれに震災後に被災地で生じた新たな動き（アートNPOや文化ボランティアの成長等）や、復興10年の総括評価を踏まえ、国全体の動きなど10年目の視点を加えつつ、今後の取り組み方向を導き出すこととする。

## 3 10年の歩み

本章では、被災地の歴史的実像と、震災による被災状況及び震災が地域文化にもたらした影響、さらには震災後に各地で展開された様々な文化活動の状況について述べる。

### （1）阪神地域の歴史像

阪神地域は、中世から近代にかけて酒造業や園芸業などに代表される付加価値の高い産業資本が発達し、神戸港の開港や電鉄会社の沿線開発とも相まって、多くの文化人や芸術家が集まり、生活協同組合や大学の設立など、新生活・新文化に満ちた都市文化が昭和初期までに成立した。

### （2）被災状況と震災のもたらした影響

#### ア 震災と地域文化

地域文化とは歴史の集積である。人とモノとが生活の中で織りなす地域文化の歴史的重層性は、近代化によって希薄になり、そのような文化状況を大震災が襲った。今回の震災で地域が被災したものは、過去から現代まで営々と積み重ねられた時間そのものである。

#### イ 震災によるモノの被害

震災によって、多くの文化施設が被害を受け、活動の停止を余儀なくされた。阪神地域の公立美術館・博物館のうち、被害の申請をして何らかの助成を受けた館は35館にのぼり、また公立の文化ホールも25館が災害復旧補助を受けている。

また、文化財の被害は、国指定46件、県指定54件、市町指定43件で被害総額は指定文化財だけで100億円近くにも達した。未指定の文化財建造物では、1,039件の調査の内、約74%が何らかの被害を受けていた。また、埋蔵文化財包蔵地では、遺跡数280カ

所、253.6ha の発掘調査を必要とした。なお、文化財の復旧を不要とするものとして軽視する発言や姿勢は被災地からは無く、大勢の住民が発掘・修理現場に押し寄せた。

#### ウ 震災による芸術文化活動の被害

芸術文化活動の被害は目に見える形でのハードだけでなく、目に見えないソフトの被害こそが問題であった。練習場所や発表の場を失った芸術文化団体や、公演の中止や生徒数の減少などによって経済的な基盤に打撃を受けた芸術家も多かった。

### (3) 震災後の動き

#### ア 文化活動の意義の再認識

このような状況下にかかわらず、震災後の早い時点から、新たな文化活動の動きが生じた。それは、芸術家や文化関係者が、震災という大きなインパクトによって、芸術や文化、そして自らの存在意義とは何なのかといった根元的な問い合わせに向き合うことから生まれた。公立文化施設の多くは、直接的な被害だけでなく、避難所や災害復旧に職員を振り向けることによって、本来の文化施設としての活動の停止を余儀なくされた。震災は文化施設の管理者に対して、文化施設がその活動を通じて地域社会や住民とどのようなつながりを構築すべきかを鋭く問い合わせた。

また芸術家自身も、震災直後の歌舞音曲等の自粛ムードや、芸術が非常時に何の役に立つかという問い合わせに揺れたが、やがてそうした自問の時期を通り過ぎると、彼らは逞しく活動を再開した。それは、これまでとは全く違った新しい芸術文化活動の現れ方にもつながった。

#### イ 震災後に生まれた新たな動き

##### (ア) 動き出したアーティスト（芸術家による被災地慰問活動）

被災地では、震災直後から様々な芸術家や芸術文化団体によるコンサートや演劇、展覧会などの慰問活動が活発に展開され、被災者を元気づけた。芸術家達は、震災に翻弄されながらも、自らの存在意義を見失うことなく、芸術文化の価値を世に示したのである。

##### (イ) アートNPOやボランティアなど、新たな地域コミュニティの形成

この時期には、既存の芸術文化団体以外に、NPO/NGO等や文化ボランティアなど、新たな市民団体による文化活動が同時発生的に生まれ、アートエイド神戸、1000人のチエロコンサート、芸術と計画会議(CAP)等が被災地において活発な活動を展開した。

なお、震災後には県内外から多くのアーティストが避難所等への慰問活動を展開したが、これらの受け入れ体制については、課題が残った。

##### (ウ) 歴史文化遺産の現状と課題

震災の経験から身近な文化財の保護には指定制度による保護では限界があること、修復に関与する人的資源が不足していることが判明し、生活の中で活用しながらゆるやかに保護する登録文化財制度の導入及び修復に關与する人材の養成が重要であると認識した。また、「震災から文化財を守る」各種シンポジウム、研修会を開催し、文化財に関する防災意識の重要性や被害の軽減システムの必要性が議論された。

##### (エ) 文化財を活かした地域づくり人づくりの芽生え

歴史文化遺産を活かしたまちづくりに關与する団体が多数設立されてきているが、情報不足、技術力の未熟、また、情報の孤立化などの問題があり、諸活動を系統立った活動に活性化する必要のある状況がうかがえた。

##### (オ) 文化はこころの修復から

文化財の復旧調査や相談においては、震災の被害ゆえに被災者の一時の不安定な感情に直面することを避けることができなかつたが、このような中、教会・社寺等の宗教者が被災地を廻り、地域の心を鎮める活動も認められた。彼らの行動は住民の平常心を呼び覚まし、街並みや文化の継承等、次世代へつなぐべきものを考えるこころの修復につながった。

#### (カ) 伝統文化を活かした地域づくり人づくりの展開

祭りなどの伝統文化はだれもが心を一つに合わせられる一方、排他的な垣根を設ける特徴もあったが、多くの団体が従来の氏子組織から自治会組織等の地域活動に移行し始めており、伝統文化は単なる祭礼行事から地域コミュニティの紐帶として復活しつつあることが震災後の状況からうかがえた。

### ウ 復興に向けて展開された様々な文化事業

#### (ア) 行政主導による文化事業

兵庫県では、被災地の活性化や被災者の心の癒しのために、県民芸術劇場、芸術文化センターソフト先行事業、ふれあいの祭典など多彩な事業を展開した。また被災地の各市町でも、様々な追悼コンサートなどが行われている。

#### (イ) 民間主導の文化・観光事業

神戸ルミナリエや北野工房のまち、六甲・摩耶山の音楽祭、西宮の酒蔵通りにおける酒造会社の取り組みなど、阪神地域の企業家たちは、自らのルーツとも言える地域文化を拠り所に活発な文化・観光事業を展開している。また、神戸コレクションや神戸市長田区のケミカルシューズなど、デザイン等の付加価値を商品づくりに生かした取り組みも活発となっている。

#### (ウ) 被災地における芸術文化活動支援

被災地では、阪神・淡路大震災復興基金による被災地芸術文化活動補助事業をはじめ、アートサポートセンター神戸、P&G、フェリシモなど民間による様々な芸術文化活動の支援が展開された。

#### (エ) 拠点文化施設の整備

被災地では、震災からの「文化の復興」のシンボルとして、美術を中心とする芸術活動の積極的な展開を通じて「人間のこころの豊かさ」の回復・復興を図る県立美術館「芸術の館」が開館するとともに、自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」をめざす芸術文化センターの整備が順調に進んでいる。また、神戸市内で被災した（財）兵庫県陶芸館のコレクションを展示の中心とする兵庫陶芸美術館についても、篠山市今田町で整備中である。さらには、神戸市では神戸アートビレッジセンターが開館したほか、各市町では復興に伴う再開発事業で文化施設の整備が進んだ。

## 4 復興 10 年の総括評価

本章では、阪神・淡路震災復興計画の達成状況を確認するとともに、併せて同計画では網羅できない文化復興の現場の状況等も踏まえ、これまでの取り組み状況及び課題を整理する。

### (1) 阪神・淡路震災復興計画の検証

阪神・淡路震災復興計画における文化関係の部分について、この 10 年間で個々の計画が達成されているかどうか検証したところ、公立文化施設や文化財の復旧、県立美術館など新規施設の整備推進については、達成度が高かった。またソフト事業についても、被災地芸術文化活動補助事業や各種鑑賞機会の提供など、ほとんどの事業が実施されており、復興計画に掲げられた項目全体は概ね達成されていたことがわかった。

### (2) 現場でおきたことの検証

#### ア 現場のアンケートから

しかしながら被災地の芸術文化施設へのアンケート結果では、被災地の文化施設の予算、入場者数は総じて減少傾向にあり、運営に苦慮している状況がうかがえた。

また被災地芸術文化活動補助利用者へのアンケートでは、主に資金面等の理由によりまだ震災前の水準に戻ったと言えないという意見が半数を占めている。こうした背景については、震災の被害だけでなく経済不況の影響が大きいと考えられる。

#### イ 復興過程における取り組みの検証

#### (7) 初動対応期

初動対応期においては、文化施設・文化財の被害状況の把握と復旧への着手が迅速に行われたが、文化施設が避難所として利用されて本来の目的に使用できなかった点や、未指定文化財の被災状況把握及び救出において困難が生じたことについて課題が残った。

#### (8) 復興期以降

芸術文化関係においては、各種の公演等が被災地で実施され、被災地の活力や癒しに貢献したほか、被災地芸術文化活動補助制度が創設され、多くの被災芸術家・芸術団体の活動を支援した。また、県立美術館「芸術の館」や芸術文化センターなど、被災地の文化復興の拠点となる新たな芸術文化拠点施設の整備が進んだ。しかしその一方で、被災地内の公立文化施設の予算や入場者数が減少傾向にあり、市町によっては、公立文化施設の民間委託や閉館を視野に入れた動きもある。また、整備された芸術文化施設間のネットワーク化や文化活動を担う人材づくりの制度化においても、なお十分に整備が進んでいない状況である。

文化財関係では、順調に復旧・復興された指定文化財の周囲の環境が激変したことにより、それまで醸し出していた雰囲気が変わった。また、地域に多数所在する未指定の文化財の重要性が指摘されたため、約300件の未指定文化財についても復旧費の助成を復興基金から行ったが、大量の修理には人的資源が不足した。

その後、文化財保護法の改正を求め、ゆるやかに活用しながら多量の文化財を保存する「登録文化財制度（平成8年）」の導入、平成16年には「文化的景観」の制度が創設される等一定の成果を得たが、人材の養成については、兵庫県が文化財をまちづくりに活かすヘリテージマネージャー（文化財活用推進員）を全国に先駆けて開始しているが、未だ制度化には至っていない。

### 5 10年目の視点

この10年間に生じた社会、経済など様々な面での潮流の変化は、被災地の文化復興に少なからず影響を与えており、こうした「10年目の視点」も検証の視点に加えることとする。

#### (1) 国の動き

##### ア 芸術文化活動をめぐって（文化芸術振興基本法ができるまで）

平成元年に文化庁長官の私的諮問機関である「文化政策推進会議」が設置され、平成10年「文化振興マスタートップラン」が策定され、「文化立国」という言葉が用いられ、平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、同14年に文化芸術に関する基本的な方針が閣議決定された。

平成2年には、日本芸術文化振興基金が創設され、全国で実施される舞台芸術等に毎年数10億円の助成が行われるようになった。また、平成6年には（財）地域創造が設立され、全国の公共団体が実施する文化事業に様々な支援が行われるようになった。

##### イ 文化財をめぐって

歴史文化遺産の保護及び活用の機運の増大と共に助成制度も多種多様になってきた。国は平成7年の「新しい文化立国を目指して」で、文化財の活用を本格的に提唱し、平成11年以降には、文化財を活かした地域づくり、伝統文化を活かした地域おこしへと文化財の面向・総合的な利活用を提唱し、文化を大切にする社会の構築を目指すようになってきた。

#### (2) 全国の動き

##### ア 芸術文化活動をめぐって

平成2年に水戸芸術館がオープンしたことを皮切りに、全国に芸術監督を置く文化施設の建設が相次いだ。またその一方で住民参加による文化施設運営も進むなど、各地で

貸館型から地域の創造センターへの移行が進んだ。また、平成3年に慶應大学でアートプロデュース講座が開講されたことをきっかけに、全国の大学や文化施設でアートマネジメントの重要性が認識され、あわせて芸術文化と社会との橋渡しの方策であるアウトリーチ活動（出前文化活動）の必要性も高まるとともに、平成10年に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されたことを受けて、全国各地でアートNPOの設立が相次いだ。

しかしその一方で、長引く経済不況を反映して、平成15年には芦屋市で美術博物館等の民間委託が検討されるなど、被災地の市町においては、厳しい芸術文化予算の削減の動きが一部で表面化している。

#### イ 文化財をめぐって

土木遺産「JR廃線に伴う橋梁保全運動」、ふるさと文化再興事業による伝統芸能保存団体の再活性化、文化体験プログラムを活用した葛畠農村歌舞伎舞台、登録文化財を活用した「桐生市」まちづくり等、全国の先進事例から文化財を核とした取り組みが、保存から活用へ、活用からまちづくりへと面向的な拡がりを見せていく。

### (3) 兵庫県の動き

#### ア 芸術文化振興ビジョン

兵庫県では今後、5～10年先を見通した県内の芸術文化振興の指針である「芸術文化振興ビジョン」を平成15年度に策定した。今後は、「芸術文化を創造・発信する」「芸術文化の‘場’を育て広げる」「文化力を高め、地域づくりに生かす」「総合的な取り組みを進める」という4つの基本方向に沿ってさらなる芸術文化振興に取り組むこととなっている。

#### イ 歴史文化遺産活用構想

地域に多量に所在する歴史文化遺産の新たな保護システムを平成14年度から検討している。本構想では、歴史文化遺産を発見し、再生し、それをまちづくりの推進に活用する「ヘリテージマネージャー（文化財活用推進員）」の人材養成を基本に、活用の推進策について、「魅力あふれる地域づくり」「地域を愛するひとづくり」の視点から体系的に整理し、新たな文化財等の保護システムを提示する計画である。

## 6 今後取り組むべき方向と課題

震災の教訓や、これまでの復興計画への対応状況、10年目の視点などを踏まえた上で、将来へ継承すべき方向及び今後充実すべき方策等について考察する。

### (1) 活力や癒しにつながる公演・鑑賞機会の提供や、地域文化活動の参加機会の拡充

#### ア アウトリーチ活動（出前文化活動）等の推進

震災直後に芸術文化活動が被災者の心を癒した経験を踏まえ、今後も芸術文化に触れる機会の少ない人に機会を提供し続けていくことが重要である。そのためには、芸術家が地域に出向いて県民の身近な場所で芸術文化を提供するアウトリーチ活動を、あらゆる機会をとらえて展開していく必要がある。実際に芸術文化センター付属交響楽団では、アウトリーチ活動が主要な活動の柱に位置づけられているが、各分野においてもそうした活動を積極的に展開していく必要がある。

#### イ 芸術文化活動に対する効果的な支援方策のあり方

被災地芸術文化活動補助制度が、平成16年度で終了するが、被災地の現状を考えれば、草の根的な芸術文化活動への支援は引き続き必要である。また、震災の教訓を全県に活かすという視点から、こうした支援の仕組みをさらに全県的な取り組みとして広げていく必要がある。

### (2) 被災地の文化活動を担う人材や団体の活躍のしくみづくり

#### ア 芸術文化活動における新たなしくみづくり

##### (ア) アーティストによる慰問活動等を調整するしくみづくり

震災後、アーティストによる避難所等の慰問活動の受け入れにおいて、十分な体制

が整備できなかったことから、今後はこうした団体を円滑に受け入れ、マッチングを可能にするシステムづくりが望まれる。

#### (イ) アート NPO・ボランティアと行政、企業とのパートナーシップ(協働関係)

震災後に生まれた新たな芸術文化セクターであるアート NPO や文化ボランティアと既存セクターとが連携し、互いが活躍できる環境づくりが必要となっている。平成 15 年度から文化施設における指定管理者制度も導入されており、行政と NPO/NGO、企業等との新たなパートナーシップ(協働関係)構築が望まれる。

#### (ウ) 教育機関との連携

次代を担う青少年の育成のため、学校へのアウトリーチ活動(出前文化活動)など、芸術文化関係機関と教育機関との一層緊密な連携を進める必要がある。

### イ 文化財の保存と文化財を利用した地域づくり人づくりの推進

#### (ア) 文化財をまちづくりに生かす人づくり

「循環型社会における歴史文化遺産の活用について」の建議を受けて養成を開始した建造物専門のヘリテージマネージャー(文化財活用推進員)などの人材を生かして、専門性の高い広域支援型の活動組織を育成し、地元まちづくり団体とのネットワークを考える必要がある。

#### (イ) 歴史的文化遺産活用の推進

現在策定中の「歴史文化遺産活用構想」において、新たな文化財等の保護システムの提言を行い、歴史文化遺産の総合的な利活用策を地域おこし、まちづくり、学舎づくり、ふるさと観づくりの視点から推進する。

### (3) 拠点施設による創造・発信と施設運営への住民参画

#### ア 拠点施設による芸術文化の創造と発信

県立美術館「芸術の館」、芸術文化センターなど拠点施設の創造・発信機能強化をさらに高めるとともに、これら両館が中心となって県内の施設間連携のさらなる強化を推進する必要がある。一方、考古博物館構想では、参加体験型の博物館を提言し、県立歴史博物館も観る博物館から活動する博物館への新展開をかかげる等、アウトリーチ(出前文化活動)での連携も視野に入れている。

#### イ 施設運営への住民参画－地域文化と地域文化施設

震災時に公立文化施設が避難所になって本来の文化施設の機能が果たせなくなったことは、地域文化施設と地域コミュニティとのあるべき関係について問題を提起した。地域文化施設は、地域文化を地域にとって欠かせない公共財であることを示すことで、住民の参画意識を育み、地域文化の創造・保存・継承の役目を果たすことができる。

### (4) 防災意識の啓発と被害軽減システム構築の推進

文化財の被害防止に向けては、二つの潮流が見られる。一つは建造物単体の耐震性能の向上に関連する個別課題解決型である。もう一つは、文化財を取り巻く社会状況を含めた防災力の向上による総合的な減災対策のあり方を問うものである。文化財の効果的な防災対策はこの二つの考え方を総合化し、体系化する必要がある。

### (5) 総合的な地域文化振興のシステムづくり

震災の経験や 10 年目の視点を踏まえ、文化施設や文化財が地域とどう結びつき、向き合うかが問われている。地域にある文化施設や文化財等の文化資源を有機的に結びつけ、地域に根ざした形で地域文化を振興し、地域の文化力を高めていくことが重要である。このため、今後、各地域において拠点文化施設や文化財等を核として、学校・大学等の教育機関、さらには芸術家や芸術文化団体、企業など様々な主体が相互に連携しつつ、地域文化振興のために活躍できる総合的なシステムづくりを目指す必要がある。

## (本文)

### 1 検証のねらい — 文化復興の意義 —

あの阪神・淡路大震災から 10 年が経とうとしている。6,000 人を越える死者が発生した未曾有の大災害によって、家や家族を亡くした被災者が街にあふれ、人々は大きな悲しみと不安に打ちひしがれた。もちろん地域の文化活動も例外ではなかった。文化施設や文化財の破壊、芸術家本人の被災、あるいは活動拠点の喪失等によって、様々な活動が停止のやむなきに至った。しかし、そのような状況の中で、一部の芸術家やボランティアは、いち早く被災者を勇気づけるために立ち上がり、多様な激励活動を展開した。この厳しい試練は、平時においては、強いて問われることのなかった、芸術家・文化関係者自らのありようと、社会の中における文化活動の役割を図らずも浮き彫りにしたとも言える。文化活動は、社会や県民の暮らしに欠かすことができない基本的な公共財である—このことが、あの震災を通じて明らかになったのである。

今、神戸や阪神間、淡路の地を歩いてみても、当時生々しかった震災の爪痕を見つけることは難しくなった。各種施設やインフラ等のハード面は、ほぼ元通り復旧して、我々の目に街はかつての姿を取り戻したかのように映る。大きな被害を被ったホールや美術館、文化財等も早い段階で復旧作業を終え、各施設では以前のように芸術文化イベントが盛んに催され、歴史的文化財も地域文化の拠り所としての役割を取り戻しつつある。さらにこれだけにとどまらず、震災後新たに着手された芸術文化拠点の整備も順調に進み、県立美術館「芸術の館」など、その一部はすでに華々しくオープンしている。当時の惨状を思うと、まさに隔世の感があり、被災地の文化復興は着実に進展し、また被災地自体も、文化の力に引っ張られ、物心両面において以前の賑わいや活力を取り戻しつつあるようにも見受けられる。

本来、文化というものは、どのような荒れ地からでも草花が芽吹き、美しい花を咲かせるように、普遍的であり逞しいものである。文化はその力によって、社会を構成する個々の人々をまず充足させ、次いで活力を得た個々が社会全体を昂揚させるといった好ましい相関関係を社会との関係において担っている。元禄時代における天下の台所・上方、19世紀の花の都・パリ、そして20世紀のニューヨークなど歴史上の例を挙げるまでもなく、文化と経済、芸術と都市的魅力との幸福な蜜月関係が、いずれもそこにはあった。被災地にあっても、復興が進み、地力が回復すると、そこに咲き競う花はますます華やかとなるはずである。このような回復基調の好循環に乗って、社会は本来あるべき姿を取り戻していくのである。まさに文化の復興は、被災地復興のバロメーター（指標）であると言われる所以である。

### 2 検証項目と検証の視点

しかし、実際のところ、文化の復興は、本当の意味で成了のだろうか。表面上、華やかに展開される文化活動の影で、浮上できない今までいる取り組みもあるのではないのだろうか。また、復興に費やされたこの10年間の取り組みの内実とは、一体どのようなものだったのだろうか。

震災5周年に行った国際総合検証では、「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」というテーマのもと、神戸市から宝塚市に至る阪神地域において過去から引き継がれてきた文化的伝統を確認しつつ、歴史文化・芸術文化の分野における震災直後の復旧状況や、それに対する様々な取り組みの状況を当時の視点から検証した。このとき明らかになったのは、あらためて文化とは何なのかという、きわめて自然だが、根元的な問いだった。実は当時書いたように、検証調査のどの場面においても、復興が成ったと感じることはできなかった。

何か足らない、何かが欠けている、こうした思いが消えることがなかった。それは文化というものが人間の存在に等しいと言ってよいほど、全体的で総合的なものだからである。全体と有機的に結び合い、働き合っていた部分が欠けたとき、全体は影響を受け、その損傷を補おうとして反応する。当時、大震災のダメージはあまりにも大きく、全体的な立ち直りが果たして可能かどうか案じられるほどだった。そのような状況下で、回復過程への答えとして行政側から用意されたのが、「創造的復興」を掲げた「阪神・淡路震災復興計画」であった。

数回に渡って作成された阪神・淡路震災復興計画においては、文化復興のシンボルである芸術文化センターや県立新美術館「芸術の館」等の整備をはじめ、文化財の修理・復元及び埋蔵文化財発掘調査の推進など、ハード・ソフト両面での取り組み方針が掲げられていた。計画の策定から、10年近くが経った今、我々はこれらの計画の理念及び内容を整理し、その後これらが効果的に行われたかどうかを点検し、文化復興の進展状況を検証することができる。復興計画において、できたこと、できなかつたことを整理することで、どのような成果があがつたのか、或いはどのような問題が生じたかの考察が可能である。本検証作業では、第一に復興計画の検証から始めることとしたい。

しかし、これだけでは不十分である。復興計画に記載された事項のみでは、この10年の間に被災地で生じた事象を到底網羅することはできない。実際の文化復興の現場では、この間、どのような問題が生じ、それはどのようにして解決されたのか。そこから今後に活かす教訓は得られたのか。この点についても、併せて考慮されなければならないだろう。現場で実際に起こったことを検証する。これが第二の視点である。

さらに無視できないのが、この10年間の国内の文化行政を取り巻く大きな動きである。行政以外においても、民間レベルで活発な芸術文化の支援活動が展開されたほか、文化活動を担う人々や組織のありようも徐々に変容してきた。また歴史文化遺産をめぐる考え方も、この間に大きな転換点があった。このような変化の背景としては、震災以前に端を発する大きな潮流にも目を向ける必要があるだろう。具体的には、文化行政をめぐる国の動きや制度面の変化、そしてアウトリーチ（出前文化活動）やアートマネジメントといった新しい概念が全国的に定着してきたこと、さらには近年の経済不況が文化活動に落としている暗い影も忘れてはならない。検証の第三の考え方としては、このような背景を踏まえ、現在に至る10年目の視点を確立しつつ、過去に向き合うことが重要である。

以上のような視点から、我々は被災地における芸術文化活動の展開・支援の成果と、文化財・博物館等歴史文化施設の創造的伝承に向けての取り組みについて検証し、このことにより被災地全体の文化復興の度合を測ることとしたい。また同時に、震災後に展開された様々な文化活動とその成果を点検することで、震災の教訓を今後の全県的な文化施策の展開へ反映させることを試みたい。

### 3 10年の歩み

検証の本論に入る前に、簡単に被災地の歴史的実像と、震災による被災状況及び震災が地域文化にもたらした影響について簡単に触れておきたい。（内容については、前回の5周年国際総合検証で記述したもののお概要を簡単に紹介するにとどめるので、詳細は同報告書を参照されたい。）また、あわせて震災後の動きとして、文化関係者によって被災地で展開された様々な取り組み状況についても、紹介しておきたい。

#### (1) 阪神地域の歴史像

阪神文化にかぎらず、地域文化は何よりも歴史的な集積である。阪神文化は、ともすれば明治末から大正期のモダニズムやハイカラさが喧伝されがちであるが、この地域はもともと摂津の北西にあたり、古くから拓けた地域であった。加えて港津にも恵まれ、万葉集中には早くも大輪田（のちの兵庫湊）の名が見え、大阪湾に面し交通の便も良かったことが分かる。

中世には、摂津守源満仲が川辺郡多田院を建立して土着し、この地に摂津源氏の礎を築

いている。のちには各地で土着武士が勢力を張り、瀬戸内の海運も重要性を増し、兵庫湊のほか西宮や尼崎の港も栄え、問丸の活動も盛んであった。中世後期の動乱から戦国期にかけては、この西摂地方も戦乱に巻き込まれたが、徳川の天下になると尼崎藩、明石藩、のちには三田藩がおかれたほか、幕府領、旗本領などに細かく区分され、交錯した所領配置は幕末まで続いた。近世になると産業では付加価値の高い園芸業や酒造業が盛んとなつた。特に酒造業は、池田、伊丹のほか灘五郷が形成され、これらは明治を迎えて近代資本主義経済の勃興期に、産業資本家を育てて阪神文化の形成に大きく貢献している。

阪神地域の近代は、兵庫湊の開港、大坂の開市にはじまる。兵庫の市街地の東の神戸村には、アメリカ、フランス、ロシアなどの外国人居留地が形成されて洋館が建ち並ぶ一方、居留地社会の周辺には中国人が数多く居住して独自の華僑社会を形づくるなど、今日に至る国際都市・神戸の原型が生まれた。のちに居留地制度が廃止されると、外国人は山手に住みはじめ、周りの農家に洋館が取り入れられるようになった。今に残る北野・山本通の異人館や洋館建築は、こうした居留地文化の広がりを示している。

明治 7(1874)年には、大阪・神戸間に鉄道が開通し、明治末には阪神電鉄、次いで阪急電鉄も開業し、沿線の各地にはまったく新しい住宅地開発が進んだ。新住宅都市としての阪神地域の成立である。明治 40(1907)年、鳴尾村に関西競馬俱楽部競馬場とともに、動物園やホテル、音楽堂などからなる複合施設・香櫞園が開設され、大正 2(1913)年には宝塚温泉で少女歌劇がはじまった。大正から昭和にかけても、新しい住宅開発がなおも進み、甲東園、芦屋六麓荘などが文化村住宅や新住宅地として整備され、住宅都市としての阪神間のイメージが確立した。この頃、関西財界の有力者が相次いで居を移したのを皮切りに、谷崎潤一郎をはじめとする多くの文人や芸術家が、この地に滞在・居住した。現在の芦屋市から神戸市東灘区にかけては、アメリカ人建築家ヴォーリズの弟子・吉村清太郎が計画した「深江文化村」が建設され、ロシア人音楽家・ルーチンなどがここに住み、後に世界的バイオリニスト・貴志康一を育てた土壤を生み出している。

近世以来、阪神間の産業界を支えてきた酒造業者をはじめとする関西財界の有力者たちは、酒造業と関わりの深い茶道文化に傾倒していった。この時代の経済人はいずれも茶道をたしなむことをひとつの大範としていたようであり、彼らは自ら茶室を持ち、亭主としてしばしば茶会を催し、それを社交の大きな手段としていたのである。その結果、茶器・花器をはじめ書画骨董の類が経済人の手元に収集されることになり、そこにいくつものコレクションが成立した。これらは今日、阪神間の多くの美術館・博物館となって、今なお風景の中にとけ込んでいる。昭和 9(1934)年開館の白鶴美術館はその先駆けであった。

大正から昭和にかけては、実に多くの美術家が阪神間を拠点に活動している。美術家の活動としては、大正末年から芦屋に居を構えた小出樽重をはじめ、吉原治良など多彩な活動が見られた。昭和 12(1937)年には自由美術家協会が、翌 13(1938)年には吉原らが中心となり二科九室会が結成されている。これらの活動は第二次世界大戦後に引き継がれ、戦後まもなくの昭和 23(1948)年には、芦屋市美術協会が生まれている。また戦後の美術運動として、吉原らが中心になった現代美術懇談会や具体美術協会などが立て続けに結成されている。

また、先に述べた酒造家たちは阪神間の地元の資本家・資産家として今日でいう地域のリーダーとでもいべき新たな役割を担っていた。彼らは住宅開発などの経済活動以外に、教育、文化活動の分野にも力を注ぎ、明治 44(1911)年には早くも甲南学園が開設されて、新しい時代の産業人の教育に地元の資本家が結集する。さらには昭和に入って灘中学校が創設され、ミッション系の関西学院大学がいまの西宮上ヶ原に移転し、また同じくミッション系の神戸女学院大学も昭和 9(1934)年西宮市岡田山へ移転するなど、阪神間は今日の私学教育のメッカとでもいべき状況がこの時期に生み出されている。

さらには、こうした阪神間の新しい都市文化の形成は、新たな生活文化の運動にもつながった。今日ではコープこうべの名で知られる世界トップの生活協同組合の前身である神

戸購買と灘購買は、大正10(1921)年、キリスト者賀川豊彦らによって設立されている。また、神戸購買の機関誌は「新家庭」と名付けられ、翌々年には婦人たちが組織した家庭会が生まれ、これはイギリスの協同組合や消費組合の婦人協会に倣った、我が国で最初の婦人協会となっている。

このように阪神地域は、近代から昭和のはじめにかけて、資本家や社会活動家を中心とする「私」の力によって、新生活、新文化に充ち満ちた住宅都市化を他の地域に先駆けて達成した。その後、戦災や高度成長期をくぐり抜けた後も、こうした美点は失われることなく引き継がれ、馥郁たる香りの阪神文化を醸成したのであった。

## (2) 被災状況と震災のもたらした影響

### ア 震災と地域文化

以上のように、阪神を中心としたこの地域の文化は、古代から現代に至る歴史の集積であり、重層であった。各時代に様々な人々が集い住み、また活動してきた集積が、地域文化となって現在に息づいているのである。地域文化は、言い換えれば歴史のあかしである。阪神・淡路大震災で地域が被災したものは何かと問われれば、それは過去から現代まで営々と積み重ねてきた時間が破壊されてしまったということである。

地域文化の本質は、人とモノとが生活の中で織りなす営みである。モノを認識し、モノに息吹を与える人間の精神性とモノの世界を分離して議論してもおよそ意味がない。人とモノとは一体的であり、その両者が絡み合って存在する文化は、全体的で総合的なものである。しかし、前節で概観した地域文化の歴史的重層性は、近代文明の生み出した圧倒的なモノの洪水の前に、人間の精神性とモノとの関わりが薄れ、既にほころびが生じつつあった。80年代後半には、あのバブル景気に国内は沸き立ち、まちにはさらにモノがあふれ、バラ色の開発計画が阪神・淡路地域をいろどった。そして、そのような文化的状況を、あの阪神・淡路大震災が直撃したのであった。

### イ 震災によるモノの被害

#### (ア) 芸術文化施設

阪神間は日本でも有数の芸術文化施設とりわけ大小の美術館・博物館が集中している地域である。その大多数の施設では建物の損壊や展示物の損傷を大なり小なり被った。阪神淡路地域の公私立美術館博物館のうち、被害を申請して何らかの助成を受けた館は35館に達した。阪神間の土地柄と相まってこれらの館では陶磁器をはじめとする東洋美術の収蔵が多く、その破損が目立った。清朝以降の陶磁器の名品を所蔵するエンバ中国近代美術館は、当時「景德鎮陶磁20世紀の歩み展」を開催中であったという。収蔵庫の棚から落下したものも含めて800点が割れ、その被害総額は約10億円にものぼったと言われる。このような例は枚挙にいとまない。

また兵庫県には、劇場・ホールが当時52館あり、その多くは阪神地域に集まっていた。それらのほとんどが何らかの被害を被ったことは言うまでもない。被害が大きく、国庫補助による災害復旧補助を受けた館は、25館にも達している。特に被害が甚大であった伊丹市立文化会館は、閉館を余儀なくされ、新館としての再開は平成10(1997)年11月まで待たねばならなかつた。また、同じく被害の大きかった神戸国際会館のリニューアルオープンも平成11(1998)年5月のことだった。阪神間の代表的な劇場の一つである宝塚大劇場は、スプリンクラーが壊れて大量の水が噴き出し、絨毯等の内装の外、衣装倉庫も舞台機構も使用不能となり、このため2月からの公演は中止された。また神戸ポートアイランドにある田崎ホールのように、建物に損傷はなかったが、ポートライナーなどアクセス交通機関が不通となつたため、活動停止となつた館もあつた。このように劇場・ホールは直接的、間接的な被害に見舞われたのである。

#### (イ) 歴史的建造物と文化財

有形文化財は、人々の記憶と一体となって形成されている歴史文化的所産である建造物や絵画、彫刻等の有形の財産である。その文化財の多くが阪神・淡路大震災で一

瞬のうちに倒壊、欠失した。

近畿圏内の重要文化財 6,144 件のうち 162 件、府県指定文化財 2,663 件のうち 109 件、計 271 件が被災した。そのうち建造物の比率が 73% を占めた。今回の震災では建造物の被害が甚大であった。

兵庫県内の文化財の被害は、国指定 46 件、県指定 54 件、市町指定 43 件、被害総額は指定文化財だけで 100 億円近くにも達した。

指定種類	建造物	美術工芸品	有形民俗	史跡・名勝	重伝建地区	合 計
国 指 定	33	5	1	6	1	46
県 指 定	44	3	4	3	—	54
市町指定	22	9	3	9	—	43

表-1 兵庫県内指定文化財の被害件数

※重伝建地区：重要伝統的建造物群保存地区

### a 被害状況

#### (a) 建造物

被害調査は、国宝・重要文化財については文化庁及び（財）文化財建造物保存技術協会が、重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という）及び県指定文化財は大阪府を除く近畿 1 府 4 県の文化財建造物担当者が、市町指定文化財及び歴史的建造物（未指定文化財）は市町文化財担当者及び景観担当者、日本建築学会（近畿支部）の有志がそれぞれ調査を分担した。

各調査の本格的な開始には 1 週間を要したが、ほぼ 1 か月で指定文化財の調査を完了し、歴史的建造物を含む合計 1,400 件の調査は 3 月末日に修了した。

なお、未指定の文化財建造物を含む被害調査は、以後の地震被害調査に影響を与える、台湾集集地震、鳥取県西部地震等においても未指定文化財について、被害調査を行うようになった。

指 定	全 壊	半 壊	部 分 破 壊	傾 斜	軽 微	被 害 な し	解 体 修 理 中	合 計
国 指 定 文 化 財	3	5	11		25	8	1	53
国 指 定 伝 建 地 区		8	11		5			24
府 県 指 定 文 化 財	4	4	4	6	4	30	1	53
市 指 定 文 化 財	2	3	2		5	19		31
市 景 觀 指 定	4	3	9	2	14	3		35
文 化 環 境 保 全 地 区	2			3	3	17		25
指 定 建 物 合 計	15	23	37	11	56	77	2	221
未 指 定 建 物	148	82	203	44	325	237		1039
全 合 計	163	105	240	55	381	314	2	1260

表-2 近畿府県文化財建造物被害概要（「阪神大震災歴史的建造物被災調査報告」日本建築学会近畿支部 1995 年 4 月）

#### (b) 美術工芸品

阪神間には多数の未指定美術工芸品があり、それらの状況は所在情報を持っていなかったことから全く不明であった。そのため、多数の損壊建物の撤去等に伴い貴重な美術工芸品等動産文化財の廃棄・散逸を防止するため、1 ヶ月後の 2 月 17 日に、文化庁はじめ国附属機関、兵庫県教育委員会他地方公共団体の美術館等の機関、NPO 等の民間機関、合計 30 機関により「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を開設し、緊急に保全措置を必要とする動産文化財について、文化財レスキューを実施し、県内又は周辺府県の博物館等保存設備がある施設に一時保管を行った。

また、地元NGO救援連絡会議文化情報部では、「文化遺産救援ニュース」を発刊すると共に各地のボランティアグループ・美術関係企業と協力して文化遺産の保全を訴え、阪神大震災歴史学会連絡会・歴史資料保全情報ネットワーク（略称：資料ネット）では、被災者の要請により活動するだけではなく積極的に所在場所に出向く、通称「パトロール調査」を実施し、多くの被災文化財が潜在的に存在していたことを明らかにした。これらの活動は建造物と同じく地震時における産官学一体となった被災調査を行う契機となった。

文化財レスキュー等被災文化財救援事業の実施により、数万点に及ぶ文化財を倒壊家屋から救出しが、家屋の撤去により家財と共に処分された文化財も少くないことが判明した。また文化財に対する意識については、家財と共に処分した住民と調査者との間には、文化財価値の判断に意識差があった。

#### (c) 民俗文化財

重要有形民俗文化財「灘の酒造用具」及び県指定重要有形民俗文化財「灘酒造用具一式」は、保存していた建物が倒壊したために被災した。また、「沢の鶴株式会社大石蔵」は、蔵そのものが倒壊し、附指定の酒造用具が蔵内で被災した。菊正宗酒造記念館、沢の鶴株式会社大石蔵等約300棟の酒蔵の95%が倒壊した。こうした酒蔵の倒壊原因は、登り梁形式のうえに胴差しを用いないという簡単な構造にあった。灘酒造地区酒蔵の内、震災前の形に復旧再建されたもの3件、新しくRC造や鉄骨造によって再建されたもの14件、再建後も江戸時代末の蔵で従来通り酒造を行うものは泉勇之助商店（灘泉）の1件のみとなった。現行の建築基準法では、酒蔵の構造強度が基準に達せず伝統工法による再建は不能であった。

県指定重要有形民俗文化財「沢の鶴大石蔵」の場合は、建築審査会の同意を得て免震装置を導入することにより伝統工法を採用して再建したが、再建費用は多額となり高度な技術を要するなど通常の再建ではとても採用しうる工法ではなかった。

また、酒造用具の中で特に被害を受けたものは、仕込み用大桶・大釜の蓋・麹さまし・もと半切、もと卸桶など多種・多数にわたるが、主に桶類の被害が大きかった。こうした桶類の需要は年々減少しており、専門業者も高齢化して仕込み桶等の大きな桶類の修理ができる業者が灘五郷にいなくなっていた。

#### (d) 史跡名勝天然記念物

国指定記念物7件（史跡7件）、県指定記念物4件（史跡2件、名勝1件、天然記念物1件）が被害を受けた。復元整備された国指定史跡「有岡城跡」（伊丹市）の整備石垣の一部が崩れ、同「五色塚古墳」（神戸市）は、後円部墳丘に亀裂が走り、一部葺石が飛び出す等、構築物の被害は建造物と同様であった。

#### (e) 埋蔵文化財

埋蔵文化財保護上の最も大きな問題は、震災発生以降相当の期間にわたって行われる復興事業との整合をいかに図るかということにあった。県では、「愛着を持つことのできる再生都市の形成には、その地域の文化や文化遺産の持つ魅力や歴史は不可欠の要素である」という兵庫県文化財保護審議会の緊急提言を踏まえ、文化庁と協議し、復旧・復興事業に伴う土木工事等に対し、埋蔵文化財発掘調査を可能な限り行うという方針で臨んだ。平成7(1995)年4月1日に他府県から25人の支援を受け、同7年から9年の3カ年の間に述べ121人の支援職員の応援を得て、平時の10年分に相当する調査対象面積の調査を行い、同12(2000)年度にほぼ修了した。

市町名	遺跡数	被災面積	主な遺跡名
神戸市	154	234.2ha	住吉宮町遺跡、郡家遺跡、日暮遺跡、松野遺跡
尼崎市	15	4.6	塚口城跡、尼崎城跡、東武庫遺跡
西宮市	13	4.7	西宮社頭遺跡、甲子園口遺跡
芦屋市	33	4.9	芦屋廃寺、津知遺跡、業平遺跡、月若遺跡
伊丹市	18	2.2	伊丹郷町、有岡城跡
宝塚市	1	0.1	
川西市	10	0.8	
明石市	2	1.3	明石城武家屋敷跡、太寺遺跡
津名郡	34	0.8	富島西遺跡
計	280	253.6ha	

表—3 被災した遺跡と面積

また、震災発生から同7年5月末までの間は、文化庁通知に基づき、ライフライン等の復旧工事、復興事業に伴う個人住宅や小規模な集合住宅については、文化財保護法上の届出・通知を不要とし、事実上、発掘調査を省略した。復旧事業に伴う届出件数は前年比約2倍に増加したが、発掘調査件数はこの緩和策により、届出件数の18%(前年30%)にとどまった。なお、被災地の遺跡調査に対して、地域住民の反発を懸念していたが、住民は現地説明会を求めるなど、調査に対してむしろ好意的であった。西宮市震災復興6年の総括では、「文化財の復旧を不要のものとして軽視する姿勢や発言は、ついぞ聞かれなかった。各地の復興事業に先立つ事前調査の現場には、数多くの地元住民が現地説明会に訪れ、各種の講演会にもまた多くの聴衆が集まつた。」と記されている。

#### ウ 震災による芸術文化活動の被害

人の精神性とモノとの関係に乖離が生じ、モノこそが文化であるとの錯覚が生じた現代にあっては、被害状況もモノの被害へと目が向けられがちである。たしかに上記のように多くの施設や文化財が被災した。しかし、このことによってもたらされた地域の文化活動や我々の精神活動へのダメージこそが、本当の意味での被害である。ただ、モノとは違って、ソフトの被害状況は数量化が難しく、統一的なデータもない。また、被害の内容も多岐にわたる。よって、被害の全貌の把握はなかなか困難であるのが実情と言える。

阪神・淡路大震災復興基金が実施している「被災地芸術文化活動助成」の平成15(2003)年度の利用者にアンケート調査をしたところ、「震災によりあなたの芸術文化活動はどのような被害を受けましたか」との設問に対して、「資金面で活動が困難となった」が23.8%と最も多く、次いで「日常の活動場所を失った」(20.2%)、「会員数が減少した」(18.2%)、「活動成果の発表場所を失った」(14.9%)の順になっている。

このことを裏づける具体的な事例については、枚挙にいとまがない。日本テレマン協会は、練習場のあった夙川カトリック教会が被災し、貴重な活動拠点を失った。神戸を中心に活動していた劇団道化座は、神戸市灘区のスタジオを火災で失った。このように稽古場や事務所等に被害を受け、公演活動に支障を来たした事例は、数多くあったようである。震災で中止・延期となった興行の件数は、ぴあ株式会社の調べによると、音楽104件、演劇・演芸44件、美術5件にのぼっている。公演キャンセルによる被害額は、1劇団当たり、数十万円から数百万円と見込まれており、全体としては大変な損失である。宝塚歌劇団は、3月末より宝塚大劇場での公演を再開したが、再開後1ヶ月半の観客数

は前年比 3 分の 2 で、その原因は地方からの団体客の激減と、リピート客の減少にあると見られている。

さらには、人的被害として、関西現代美術界の重鎮であった津高和一氏が倒壊した自宅の下敷きとなって亡くなったほか、宝塚パウホールの支配人細川勝幸氏が死亡するなど、怪我人も含めると相当の被害が生じている。

こうした被害は目につきやすく、新聞などにも取り上げられやすいので、大きな印象を残すが、このほかにも震災による間接的な被害も見逃せない。一番大きなものは、仕事の被害である。震災は、地域の様々な分野での仕事場をはじめ、顧客、取引先、さらには活動資金に打撃を与えることで人々の仕事を奪った。芸術文化もその例外ではなかったという。例えば、舞踊団については公演数の減少が見られたが、それよりも大きな問題として、これら舞踊団が併設していた教室がスタジオの被災や生徒数の減少のため大きな経済的打撃を受けたことが挙げられる。同様の傾向は、華道や茶道など、稽古を経済的基盤として成り立っている芸道の分野にも当てはまった。また、舞台芸術事業に欠かせない音響・照明・舞台美術のスタッフが、震災による劇場・ホールの活動停止に伴い仕事が半減し、ステージ運営会社の人員整理により、人材が首都圏に流出した事態も生じている。

このように直接数字に表れないものの、「アーティスト（発表者）」、「発表の場」、「観客」という要素が揃って、はじめて有機的に成立していた芸術文化活動のシステムが、震災による被害のため、一部の被害が全体に波及するという悪循環に陥った状況が認められる。文化は、全体的で総合的なものである。全体と有機的に結び合い、働き合っていた部分が欠けたとき、全体も影響を受けるのである。

しかし、このような状況下にかかわらず、震災後のかなり早い段階から、損傷した部分を補おうとする反応があったことも事実である。これらの反応は、新たな文化状況のうねりとなって、今日に至るまで続いている。この点については、次節で触ることとしたい。

### (3) 震災後の動き

#### ア 文化活動の意義の再認識

新たな文化状況の萌芽は、ただ単に震災を受けたことによって、自然と生じたわけではない。そこには、アーティストや文化関係者自身が、震災のインパクトによって、芸術や文化とは何か、自らの社会における存在意義とは何か、そうした根元的な問いに対して正面から向き合わねばならなかつたことが深く影響している。平時においては、意識されることもなかつた様々な問題が、我々に突然つきつけられたのである。

#### (7) 避難所となった公立文化施設

公立の文化施設はそれぞれに大きな直接的被害を被ったのであるが、こうした直接的被害以外にも、震災直後の被災事情として 2 つの間接的な課題を抱え込んでいた。その 1 点目は、これらが公共的施設であるがゆえに、一部の施設では地震直後から被災者の避難場所となつた点である。被害のためた地区によっては避難所が足りないという事情もあったようで、ホール、美術館、図書館、水族園などの一部は避難所となつた。芦屋市立図書館や宝塚市立図書館は、市の指定の避難所が足りなかつたので、それを補完する役目を果たした。須磨海浜水族園でも一時的に被災者を受け入れ、震災後は避難所としても機能した。

間接的な課題の第 2 の点は、公立の施設に限定されるものであるが、大規模災害に直面すると救護職員が不足をきたし、施設職員も災害復旧本部の応援に行かざるをえないために本来の業務であるはずの芸術文化施設そのものの復旧が後回しになつたことである。神戸市立博物館の場合は 1 月 24 日から 4 月 1 日まで、ほぼ 2 ヶ月以上いわゆる防災指令第 3 号が出され、職員のほとんどは区役所から避難所への物資搬入などの救護援助に向かい、館には副館長以下 4 名が残留しただけだったという。震災直後

から、建物、設備の点検はもちろん、余震に備えて収蔵品のチェックや調査と避難搬出などの多くの本来業務は後回しにならざるをえなかつたのである。

突然襲った震災で住居を失った人々を緊急に受け入れる。このこと自体は、極めて当然であった。しかし、それが2ヶ月、3ヶ月と続くと、文化施設は何のためにあるのか、そして文化施設が任務とする文化振興といううたい文句は何だったのかと考えざるを得なくなってしまう。文化とは平時の贅沢消費であり、文化振興もそのような範囲での取り組みであったということなのだろうか。

結局、こうした震災がもたらした目に見えない被害を突き詰めていくと、社会における文化に対する価値観や組織等の持つ問題性に帰着することとなる。そもそも文化施設が担うべき公共性とは一体何なのか。このことについて、我々自身もこれまでに深く考えたことがなかったのではないだろうか。公共財としての地域文化を優先させるべきであるか、あくまでも公共施設として地域文化施設を位置づけるのか、この点は議論が分かれるところであろう。結果的に震災は、我々に対して文化施設がその活動を通じて地域社会や住民とどのようなつながりを構築していくべきかを鋭く問いかけたのである。

#### (イ) アーティストの自問

震災の直後、被災地の人々がまずしなければならなかつたことは、己自身や家族、財産を守ることであり、次いで必要となつたのは水や食料、寝起きする場所の確保であった。怪我人の治療や、行方不明者の搜索、そして不幸にして亡くなつた親族の葬儀、住居の補修・建て替えなど、あまりに多くのことに対処しなければならなかつた。当時は何をおいても生き延びることが、最低の条件だったのである。そこには、芸術や文化について考える余裕はなかつたはずである。また、直接被災しなかつた人々についても、報道によって次々と明らかにされていく被害の大きさに誰もが我が目を疑い、近代の都市文明が初めて体験した直下型地震の凄まじさに慄然とした。

その時、アーティストは、どう感じたのだろうか。

神戸大学のOBを中心に結成された当時の人気劇団「惑星ピスタチオ」の西田シャトナーは、このように語っている。

「硬派に演劇活動をしてきたつもりだったが、震災を体験して、自分が何も役に立たないと、芝居をしていることを後悔すらした。こんな時こそ芸術をなんて、甘い意見だと思う。娯楽が本当に必要とされるときがくれば、自然に発生するのではないだろうか。ボランティアによる演劇公演ばかりではなく、こんな時だからこそやるなら質の高い、本当に満足してもらえるエンターテインメントの公演をやるべきだと思う。」（「阪神・淡路大震災芸術文化被害報告書」〔阪神淡路大震災芸術文化被害状況調査研究プロジェクト調査委員会〕より）

震災直後に神戸で被災した人が、命からがら大阪に出てみると、大阪では普段通りバーゲンセールを開催しており、あまりの雰囲気の違いに違和感を覚えたという声を聞いたことがある。ここでいう違和感は、実際、すぐ近くに家族や住居を失つた人が大勢いるというのに、普段と変わらぬ日常を楽しむことは、道義的にいかがなものかという問いかけにつながる。

基本的には芸術表現とは、人間の持つ情のエネルギーや衝動を制御して、創造の力に振り向ける作業である。言い換れば、極めて私的な、「個」の産物であり、本来、利己的な動機から出発したものである。結果として、個々の作品が、他者に感動や希望を与えること、社会的に有意義な価値を持つに至るのは、その作品に人類が共通に認識できる普遍性が備わっている場合に他ならない。芸術家は、そもそも人の役に立つために作品を作るのではなく、ただ自分が作りたいから作る、それだけなのである。このような非常時に、自分は芸術などに関わっていてもよいのか。それが、震災直後にアーティストが感じた、ある種共通した後ろめたさである。

「震災と美術をめぐる 20 の話」(インタビュー・構成／山下里加)で、芦屋在住の美術家・赤崎みまの言葉が掲載されているので、少し長いが引用してみる。

「最初の頃、私の家でも食べ物とか水とかの目処がたってなくて、避難所では何人の人が寒い思いをして、食べ物もなくてっていう時には、本当に何も言葉が出なかったんです。美術っていう言葉自体がタブーな感じだった。家族ですら。おそらく近所の人なんか滅相もないって感じだったと思う。社会の中に芸術という言葉なんかない。言ってはいけない言葉。今は本当に信じられないけど、あの時は本当にそんな感じだったんです。」

この言葉に象徴されるように、芸術が非常時においては何の役にも立たないという事実を前にして、アーティストが多かれ少なかれ揺れた状況がうかがえる。実際にこの時期、被災者の一部や行政サイドにも歌舞音曲など文化的な行事に対する一種の自粛ムードがあったことは確かである。しかし、時がたつにつれ、次第にこの考え方にも変化が出てきた。再び彼女の言葉を引用してみる。

「震災後、芦屋の街を歩いていると、木があることで建物を守っている情景をいっぱい見たわけね。それが、この前行った時は、その木に花が咲いていたの。(中略) 桜だと思う。それがすごいフォルムでとっても綺麗なんです。それを見た時に、すごく元気づけられたんです。もし、3ヶ月前にこの花が咲いていても、ここでは『花より団子』ならぬ『花よりおにぎりと水』だったの。みんなは美しいものに目を向ける元気すらなくて、花は何の役にも立たなかつた。でも、今は違う。パワーをくれるの。

(中略) 美術ってそんなものかなと思う。」

このように、アーティストや文化関係者は、震災直後の自問の時期を過ぎ、被災地にある程度の落ち着きが戻った頃、それぞれの立場から自らの行動指針とでもいうべきものを取り戻したのである。それは、これまでとは全く違った、新しい芸術文化活動の現れ方でもあった。

#### イ 震災後に生まれた新たな動き

すでに周知のとおり、被災地の内外の芸術家や団体のいくつかは、震災後の比較的早い段階から被災地を勇気づける慰問コンサートや、復興を目的としたチャリティ展等を次々と展開した。また、かつて例を見ないほど多くのボランティアも、この間に被災地を訪れている。さらには既存の団体とは一線を画す、新たな文化団体の結成も相次いだ。つまり、震災という大きなショックを一つの契機として、ある種の「化学反応」が起り、文化をめぐる状況に新たな萌芽が生じたのである。

#### (7) 動き出したアーティスト

まず個々の取り組みから紹介してみると。

昭和 38(1963)年に誕生した日本テレマン協会は、バロック音楽の総合団体である。夙川カトリック教会の好意により、ここを練習場として活動を行っていたが、震災で教会が大破、重要な活動拠点を失った。しかし、そのような状況下で、同協会の創始者・延原武春は、被災地の無料慰問コンサートを思い立ち、8月にかけて 10 回にわたるコンサートを各地に「出前」した。コミュニティセンターや、ホテルのロビーなど様々な場所で奏でられた音楽は、本物の芸術に久しく触れていなかった被災者の胸に深く響いたという。

会員数 5 千名を超える県内でも屈指の芸術文化団体である兵庫県いけばな協会は、今回の震災で会員やその家族に死者や怪我人が出るなどの大きな被害を受けた。協会が始まって以来、最大の試練を迎えた格好となったが、「このような中であっても、瓦礫の中から雑草が自然と芽生えるように、我々もこれまで行われてきた活動を同じように繰り返していこう。」という方針の下、平成 7(1995)年 5 月、同じく大きな被害を受けた大丸神戸店で「いけばな神戸展」を開催した。被災者のためにひとときでも心なごむ時間を提供するという趣旨に基づき、入場料を無料にしたこともあり、会期中

の6日間は15,000人の入場者で賑わった。

文人たちの創作においても、かつてないほどの表現が、この震災を契機に立ち現れた。震災で失われたものや復興をテーマに、子どもから詩人、小説家などによって、実に多くの文章がこの時期に書かれたのである。司馬遼太郎や遠藤周作など、県外の著名作家が次々と神戸をテーマにした文章を発表したほか、安水稔和や伊勢田史郎など被災地の詩人も、後で述べるアート・エイド・神戸の支援のもと、震災3ヶ月後にしてアンソロジー「詩集・阪神淡路大震災」を発刊し、大きな反響を生んだ。なお、安水らはこの後、平成9(1997)年度に県域レベルの文化団体である「兵庫県現代詩協会」を設立している。

このほかにも、震災の前年に結成されたばかりの兵庫県立ピッコロ劇団は、被災地激励活動として、各地の避難所での公演活動を2次にわたって66公演を実施し、のべ16,000人を動員している。これはその後、必要性がクローズアップされた芸術文化のアウトリーチ活動を、まさに「県民の劇団」としての存在自体が問われる状況下で極めて自然発的に実践した例であると言える。また、五木ひろしをはじめとする著名芸能人によるチャリティコンサートも震災の1ヶ月後から相次ぎ、「がんばろや神戸」などのキャッチフレーズに代表されるムーブメントを形成したことも記憶に新しい。

このように既存の芸術家たちは、震災という大きなうねりに翻弄されながらも自らの存在意義を見失うことなく、むしろ芸術文化の価値をこのような時こそ世に問うといった、しぶとさ、逞しさを印象づけている。

#### (イ) アートNPOやボランティアなど、新たな地域コミュニティの形成

しかしながら、本節で着目したいのは、こうした既存の団体以外に新たな文化活動の萌芽がこの頃、同時発的に生まれたことである。

代表例は、島田誠によるアート・エイド・神戸である。当時、島田が経営していた海文堂書店はギャラリーを併設し、地元の美術家や音楽家が集うサロンとして、様々なネットワークを得ていた。震災以前から公益信託・亀井純子文化基金によって文化支援活動の実績を持っていた島田は、震災発生の翌月の2月15日には趣意書を書き上げ、美術、音楽、文学方面の関係者に働きかけ、いち早く組織を立ち上げた。翌々月には芸術家への第1次緊急支援を実施したほか、各種チャリティ展覧会・コンサートを主催するなど、まさに神戸の文化を自らの手で守るという決意を行動で実践して見せた。阪神・淡路大震災復興基金による被災地芸術文化活動助成の制度がスタートしたのは、この翌年の平成8(1996)年度であったことを考えると、アート・エイド・神戸の活動の迅速さは特筆されて良い。現在、アート・エイド・神戸は、アートサポートセンター神戸として改組され、NPO法人化を目指して活動を引き続き展開している。

また、神戸に住む一人のアマチュアチェリストであった松本巧が立ち上げた「1000人のチェロコンサート」も忘れてはならないだろう。ベルリン・フィルのR.ヴァインツハイマー氏の発案を受け、松本が準備に奔走し、平成10年、その第1回が被災地・神戸で開催された。海外を含め全国から集まったプロ及びアマチュア演奏家たちも加わり、会場いっぱいに鎮魂の音色が響いた。コンサートを成功に導いた松本は、平成13(2001)年、NPO法人として国際チェロアンサンブル協会を設立し、その後も各地でチェリスト達によるフェスティバルを開催している。

美術家・杉山知子が主宰する「芸術と計画会議(CAP)」の活動も極めてユニークであり、注目に値する。震災の前年に結成されたCAPは、芸術を社会に浸透させる新たな仕組み作りをめざして、各種の活動を展開しており、震災後には神戸市内の旧ブライル移民センターを拠点に、子ども達を対象にしたワークショップやコンサート、カフェやアーティストグッズのショップなど、これまで難解なイメージのあった現代アートの普及に向けたイベントを実施し、平成14(2002)年には、NPO法人としての認証を受けている。

また、狭義の意味での芸術文化イベントではないが、伊丹市の昆陽池で毎年1月17日に犠牲者の追悼のためロウソクを灯すイベントが実施されているように、各地で実施されている追悼行事も市民団体やボランティアによって自発的に運営されている状況が生まれている。

このように、震災後の被災地では自らの考えによって芸術文化の振興を推進しようとする地域コミュニティや市民組織が次々と現れ、行政や既存の文化団体とは異なった独自の視点から意欲的な取り組みを見せていている。その登場の背景は様々であろう。被災地においては、震災直後、多くの若者がボランティアとして被災地の復旧活動に従事し、後にボランティア元年とも呼ばれた状況が生まれている。これは後で述べるように平成10(1998)年の特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）制定に繋がった。また、アートマネジメントに関する社会的関心が増したことや、震災によって芸術文化そのものの存在意義が社会の中で問われる局面が生じたことも無視できない。このように全国的な動向による要因と、被災地独自の事情が重なったことが、被災地で新たな市民団体が数多く誕生する契機となったのではないだろうか。

以上のように震災後には、新・旧、プロ・アマ、県内・県外問わず、あらゆるレベルの芸術家たちが被災地に集い、地域や被災者を励ます活動を展開したのであるが、ここで問題が全くなかったわけではない。特に避難所などの慰問活動においては、芸術活動に対するニーズと、芸術家側の意向とのマッチングが重要であった。例えば、震災直後から慰問公演を展開したピッコロ劇団は、まず劇団の方針として避難所公演を決めたが、訪問先の選定に当たっては、尼崎市役所、県庁などの仲介を得て、また劇団担当者自身も事前に現地に赴き、避難所の代表と話し合い、現況を確認した上で公演活動を実施したという。ただ、このほかの民間団体やアマチュア芸術家などが、このようなルートで訪問先を見つけることは当時の状況としては困難であり、多くの市役所や各地のボランティアセンターでもこれに対応するシステムを持ち得ていなかった。そのため、マスコミ等で大きく取り上げられている避難所に芸術家の訪問が集中したり、一部には公演自体が避難住民に迷惑がられるようなケースも生じていたようである。こうした点については、今後同様の災害が生じた場合に備え、芸術家による慰問活動を円滑に受け入れ、適切なマッチングを可能にするシステムを検討しておく必要があるだろう。

#### (4) 歴史文化遺産の現状と課題

阪神・淡路大震災により、多くの人命・財産が失われたが、その中には貴重な歴史文化遺産も多く含まれ、早急な復旧が望まれた。このため、兵庫県文化財保護審議会は、文化財保護の立場から危機的事態であると認識し、特に被害の顕著な未指定の「歴史的建造物」についても復旧支援が必要との緊急提言を行い、これを踏まえ「阪神・淡路大震災復興基金」から「歴史的建造物等修理費助成事業」を行った。

この事業は地域の歴史を知る上で重要な歴史的建造物に対する助成と、コミュニティのシンボル等として住民等から保存要望のある文化的建造物に対する助成よりなる。助成内容は補助率1/2、助成金額の上限が500万円と多額とは言えないものであったが、助成を利用した復旧が284件を数えた。地域に所在する、身近な歴史的建造物の保全に大きな効果があった。

また、震災の経験から、身近な歴史文化遺産を守っていくには、「文化財指定制度」による保護では難しいことが判明した。これまで、文化財建造物は明治30(1897)年以来100年以上かけて、2,177件(平成11年10月現在)の国宝・重要文化財建造物を指定し、地方公共団体指定件数を加えると約1万件のものを保護してきた。

しかし、「各時代又は類型の典型」となるものを指定の対象とする指定制度では、歴史文化遺産の類型が多数所在する地域の特性を総体として保護しえないことが明白となつた。そのため、兵庫県教育委員会を始め、各専門家及び関係機関から指定制度を

補完するものとして、身近な地域の歴史文化遺産の保護を目的とした制度の創設を提言し、平成 8(1996)年に国は「文化財登録制度」を創設した。

文化財登録制度の導入から 8 年を経て、国全体で登録文化財建造物は既に 4,257 件(平成 16 年 6 月 18 日現在)を数え、兵庫県内でも 184 件が登録されている。歴史文化的建造物の保存・活用への関心はかつてないほどの高まりを見せてている。しかし、県内の登録状況を見ると、登録文化財の所在が一部地域に偏在しているなど社会全体のコンセンサス(合意)を得て制度が普及しているとは言い難い。これらの理由として、登録文化財の存在・価値に対する認識不足や具体的活用方策の欠如がある。さらに震災後の歴史文化的建造物の復旧過程で明らかになったように、歴史文化的建造物の修復専門技術者の不足があげられる。

次に、震災による文化財被害の 73% が建造物であることから文化財建造物の耐震性能の向上が求められた。

同手法については、文化財価値と安全性の調和を図りつつ、構造補強を行うことと考えるが、両者のバランスについて、震災時には明確な評価手法が確立されていなかった。そのため、平成 8(1996)年に東京芸術大学主催、文化庁・兵庫県教育委員会外共催により、ユネスコ・イコモス等の国際文化財保存機関及び 16 カ国の専門家を召集し、国際シンポジウム「災害から文化財を守る」を開催し、災害による文化財の被害軽減策に係る文化財価値と安全性の両立の検討を提言した。現在も多種な協議が重ねられているところである。

なお、国内では、文化庁防災業務計画(平成 8 年 5 月 29 日修正)第 5 章第 3(1)に、「指定文化財である建造物の復旧にあたっては、特に公開を行っている事例について、人命の安全を図るべく、当該建造物の強度を向上させる内容で、工事を実施することとする。」と明確に規定された。

#### (I) 文化財を活かした地域づくり人づくりの芽生え

震災後の状況をみると、例えば、登録文化財建造物である神戸市中央区の旧ユニオン教会のように震災後廃棄された教会堂を個人が買い取り、修理改修の上、店舗として再生した事例や大正期の邸宅をレストランとして再利用を計画しているものなど、建物の特性を生かしつつ再生を図ろうとしている事例が見られる。また、(社)兵庫県建築士会(まちづくり部会・広報部会)では、まちなみ保存活動を行っている地域を訪問し、地元の保存活動団体や会員と歴史文化遺産を視点に据えたまちづくりのあり方について、勉強会を開催するなどの取り組みを行っている。さらに、まち全体をフィールド・ミュージアムとして位置づけ地元まちづくり協議会と共同してまちづくりを模索している町や伝統的建造物群の調査や明治時代の歌舞伎場の再生を地方公共団体、大学及びボランティアと連携して行っている事例も見られる。

平成 13(2001)年度に文化財建造物(国宝・重要文化財及び登録文化財)若しくは重要伝統的建造物保存地区を一つ以上有する全国 1,060 市町村に、住民による文化財の保存活用状況についてアンケート調査を行い、648 市町村から回答を得た。

活動団体の平均像は、活動内容を見学会等の勉強会の開催(19%)、清掃などの維持管理(18%)、イベント展覧会の実施(13%)、調査・研究活動(12%)等とし、構成員数は 26 人から 50 人の規模(24%)、平均年齢は 61 才以上(35%)、資金源はメンバーの会費(36%)で充当し、メンバーの職種は自営業者(26%)、活動団体間の交流については「無し」(64%)という実像が伺えた。

また、今後の行政支援策について希望を聞いたところ、「意識醸成などの啓発事業」22%、「活動ノウハウなどの情報の提供」19%、「人材育成に関わる支援」15%、「専門家など人材の派遣」11%と資金支援以上に活動の手法、高度な知識の習得を望んでいることが理解できた。しかし、NPO 組織数は 27 団体を数えたのみで、内閣府発表の総数 13,250 団体(2003 年 9 月)に比較して極めて少ない数しか確認できなかった。各

活動団体の構成員が高齢化し、情報が孤立化していることが伺われ、若年層の参加しやすい環境作り、活動内容の高度化を支援する人材養成・派遣の支援、団体間のネットワークの構築を支援する公的制度の創設が喫緊の課題となっていることが看取された。

#### (オ) 文化財修理は心の修理から

被災した文化財の復旧修理は、通常時とは多くの面で異なった。文化財所有者の多くは、社寺や個人がほとんどで、通常は、修理費積立金の準備が整い、公的機関に補助を申請する。しかし、被災後の修理は、突発的な発生に伴い、不十分な準備、不安定な精神状態のまま修理を開始した。ある所有者は、九死に一生を得たとの思いから建物を即座に撤去して欲しいと感情が高ぶり、ある所では修理費用が100年分の營繕費に該当することを知ると黙したまま目を伏せて語らない状態であった。そして、多数が生き埋めになった所では、交わす言葉さえなかった。また、神戸の場合は外国人が文化財を所有している場合が多く、復旧相談は、世界中に散らばる子供たちや所有者の帰属意識の形成から始めなければならなかつた。

また、調査者も尋常ではなかつた。神戸市では震災前に3年を費やして灘五郷の酒蔵300件を調査していたが、出版前に建物は全て損壊した。直後から被害調査を開始したが、散乱する残骸を乗り越えた時に、牛乳瓶に一輪指の花が眼下に飛び込み、目に焼き付いて離れなかつたという。

震災のダメージについて、衝撃の早いものと遅いもの、瞬間的なものと長期的なものがあるとすれば、文化財は後者に属するであろう。復旧相談で最も苦心したことは、被災者・調査者の一時の不安定な感情から即断することを避けることであつた。

ある教会では、信徒は全壊した聖堂の再建を即決し、全く新しい建物の設計を行つた。しかし、震災による断点を増幅することなく、記憶の連續性をまもろうとの神父の言葉により、後に元どおりの形で再建したという。また、ある寺では、住職と檀家が相談し、全体復旧費が足りないため、10年後に改めて考えることにして、祈りの場所から修理を開始した。

また、多くの宗教者は被災地を廻り、地域全体が不安定な精神状態にあるのを鎮めた。彼らの中には自身の社寺等が被害を受けているのを省みず、地域の心を鎮めることを選択した者もいた。直接的な衝撃を緩和し、ダメージを短くするための平常心、そして記憶を大切にする方法を示したのであらう。

地震2年後の新聞各紙による住民アンケート調査によれば、住民は町並みの連続や文化の継承をはっきりと求めた。宗教者の行動が住民の平常心を呼び覚まし、歴史と記憶の具現者である文化財の復旧等、次世代へつなぐべきものが何かを考える「こころの修復」につながつたと見るべきであろう。宗教者の行動から学ぶべきところが多い。

#### (カ) 伝統文化を活かした地域づくり人づくりの展開

神戸市東灘区では、平成12(2000)年4月29日に30基のだんじりが集い、住吉公園から区役所へ練り歩いた。同区は震災により古くからいた住民が減り、だんじりの曳手も不足していたが、同区役所が「だんじりは地域活動を育てる有力な装置」と認識し、新旧住民が気持ちを一つに集える場「東灘だんじり会」を結成して実現したものである。

東灘区森地区は被害が大きく、地車の運営組織のメンバーも数人亡くなつた。地震から4ヶ月後の平成7年(1995)年5月、神社の祭礼の際に、亡くなつたメンバーの家を一軒一軒、地車で廻つたといふ。地車の曳手、太鼓やかねの叩手等には、会に加わる若い人からお年寄りまで地区のあらゆる年齢の人が集まり、住民達は地車によって日頃から固く結ばれていたからであつた。

伝統文化は、だれもが心を一つに合わせられる一方、他者との間に垣根を設ける特

徵があるが、今回、世話人は「地車の担い手の確保に苦労しており、震災後に移り住んだ人たちにも仲間に加わってもらいたい。」と呼びかけている。伝統文化の長所を引き出し、地域づくりに活用することは震災以前にはあまり見られなかった。

この動きは湊川神社楠公祭（神戸市中央区）においても見られた。「楠公武者行列」が平成14(2002)年5月26日に88所中、総勢800人による壮大な一大絵巻が、沿道10万人が見守るなか、華々しく繰り広げられた。氏子を始め、経済界・ふるさと伝統文化再興事業等の支援を受けて、昭和10(1935)年以来実に67年ぶりに挙行されたが、沿道には多数の観光客を集め、「やっと神戸の風物詩が戻ってきた。」との声援がおこったという。

県内の伝統文化保存団体の集まりである「兵庫県無形・民俗文化財保護協会」へのアンケート調査によれば、獅子舞などでは氏子組織を基本とするところ28%に対して、自治会組織を基本とするところ49%と約半数が地元地区活動へと変化していることが看取された。また、約7割が芸能大会などへ出演し、交流したことがあると答えており、伝統芸能は単なる祭礼行事から地域コミュニティの紐帶として復活しつつある。

協会開催の保存団体の指導者研修会では、行事の運営に係る課題等について情報交換をしているが、女性・子供の参加等、先進地の手法を参考に現代の社会状況に徐々にではあるが合わせようとしている。

#### ウ 復興に向けて展開された様々な文化事業

これまで「新たな動き」という観点から、被災地において見られた特徴的な文化活動について触れてきたが、これ以外にも実際に多くの文化事業が、震災後に県内で実施されたことは言うまでもない。これらの中には、神戸ルミナリエや阪神・淡路大震災メモリアルコンサートのように、震災後に犠牲者追悼的な意味合いで実施された事業のほか、県が主催する県民芸術劇場や芸術文化センターソフト先行事業など、県の行政目的に沿って震災以前より既に実施されていた事業も多く含まれる。こうした事業は、復興に向けて徐々に回復していく街の活力の醸成だけでなく、被災者の心の癒しにもつながり、またボランティアなど被災地の元気づけのために何か行動したいという市民層の受け皿ともなった。ここで大きく紙面を割くことはできないが、文化復興に向けて行政、民間でそれぞれどのような事業が展開されたかを概観してみよう。

##### (7) 行政主導による文化事業

被災地を抱える自治体であった兵庫県は、震災前から「芸術県ひょうご」をめざし、既に様々な芸術文化施策を展開していた。

舞台芸術分野では、学校や市町の公立文化施設を対象に、県民が優れた舞台芸術を身近に鑑賞できるよう、「県民芸術劇場」を芸術団体の協力を得て平成3年度から展開している。兵庫県は、こうした事業を震災後も中断することなく、むしろ復興の気運を盛り上げるための公演として位置づけ、県民芸術劇場では学校公演を重点的に実施するなどして（平成7(1995)年度：31件20,935人→平成10(1998)年度：49件26,403人）、震災によって減少した芸術鑑賞や発表機会の拡充を図り、地域の芸術文化活動を活性化してきた。

同じく震災前から開催していた芸術文化センターソフト先行事業にも、こうした考え方は貫かれている。「ひょうご舞台芸術」は、震災以後だけで219公演、「ひょうごオリジナル音楽公演」で46公演、「ひょうごインビテーション」で49公演と、実際に多くの公演が被災地において展開されている。また公演回数だけでなく、質においても、たとえばひょうご舞台芸術が「GHETTO/ゲットー」で平成8(1996)年に第3回読売演劇大賞はじめ9つの賞を獲得するなど、困難な時期においても優れた作品を作り続けている姿勢は高く評価したい。このほかにもピッコロ劇団が被災地激励活動として、震災の直後に11市7町で66公演を敢行していることは既に述べたとおりであるが、その後も同劇団は被災地を中心とした県内各地で高校や地域を対象とした演劇指導の

傍ら、優れた舞台を演じ続けており、平成 9(1997)年度には、文化祭芸術祭賞「演劇部門」芸術祭優秀賞、紀伊国屋演劇賞団体賞の同時受賞を果たした。

こうした鑑賞提供型の公演事業以外にも、兵庫県は震災犠牲者の追悼と被災者の元気づけを目的として、阪神・淡路大震災メモリアルコンサートをジャズやクラシック音楽の著名人を招いて毎年 1 月 17 日に実施しているほか、県民参画型の事業であるふれあいの祭典では、特別事業として青空元気フェスティバルを須磨海浜公園をはじめとする阪神・淡路地域で大規模に実施するなど、様々な目的のソフト事業を多面的に展開してきた。

美術分野における取り組みでは、阪神間美術館博物館連絡協議会加盟の 20 館の協力のもと推進された阪神間ミュージアムネットワークが特筆される。平成 9(1997)年度に、県立近代美術館、西宮市大谷博物館、芦屋市立美術博物館及び芦屋市谷崎潤一郎記念館の 4 館が阪神間モダニズム展を共同開催し、各館がテーマを持った展示を行うとともに共通ホームページの作成や共同研修などの取り組みを行っている。

このほか、神戸市では、(財) 神戸市演奏家協会が震災直後から福祉施設など市内各所で開催していたマンスリーミニコンサートが、平成 15(2003)年度には 100 回目を迎えたほか、神戸文化大ホールの自主企画による、歌手・河島英五らのチャリティコンサートが平成 16(2004)年度で第 10 回を数えている。また震災前から実施していた神戸国際フルートコンクールも中断することなく実施するなど、「音楽のまち・神戸」を目指した継続的な取り組みが行われている。また尼崎・西宮・芦屋では、それぞれの市民会館を中心に、周年行事として追悼コンサートが実施されるなど、芸術文化の発表の場が犠牲者を偲ぶ貴重な機会となっている。

#### (イ) 民間主導の文化・観光事業

NPO や文化団体など、民間の事業については、既に「新たな動き」として触れたところであるが、ここではそれ以外の事例として、主として民間企業によって実施された文化・観光事業について簡単に紹介したい。

震災後の神戸を代表するイベントといえば、やはり神戸ルミナリエであろう。被災により打撃を受けた街に賑わいを取り戻そうと、官民一体となって始まったルミナリエは、平成 7(1995)年度に第 1 回目を開催して以降、毎年 500 万人前後を集めるほどの大イベントに成長し、今や神戸の年の瀬の風物詩となった感がある。主役である「光の彫刻」群は、もともとは被災者の鎮魂のためにデザインされたということであるが、国内における「神戸」のロマンチックなイメージとうまくマッチして、その後全国各地で類似のイベントを生み出すなど、観光面における先進的な取り組みとして高く評価されている。

北野界隈の新たな観光の目玉として、旧北野小学校跡地を転用して平成 10(1998)年にオープンした「北野工房のまち」も、しかりである。神戸ブランドに出会う体験型工房として、お菓子、ビール、靴などの手作りの店舗が華やかに軒を連ねた敷地には大型バスが入れる駐車場も完備し、平成 15(2003)年度には 75 万人の来場者数を得るなど、近年、異人館への観光客数が伸び悩む中で健闘を見せていている。また、同じく北野では、平成 9(1997)年から、チューリップなどの花弁で路上に花絵を描くインフィオラータ神戸が地元商店街によって実施され、この街の新たな春の風物詩として定着しつつある。(このほか、商店街やまちづくり NPO 等によって実施された文化イベントとしては、元町アートウィークや新開地音楽祭・映画祭などが挙げられる。)

外国人の避暑地として戦前からリゾート地として開けていた六甲・摩耶地区も、震災以降、観光客数が落ち込んでいるが、神戸市の六甲芸術家村構想に呼応して、六甲山オリエンタルホテル、六甲山ホテルなど創業 70 年を超える老舗ホテルや六甲摩耶鉄道など 20 団体によって「六甲・摩耶 山の音楽祭」が、平成 15(2003)年度から六甲山上の各所で実施されている。また山頂に点在している企業の遊休保養所も、市の芸

術文化活動推進モデル事業の一環で、展覧会の会場等に活用されており、最近オープンして話題を集めている六甲ガーデンテラスなどとともに、再び山上に人を呼び戻す拠点となっている。

西宮の酒蔵通りでは、かつての灘五郷の面影をとどめていた酒蔵群が震災によって大きな被害を受けたが、その後、業界の低迷もあって、市内に24社あった酒造メーカーは、現在14社にまで減っている。平成9(1997)年には、倒壊した酒蔵跡に洋菓子メーカー・アンリ・シャルパンティエの工場ができるなど、昔日の酒造りの風景は変貌した。しかし、ここ数年、「白鷹禄水苑」「白鹿クラシックス」、日本盛の「酒蔵通り煉瓦館」といったレストランや資料館が地元企業によって相次いでオープンするなど、この界隈は新しい街としての賑わいを取り戻しつつある。かつて杜氏たちが行き交った通りには、女性や家族連れの姿が目立つという。

靴のまちとして知られた神戸市長田区は、震災によって最も甚大な被害を被った地区の一つであるが、ここのがミカルシューズ業界も震災の被害に加え、海外製品との価格競争など、厳しい局面にさらされている。こうした課題に対応するため、デザインなどに工夫を凝らした商品の高付加価値化を打ち出すとともに、平成12(2000)年、業界の復興のシンボル施設であるシューズプラザを整備し、手作り工房を設けるなど、靴づくりの魅力や下町情緒豊かな長田の魅力の発信に取り組んでいる。

このように阪神地域では、地域自らの歴史文化資源や地域イメージを観光資源に転化して、復興に結びついている事例が多いことに気づく。冒頭に地域文化とは、歴史のあかしであり、過去の集積であると述べたが、阪神地域においては、たとえ震災で徹底的に破壊され尽くしたように見えて、これまで脈々として受け継がれた文化の蓄積が、ここで暮らす人々の記憶の中で生き続け、しかるべき時に至って形を変えながらも顔をのぞかせているのである。復興に際しての拠り所として阪神地域の企業家が選んだのは、やはり自らのルーツとも言える地域文化であった。

#### (ウ) 被災地における芸術文化活動支援

兵庫県では、平成8(1996)年度から、阪神・淡路大震災復興基金による被災地芸術文化活動補助事業をスタートさせている。これは震災で制作基盤に被害を受けた芸術家の支援策として始まったもので、平成15(2003)年度までに音楽、舞踊、美術、文芸などの分野で、延べ1,603事業、3億5千万円にのぼる助成を実施してきた。支援を受けた事業全体の総事業費ベースでは、27億円を超えるということであり、いかに多くの芸術文化活動がこの間被災地で展開されたかということがわかる。また同8年度のみであるが、被災地芸術文化団体活動用具復旧支援事業として、震災により破損した芸術文化団体の活動用具の修理・購入に要する経費を助成している。件数は69件、補助額は約600万円程度である。

民間による助成事業としては、先に述べたアート・エイド・神戸(神戸文化復興基金)が被災地の初期の復興に大きな役割を果たしたが、平成13(2001)年をもって活動を終了している。7年間に寄せられた寄付と事業収入の合計は約8千万円、残高338千円、芸術文化活動支援に直接使われたものが44百万円であった。アート・エイド・神戸終了後、基金残高は、新たに立ち上げられたアートサポートセンター神戸に引き継がれた。主宰者の島田誠は、現在、同センターの活動の一環として、アーティストと文化活動団体がお互いに助け合ってチケット販売や活動資金獲得を行うMSI(Mutual Supporting Institution)事業である「ボタンの会」の活動に取り組んでいる。

このほかにも芸術文化活動に限定した助成制度ではないが、フェリシモによる「KOBE HYOGO2005 夢基金プロジェクト」や、P&Gによる「神戸まちづくり六甲アイランド基金」など、神戸に拠点を置く大企業が多額の助成を実施するなど、地域社会の一員として被災地の復興に大きく貢献している例もある。

しかしながら、兵庫県が被災地芸術文化活動補助申請者に平成15(2003)年度に実施したアンケート調査によれば、「自分自身の芸術文化活動が震災前の水準に回復した」と回答した者は、4割程度にとどまっており、依然として何らかの補助が求められていることが分かる。こうした状況は、ただ単に被災からの立ち直りの遅れのみならず、近年の経済不況や芸術文化活動そのものが置かれている社会的な基盤の弱さにも起因していると考えられるが、兵庫県の被災地芸術文化活動補助制度も平成16(2004)年度で終了することから、せっかく回復基調に転じた文化状況に水を差さないためにも、今後これに代わる補助制度創設が強く望まれるところである。

#### (I) 拠点文化施設の整備

「震災によるモノの被害」の項で述べたように、震災により多くの文化施設が被害を受けたが、現在、そのほとんど全てが復旧もしくは建て替えを完了している。こうした施設の再開は、目に見える形で被災地の文化復興を印象づけたが、このほかにも様々な新しい公立文化施設が、震災復興のシンボルとして位置づけられ、整備された。

昭和45(1970)年の開館以来、継続的かつ積極的な美術活動を行っていた兵庫県立近代美術館も、老朽化が目立ち、展示活動の変化に対応することが難しくなりつつあった。平成6(1994)年6月に県立美術館基本構想検討委員会が設置され、この検討中に大震災が発生した。新美術館建設は、震災からの「文化の復興」のシンボルとして、美術を中心とする芸術活動の積極的な展開を通じて「人間のこころの豊かさ」の回復・復興を図る中核と位置づけられ、平成14(2002)年4月、県立美術館「芸術の館」が、神戸東部新都心(HAT神戸)に開館した。平成14(2002)年度には、開館記念展として、松方、大原、山村コレクションや国内外の現代美術、従来の枠を超えた参加・体験型の作品などで美術館の過去、現代、未来の時代背景や役割を提示する展覧会を開催したほか、世界的に著名なアムステルダムのゴッホ美術館の所蔵品を中心とした「ゴッホ展」も開催し、年間100万人の入館者を迎えた。

一方、「芸術の館」の開館に伴い、平成13(2001)年9月に30年の歴史に幕をおろした旧県立近代美術館は、もともと解体される方向にあったが、近隣住民や多くの美術愛好家から強い存続の声が寄せられ、大規模な補修が加えられたうえ貸館施設としてリニューアルすることとなった。結果として、我が国を代表する建築家である村野藤吾が手がけた美術館第1号の県立近代美術館は、県立美術館王子分館「原田の森ギャラリー」として、平成14(2002)年10月1日、情報収集や交流の場となるサロン等や貸しギャラリーを設けた県民の造形芸術の拠点に生まれ変わった。この地は、大正期に「原田の森」と呼ばれ、若い芸術家たちが新興美術運動をまきおこした場所でもあり、その伝統を受け継ぐに相応しい施設として、本県の芸術振興に貢献することとなったのである。

震災後の兵庫県を代表するもうひとつの芸術文化拠点施設は、芸術文化センターである。同センター構想は、昭和62(1987)年に貝原前知事が提唱し、平成元(1989)年から本格的な構想策定が始まった。大阪、神戸という大消費地に近く、周辺の恵まれた住環境を背景に、「質の高い舞台芸術の世界的な創造拠点」をコンセプトに掲げた。芸術顧問に山崎正和を迎え、先に述べた「県民芸術劇場」や「ひょうごインビテーション」は同センターのソフト先行事業として施設の整備に先駆けて震災前から実施しているものである。

大震災での計画は、建設費を当初計画の487億円から200億円に圧縮するなど見直しを余儀なくされたが、「自ら創造し、県民とともに創造する『パブリックシアター』」という位置づけを鮮明に打ち出し、平成17(2005)年度開館へ向けて順調に建設中である。同センターの付属交響楽団の構想は、実にユニークである。世界的に評価が高く、国内でもファンが多い指揮者の佐渡裕芸術監督(仮コンセル・ラムルー管弦楽団主席指揮者)のもと、世界の優秀な若手演奏家による世界一フレッシュで国際的なプロ

のオーケストラを目指しており、創造的な音楽文化と個性豊かな人材を兵庫県から全国・世界へ発信するという。また、全ての県民に開かれた音楽創造集団として、同センターでの定期演奏会や青少年コンサートはもちろん、県内外ホールへの巡回公演を実施するとともに、学校等におけるアウトリーチ（出前文化活動）にもプロならではの取組を行うこととしている。

保管されていた全但会館（神戸市）が全壊したにもかかわらず、奇跡的に無事であった（財）兵庫県陶芸館の収蔵品（田中寛コレクション）は、その後平成8年に兵庫県に寄贈された。現在は、これらをコレクションの中心とする兵庫陶芸美術館が、平成17年秋のオープンに向けて、丹波焼で知られる篠山市今田町において整備中である。

開館20周年を迎えた歴史博物館は、心の豊かさを求める県民意識の向上が多様な要望を生み、県民がより豊かな余暇活動やボランティア活動に必要な知識・技能を身につける学習の機会を期待しているとして、歴史博物館の将来構想「観る博物館から活動する博物館へ」を策定した。「兵庫の歴史文化研究と文化的アイデンティティの形成」、

「生涯学習機能の進展」、「文化芸術の振興」の3つの使命を掲げ、さらにその基本方針として、「地域の歴史文化遺産の研究と保存」、「生涯学習機能の進展」、「博物館空間の充実」、「ユニバーサル化の促進」、「マネジメント能力の向上」を活動の柱に据えた。これまでの観る博物館から県民の活動の場としての博物館を目指すこととしている。

このほか、神戸市が整備を進めていた神戸アートビレッジセンター（KAVC）も、演劇、美術、音楽の複合型芸術文化施設として、平成8年に新開地に開館した。各分野に専門スタッフをそろえ、これまでの文化会館とは一線を画した斬新な企画内容が特徴で、「神戸アートアニュアル」など期待の新人作家による現代アートの展覧会や、エンターテインメント性の高い小劇場演劇などを開催し、若者を中心に高い支持を集めている。また、神戸市長田区のピフレホールや西宮市のプレラホール、アクタ西宮内の市立北口ギャラリーなど、震災を契機とした再開発事業の中で公立文化施設の整備が進んだ状況も評価すべき点であろう。

#### 4 復興10年の総括評価

##### (1) 阪神・淡路大震災復興計画の検証

兵庫県は、震災直後の平成7年3月に「都市再生戦略策定懇話会」から提言を受けた「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」に基づき、被災者からの提言や各種団体等からの提案を加え、同年7月に「阪神・淡路大震災復興計画」をとりまとめた。この復興計画は、震災復興のための兵庫県の行政計画であるとともに、被災者については自立復興を支援する計画であり、また被災地内の市町にとっては復興計画の指針となり、さらには県民や各種団体・企業に対しては計画実現に向けた取り組みへの積極的参加を促す指針でもあった。復興の目標年次は、震災からの10周年に当たる平成17(2005)年度が設定された。

復興における基本方針は、単に震災前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から都市を再生する「創造的復興」という言葉が盛り込まれた点に特徴があった。被災地の復興においては、「文化的・経済的な都市集積の復旧に加え、震災前にも増して、京阪神都市間のネットワークを広げ、東西交通の要衝、日本文化と外国文化の接点としての役割を果たして、世界都市関西の中核を担い、文化首都圏の主都市たる機能と風格を持った地域づくり」をめざすこととし、基本目標の一つとして「世界に開かれた、文化豊かな社会づくり」が掲げられた。その後、平成12(2000)年に「復興計画後期5カ年推進プログラム」、平成14(2002)年に「復興計画最終3カ年推進プログラム」が策定されたが、それらの内容は基本的に記載時点での未実施事業の推進を引き続き確認したものである。

復興計画の項目ごとに、対応状況をとりまとめたのが、(表4)である。表からも読み取れるように、例示された事業については、既に前章までに紹介した復興過程の取り組みが

多く含まれているが、いずれの項目についても「できた」「概ねできた」という評価が目立つ。特に公立文化施設や文化財の復旧、県立美術館等の新規施設の整備などのハード面の推進については達成度が高い。ソフト事業についても、被災地芸術文化活動補助が平成16年度まで実施されるなど、概ね対応がなされている。また計画通り実現できなかった事業についてもその多くは代替的な施策が実施されており、ここに例示された事業に関する限り、復興計画は概ね順調に達成されたと言えるであろう。

阪神・淡路震災復興計画への対応整理票					
1 阪神・淡路震災復興計画〔H7年7月策定〕					
評価： ◎できた ○概ねできた △ある程度できた ×できなかった					
復興計画本文（抜粋）	評価	主体	対応の状況	実現できなかった理由、今後の対応方針	備考
2. 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり (1) 地域の芸術文化の復興 阪神・淡路地域における自主復興活動への支援を基本に、被災地での芸術文化の復興に努め、地域の個性豊かな文化に磨きをかける文化祭の拠点となる芸術文化施設を早期に再建するとともに、芸術鑑賞や芸術文化の創造、表現の機会充実を図る。さらに、21世紀に向けての創造型・参画型の新しい芸術文化拠点づくりをめざす。					
① 芸術文化活動の支援 震災によって減少した芸術鑑賞や芸術文化の創造、表現の機会拡充を図り、地域の芸術文化活動を活性化する。	○		例示された事業は、概ね実施された。		
・復興支援芸術フォーラム ・ひょうごフェニックスファミリー劇場 ・地域における芸術文化活動の支援 ・タウン文化工房の支援 ・音楽のまち神戸の推進 ・新開地アートビレッジ構想の推進	○ 市民 × 県 ○ 市 ○ 市等 ○ 市等 ○ 市	文化分野において、復興支援を考える各種のフォーラム等が催された。 H7.5 シンボジウム「阪神文化の火を消すな」(阪神文化復興委員会ほか) H9.1 文化復興支援フォーラム 「震災復興と阪神文化の再生」(阪神・淡路復興支援10周年委員会) 当初、避難所向けの巡回劇場として構想されたが、実現には至らなかった。 阪神・淡路大震災被災地芸術活動補助事業として、制度化(H8～H16) H10年「北野工房のまち」オーバン 神戸国際フルートフェスティバル、元町ミュージックウィークなどの実施 H8年「神戸アーツレジデンス」開館		ピッコロ劇団による被災地激励活動や県民芸術劇場（学校公演）の被災地での充実実施などによって対応したため	
② 芸術文化施設の復旧 震災で被害を受けた芸術文化施設を復旧し、様々な領域における芸術文化活動の拠点あるいは基盤としての機能回復を図ることにより、県民の自主的芸術文化活動の再興への環境整備を行う。			ほぼ全ての施設について、復旧できた。 (平成9年度までに復旧を完了)		
・公立文化施設災害復旧事業	◎ 国、県、市等	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）等に基づく国庫補助（2/3）、阪神・淡路大震災復興基金による補助 ・県内で災害復旧費を受けた公立博物館（19館）、ホール（25館） ・私立博物館災害復旧事業による修理費補助（17館）			
③ 芸術文化施設の建設 復興にあたって、21世紀に向けての文化的風土を育んでいく芸術文化の創造、表現、発信、交流のための創造型・参画型の拠点づくりを進める。					
・ひょうご花と緑の文化館（仮称） ・芸術文化センター（仮称） ・芸術文化創造活動拠点整備 ・神戸国際会館の早期再建 ・新しい美術館の整備 ・20世紀博物館構想 ・シンフォニーホール等の誘致・整備 ・淡路国際芸術家村の整備	× 県 ○ 県 × 県 ○ 民間 ○ 県 ○ 市 × 市 ○ 町	計画中止。 阪神・淡路大震災からの心の復興・文化の復興のシンボルとして建設中の芸術文化活動における練習場・稽古場の整備について、検討したが、実現に至らなかった。 H11年5月に全面復旧 H14年3月兵庫県立美術館（芸術の館）開館 神戸文明博物館群構想として、土木博物館などの整備を計画中。 六甲シンフォニーホールとして神戸市が整備計画を発表したが、計画凍結。 一宮町が世界環境芸術会議を毎年開催中	近代美術館跡地がギャラリーとして整備されることから、発展的に解消した。 施設整備を行うには、多額の事業費を要するため。 震災後の財源不足のため。		
② 学校・文化財の復旧の支援 阪神・淡路地域の潤いとやすらぎのある生活環境を取り戻すため、人の心をなごませ、県民の生活文化の源流として重要な価値を持つ文化財の早期修復を図る。					
②文化財の修理・復元及び埋蔵文化財発掘調査の推進 神戸港を擁し、外国との人、物、情報の交流拠点となってきた神戸・阪神地域、古くから独自の伝統文化を継承してきた淡路地域は、外国人居留地や異人館、神社・仏閣など文化財の一大集積地である。震災の被害を受けたこれらの文化財を早期に修理・復元し、後世に継承すべき歴史的遺産として保存する。 また、復興事業の実施に伴い、埋蔵文化財調査を円滑に推進する。		指定文化財の被害と復旧 (被害) 国指定46県指定54市町指定43内70%が建造物 (復旧) 国・県等の補助事業実施。 平成12年3月国指定明石城隅櫓の修復工事の竣工により完了 未指定の文化財の被害と復旧 (被害) 多数全体は把握不能 (復旧) 歴史的建造物、文化的建造物を申請により復興基金で修理、所有者負担の軽減策として文化財修理費助成事業を基金で順次実施	追加申請があるため、		
・国指定文化財復旧修理補助事業 ・県指定文化財復旧修理補助事業 ・文化財修理費助成事業 ・歴史的建造物修理費助成事業 ・埋蔵文化財緊急発掘調査事業	◎ 国他 ○ 県他 ○ 民間 ○ 市 ○ 町他	平成12年3月完了 平成10年3月完了 平成10年3月完了 平成8年文化的建造物も対象となった。 当初より10年の長期計画で進めている。	達成率 100% 同 100% 同 100% 同 95% 同 97%		

表-4 阪神・淡路震災復興計画への対応整理票

## ア 現場で起きたことの検証

### (7) 現場のアンケートから

しかしながら、復興計画においてリストアップ対象となった事業は、計画策定当時、

既に進捗中であったり構想されていたものであるので、ある意味では達成度が高いことは驚くことに当たらない。また、リストにあげられているものは大型プロジェクト型の事業が多く、民間の草の根レベルの活動が見えてこない。こうした点を補うため、実際に文化復興の現場でどんなことが起きていたのか、検証してみる必要があるだろう。このような観点から、被災地の公立文化施設担当者や被災地芸術文化活動補助制度利用者へのアンケートを行ったのが、巻末別表1から4である。

まずは公立文化施設へのアンケート結果（別表1）について確認してみる。被災直後の主な問題として多く指摘されたのは、施設等の損壊や公演の中止、館が避難所や物資の基地等になって施設本来の業務運営に支障を来したことなどであり、この点は、既に述べたとおりである。よって、施設活動の正常復帰は、こうした問題が解決した時期という回答となるわけである。

活動再開後の課題としては、財政的な問題がほぼ全てである。自治体による予算の削減、入場者の減少など、各館が苦戦を強いられている状況がうかがえる。各館の事業費、来場者数についての平均値を記載したものが下表である。

	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15
運営予算（百万円）		664	678	568	533	522	519	476	451	430
来場者数（千人）		195	196	204	199	182	174	170	171	167

表—5 被災地内の公立文化施設の運営予算、入場者数

\* 被災地内の公立美術館・文化ホール19館に実施したアンケートのうち、有効回答のあった9館の平均値を記載したもの。

全体的な傾向としては、公立文化施設は、入場者数、運営予算とともに被災後2・3年後まで横ばいもしくは回復傾向にあった数字が、その後低落傾向に陥っていることがわかる。平成7(1995)・8(1996)年度の運営予算の数字が高いのが、施設補修経費が含まれていることを考慮すれば、事業費はほぼ一貫して下がり続けていると言つて良いだろう。また入場者数は、チャリティコンサートなど、震災直後の一種の盛り上がりが平成9(1997)年度にピークを迎え、その後低落傾向に転じたと見ることができる。

震災後の施設利用者の変化として、「震災前まで利用していた催しの回数が減った」、「教室の生徒数が減った」、「利用時間が短縮傾向となった」という回答が目立つ。その原因としては、いずれも「経済不況」があげられている。また、「震災後開催された無料のチャリティコンサートの影響により、館の自主事業のチケット販売が伸び悩んだ」という指摘もあった。

震災から得た教訓については、様々な回答があった。注目したいのは、施設が避難所として使用され、本来の文化業務が停滞した点について肯定的に見る意見がある一方で、芸術文化の持つ力や、癒しの機能について認識を新たにしたという意見もあることである。

次に被災地芸術文化活動補助制度の利用者のアンケート結果（巻末別表2）について述べたい。まず、この補助を受けている事業のジャンルであるが、文芸が約24%と一番多く、次いで美術29%、音楽24%となっている。（ただし、これはアンケート回答分であり、利用者の件数全体では、音楽28%、美術と文芸が26%ずつとなっている。）申請者の活動拠点は、神戸市が52%と圧倒的に多く、次いで西宮、明石、宝塚の順となっている。淡路地域の利用は少ない。

この助成の利用頻度については、平成8(1996)年度以降、継続して申請している団体が全体の約13%を占めている反面、新規申請も約22%ある。固定利用者が多い一方

で、震災前から活動していた団体が初めてこの制度を知って利用したケースもあったようである。補助を受けたことの効果については、「精神的な励み」を挙げる回答が最も多く、次に「被災地の文化振興に役立った」、「震災によって中止（縮小）していた活動が再開できた」となっている。

特に注目したいのは、「あなたの芸術文化活動が震災前と同じ状況に回復するには、あとどれくらいの期間が必要ですか」という設問である。既に震災前の状況に回復しているという答えが51%ある一方で、「概ね3年」もしくは「3年以上」という回答も合わせて約40%あった。前年調査のデータでは前者が40%、後者が47%であった点を考えると、状況はある程度改善されていると言えるが、依然として取り残されている層が4割あることも忘れてはならないだろう。例えばある能楽関係者は、震災により出演者のほとんどが被災しただけでなく、観能者の多くも被災したため、平成7年度の公演を中止した。以後も公演を再開するも、スポンサーからの広告料収入やチケット売り上げも伸び悩み、公演を重ねる度に借入金が増え、このままでは長年続けた活動を中止せざるを得なくなることを懸念しているという。

卷末別表3のアンケートは上記調査と同時に行ったもので、被災時に生じた問題点と、その問題がいつ頃に解決したか、あるいは解決しなかったかについて調べたものである。震災による芸術文化活動の被害の内容として一番多かった「日常の活動場所を失った」ことについては、復旧期（平成7年4月～平成9年）までに解決したという回答が64%と最も多かった。これは実際に各文化施設の復旧整備が終了した時期と重なる。このように早期に解決した問題としては、「活動成果の発表場所を失った」「機材や資料を失った」「活動意欲を失った」という項目があげられる。これに対して、震災による芸術文化活動の被害として二番目に多かった「資金面で活動が困難になった」点については、「未解決」という回答が67%と最も多く、同様の傾向は「会員数が減少した」という項目にも現れている。総じて言えば、被災地の芸術家たちは、震災による被害を受けた後、比較的に早い時期に活動意欲を取り戻し、活動・発表場所や機材などハード面での環境整備には対応できたが、経済的には依然苦しい状態にあり、会員数・生徒数も震災前の水準に回復していないという状況である。このほか、自由回答欄に寄せられていた意見では、「被災時に使用不能となった文化施設の代わりに使用できる施設を紹介して欲しかった」、「廉価な使用料で利用できる公共文化施設を拡充して欲しい」といった活動の利便面における要望が多かったほか、「被災地芸術文化活動補助制度があったおかげで何とか活動を継続することができた」という感謝の声が目立つ一方で、「どんな状況においても作品を作り続ける意欲だけは失わない」「芸術文化は心の復興の道標である」といった芸術家の自負心をのぞかせる言葉も見られた。

以上、二つのアンケート結果を見る限り、復興計画が順調に推移したのとは対照的に、実際の芸術文化の現場では、必ずしも復興が渉っていないことが読み取れる。少なくとも数量的に見ると、被災地の文化活動は停滞傾向にある。その原因是、やはり経済的な要因であろう。文化活動は、経済活動でもある。会員や生徒による会費、企業協賛や広告料、チケット販売など、事業実施のために必要な資金は経済環境に大きく左右される。震災による見えない被害の一番大きなものは、仕事の被害であると前にも書いたが、たとえハード面が復旧したとしても、文化活動を担っている団体そのものの活動基盤が安定しない限り、施設の活性化は期待できない。長期的な視点から見れば、震災前から続いている経済不況が、本当の意味での文化復興への障害となっているのである。復興計画に謳われている「震災によって減少した芸術鑑賞や芸術文化の創造、表現の機会拡充を図り、地域の芸術文化活動を活性化する」という命題については、行政や経済界が主導する事業を中心にある程度の活性化が実現されたが、草の根レベルでの文化活動については、まだまだ厳しい状況にあると言わざるを得ないだろう。

## イ 復興過程における取り組みの検証

### (7) 初動対応期

#### a 芸術文化施設の被害状況の把握と復旧作業

この点については既に「震災によるモノの被害」及び「阪神・淡路復興計画への対応整理票」において記述したように、文化施設については、平成6年度から同7年度にかけて「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(激甚法)に基づく国庫補助が阪神間の公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）97施設に対して講じられている。また、国庫補助以外にも阪神・淡路大震災復興基金による私立博物館等への修理費補助も併せて実施されている。このように初動対応期は、まず目に見えるモノの被害に対しての国や自治体の集中的な対応があった状況がうかがえる。その結果、芸術文化施設については、平成9年度までにほぼ全ての施設の復旧が完了している。

その一方で、この時期には多くの文化施設が避難所として利用され、また施設職員も復興業務に従事を余儀なくされた。地域文化施設が地域に果たす役割を幅広く考えた場合、これはある面で仕方ないことであった。このことにより、施設が本来の文化復興の役割を十分に果たせなかつた状況も生じていたが、こうした事態そのものが地域文化施設の地域で果たす役割を我々に考えさせるきっかけとなつたとも言える。

#### b 歴史文化資源調査の必要性

これまで文化財は、指定文化財のみを保護の対象と見てきたことから、未指定文化財については、所在・所有者・文化財のリストを県・市町とも整備していなかつた。特に、美術工芸品のように個人が個人のために所蔵している古美術品等については、全く情報がなかつた。前述したように損壊建物の撤去等に伴い貴重な文化財等が廃棄・散逸されるのを防ぐため、文化財レスキューを行つた。しかし、被災者の要請によるレスキューは難しく、資料ネットが行つたローラー作戦的なパトロール調査を実施せざるを得なかつた。

制度的には、産官学民一体となつた被災調査を行う契機となつたが、実効性を伴うには、事前の所在確認リストの整備が不可欠であることが明白であつた。

### (8) 復興期以降

#### a 芸術文化活動の活発的な展開

この点については、すでに「震災後の動き」で詳しく述べたように、芸術家による各種の文化活動が各地で展開され、被災地の活力や癒しに貢献した事例が数多く認められた。既存の芸術文化団体の活動もめざましかつたが、これに加えアートNPOや文化ボランティアなど新たに組織された市民の動きも顕著だった。ただし、芸術家の避難所慰問活動などの受け入れのシステム化には今後の課題も残つた。

被災地の芸術活動の支援においては、阪神・淡路大震災復興基金による被災地芸術文化活動補助制度が創設され、多くの芸術活動が展開された。

芸術文化施設の整備面においては、県立美術館「芸術の館」や芸術文化センターなど拠点文化施設の整備が順調に進むとともに、長田のプレラホールなど復興に伴う再開発による文化施設の建設も進展した。

しかし、その一方で被災地内の公立文化施設予算や入場者数は減少傾向にあり、中には施設の存続が危ぶまれる事例も生じている。また、被災地芸術文化活動補助制度も平成16(2004)年度限りで終了することとなっているが、震災から10年たつた現在においても、震災前の活動状態の水準に戻っていないという利用者の声も多く、今後何らかの対策が望まれている。さらには、整備された芸術文化施設間のネットワーク化や、アートNPOや文化ボランティアの活躍の場づくりなど、文化活動を担う人材の生かし方についてもまだ十分な整備が進んでいない状況であると言え

る。

### b 変化する文化財の取扱い

文化財の災害復旧について、日本で始めてコミュニティの財産の視点が導入され、未指定文化財（歴史的建造物等）の本格的な支援が、民間の努力によりなされた。指定文化財建造物及び未指定文化財（建造物）の修理のために復興基金から合計400件近くの予算措置がされ、モーターボート収益金から44件3億1千万円の助成、（財）文化財保護振興財団から約7,000万円の補助を受けるなど、政教分離による公的機関の限界を民間機関の復旧支援が補完した。また、（財）文化財保護振興財団は文化財保護意識の啓発に伴う国民的支援の醸成を図るため、全国的な募金活動を展開し、コミュニティの文化遺産の保存を求める全国的な動きは、その後さらに広がりを見せ、文化財保護法の改正に結実した。

区分	公的資金	準公的資金	民間資金
主体	国・県・市町	復興基金	文化財保護振興財団 モーターボート収益基金他
財源	公費（税金）	交付税・宝くじ収益	個人・法人寄付 モーターボート収益他
考え方	公共性・公平性（すべての指定文化財に同じ補助） 宗教建築は要審査（告示行為により文化財の線引き確定）	公平性（すべての指定文化財に助成） 宗教建築は要審査（地域に根ざした文化的建造物として助成）	特定性・補完性（限定的補助も可） 宗教建築も可（地域に根ざした文化的建造物として助成）
対象文化財	国・県・市町指定文化財	1. 国・県・市町指定文化財 2. 未指定文化財（歴史的建造物） (文化的建造物)	1. 未指定文化財（美術工芸品・建造物） 2. 国・県・指定文化財の補助対象外部分・物件 3. その他復旧修理の困難なもの
意図	1. 規制に対する損失補填 2. 早急な復旧	1. 早急な復旧支援のため個人・法人所有者の負担軽減 2. 歴史的建造物所有者の復旧意識の啓発・負担軽減 3. 寺社を中心とした地域に根ざした文化の復旧	1. 文化財保護意識の啓発に伴う国民的支援の醸成 2. 行政対応困難な対象への補完的助成 3. 復旧支援のため、個人・法人所有者の負担軽減
補助	国指定90～95% 県指定2/3・市町指定1/2 (国・県・市町補助合計)	所有者負担金の1/2 未指定文化財(500万円上限)	振興財団定額補助(500万円上限) モーターボート(250～2500万円)
件数	128件	約500件（対象） 所有者からの申請で対応	約100件（対象） 所有者からの申請で対応

表-6 公的機関・民間機関の復旧支援制度

文化財の復旧計画は、表-6に示すように、国・県・市町指定文化財の合計128件に対して、未指定文化財等の復旧計画は5倍の約600件を数えた。指定文化財の修理は、建造物については全国組織の（財）文化財建造物保存技術協会及び近畿2府4県の文化財主管課に所属する技術職員、併せて約150人程度が養成され、美術工芸品については美術院を初めとした修復技術者、100人程度が養成されている。しかし、両者とも国指定文化財等の修理を専門に行っており、未指定の文化財について、廉価な方法による修理、生活に利活用しながら保存していくための修理はほとんど経験がない。そのため、多量の未指定文化財の修理は困難を極めた。建造物では、一般の建築物を設計している設計士を求め、修理の方法を教えることから進めるを得なかった。

美術工芸品では、美術院で働いた経験のある仏師に依頼して修理を行ったが、仕事が集中し、過労のために倒れ、工期も長くなるなどの状態であった。

これまで、この種の修理を想定していなかった。こうした人的資源の不足は、我

が国の文化財保全施策が指定文化財のみを考えていたことの欠陥を露呈した状況であった。そのため、前述したように緩やかに生活に利活用しながら守っていく、登録文化財制度を要望し、平成8(1996)年に法整備をされたところである。

また、埋蔵文化財の分野では、震災復興に伴う遺跡調査については、253.6haに達する膨大の面積が想定されたが、復興工事の進捗に合わせて行うことは現有勢力ではやはり不可能であった。そのため、国は許認可の一部について、都道府県に委譲し、また、全国の埋蔵文化財技術者の支援を受けざるを得なかった。埋蔵文化財の担当職員は市町村も含むと全国で8,000人を数えられ、その他の文化財分野に比較して人的資源については課題とならなかったが、年間数千件に上る事務手続きは繁雑を極め、その簡略化が課題となった。そのため、臨時的な形で震災特例を設けたが、平成12(2000)年には、事務手続きの簡略化のため、都道府県・市への届け等の処理について、一部権限委譲を行うことになった。

## 5 10年目の視点

震災からの文化復興は、ただ単に破壊されたものを震災前の状態そのままに戻すだけの歩みではなかった。この10年間に生じた社会、経済など様々な面での風向きの変化が、その後の復興の方向を必然的に決定づけたのである。90年代は、文化を取り巻く状況が大きく転換した時代であった。平成2(1990)年に日本芸術文化振興基金が設立され、平成4(1992)年には企業メセナ協議会が組織された。芸術監督制を採用した水戸芸術館が開館したのは平成4(1992)年であり、慶應大学にアートプロデュース講座が開講したのは平成3(1991)年、(財)地域創造が設立されたのは平成6(1994)年だった。バブル崩壊後の10年を指して我々は「失われた10年」と呼ぶことがあるが、こと芸術文化の環境整備に関しては、恵まれた10年だったといえるだろう。こうした時代の風に運ばれて、被災地の文化復興はどのような地点に辿り着いたのか。本章では、この点について、踏まえておきたい。

### (1) 国の動き

#### ア 芸術文化活動をめぐって

##### (ア) 文化芸術振興基本法ができるまで

平成13(2001)年12月に文化芸術振興基本法が施行され、日本で初めて、芸術から文化、文化財までを視野に入れた法が整備された。これまで、文化財は文化財保護法による保存に傾注し、芸術文化系は個人の活動が主として法律的な整備はなされていなかった。その意味で、同法の持つ意義は大きい。

同法の前文では「我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠」であると謳われ、文化芸術の振興が国や地方公共団体の責務であることが明記されている。法律の具体的な内容は、文化財や伝統芸能、国語、施設整備など多岐にわたる課題に対して、関係者の講ずるべき目標を示したもので、直接の財源措置を保証するものではないが、このような法律が制定されたこと自体が、国の文化芸術に対する明確な姿勢の打ち出しとして評価される。

しかし、この動きは、昨今急に起こったわけではない。近年の文化をめぐる国の動きとしては、平成元(1989)年に設置された文化庁長官の私的諮問機関「文化政策推進会議」が、その発端であった。「近年における文化に対する志向の高まりを踏まえ、文化をめぐる諸状況について調査研究し、新たな視野の下に文化政策について必要な提言を行う」ため、10年間に25回の討議を重ね、平成10(1998)年に文化振興マスター プランが策定された。この中で「文化立国」という言葉が次のように用いられている。

「我が国が今後とも活力ある社会を維持し、世界に積極的に貢献していくためには、先導性や独自性を一層發揮する方向へ転換を図ることが求められており、(中略)これ

らの状況下で、とりわけ創造性が求められる科学技術と文化は国民生活を支えるものとして、その重要性は急速に高まっている。心豊かな活力ある社会を形成していくためには、科学技術と文化いずれも振興する必要があり、科学技術創造立国の実現とともに文化立国の実現が不可欠である。」

平成 13(2001)年 1月には、中央省庁の改革により、これまでの国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会等の機能を整理・統合して文化審議会が文部科学省内に設置された。同年 4月には「文化を大切にする社会の構築について」答申がなされ、この流れの中で文化芸術振興基本法が制定され、さらに基本法の今後 5年間の総合的な推進を図るため、同審議会から「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」の答申がなされている。

文化審議会答申「文化芸術の振興に関する基本的な方針について（平成 14 年 12 月 10 日閣議決定）」

#### 基本理念

- ・文化芸術活動を担う者の創造性の尊重及び地位の向上
- ・文化芸術を鑑賞、参加、創造ができる環境の整備
- ・我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・多様な文化芸術の保護及び発展
- ・我が国の文化芸術の世界への発信
- ・文化芸術を担う者の自主性の尊重
- ・各地域の特色ある文化芸術の発展
- ・国民の意見の反映

#### 芸術の振興

- ・重点的に支援により、世界に誇れる文化芸術を伸張
- ・芸術を創造し国民に親しまれるようにするために幅広い文化芸術活動に対し、「芸術文化振興基金」などによる助成

#### メディア芸術の振興

- ・多元的な資金の導入、関連拠点の整備等メディア芸術に係る人材養成から制作、保管、利活用までを一体的に進める方策の検討

#### 伝統芸能の継承及び発展

- ・歴史的・文化的価値の理解及び普及
- ・国内外への公演活動に対する支援
- ・子供達が身近に親しむ機会の充実

#### 文化財等の振興

- ・文化財の周辺環境や文化的景観、近代の科学・産業遺産、生活用具等の歴史的・文化的な価値を有する所産とともにそれを支えた技術も保護対象に
- ・子供達が継続的に文化財を学習・体験できる機会の充実

近年の文化庁予算の伸びは著しい。平成 16(2004)年度予算は約 1,015 億円であるが、これは 10 年前の平成 6(1994)年度の 596 億円に比べて実に 1.7 倍となっている。平成 14(2002)年度からは、従来の支援策を拡充・再構築して、新たに「文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）」を創設し、オペラ・バレエ等に対する重点支援や新進芸術家養成のための各種施策を実施したほか、文化財の保存整備・活用、伝統文化こども教室など多彩な施策を次々と展開している。さらに平成 15(2003)年度からは、文化の力を通じて関西を元気にしようと「関西元気文化圏構想」が河合隼雄文化庁長官の発案によりスタートしている。

このように、それまでは我が国において「水」のように当たり前にあるとされてきた文化が、国家発展のため必要不可欠な要素として位置づけられ、国家による積極的な施策が全国各地で展開されるようになったのである。

#### (イ) ソフト支援制度の充実

平成 2(1990)年 3月、国立劇場法の一部が改正され、芸術文化振興基金が創設された。文化を通じた社会貢献の気運と経済活動において文化の果たす役割に対する関心の高まりを背景に、平成元(1989)年 12 月に財界関係者、芸術文化関係者有志により「芸術文化振興基金推進委員会」が結成され、基金の早期創設が求められての背景があつてのことである。同基金は、政府から出資された 530 億円と民間からの出えん金 112

億円の計 642 億円を原資として、その運用益を芸術文化活動への助成に充てており、全国で実施される舞台芸術や伝統芸能、美術や地域文化の振興を対象に毎年十数億円の助成が行われている。

同基金は、文化庁の所管する団体であるが、総務省系の支援団体としては、平成 6(1994)年に地方公共団体関係者が設立者となって設立された(財)地域創造があげられる。同財団は芸術文化の振興によって創造性豊かな地域づくりを実現することを目的としており、全国の地方公共団体や関連の公益法人が実施する芸術文化活動に対して財政的な支援を行うほか、自主事業としては、研修交流事業、公立文化施設の活性化、情報交流・調査事業などに取り組んでいる。平成 16(2004)年度予算は約 20 億円であり、前年度の 12 億円に比べると大幅に増加している。

こうした国による取り組みは、経済不況によって地方公共団体の税収が落ち込む中では、貴重な財源となっており、90 年代における文化振興施策における重要な流れの一つとなっている。

#### イ 文化財をめぐって

従来の文化財（建造物）保護行政では、保護の力点が保存に置かれていたことは否めなかつたが、90 年代に入って本格的な利活用策開発への着手が始まった。平成 7(1995)年、「新しい文化立国を目指して—文化振興のための当面の重点施策について—(報告)」において、文化財の利活用の充実拡大が指摘され、同 8 年に登録文化財制度が導入された。その後、文化振興マスター プランで、文化財の保護対象の拡大と歴史的文化環境の保護が提言され、あらたな保護体制が検討された。

また、同 13(2001)年の文化審議会答申「文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して～」では、今後の社会における文化の機能、役割について言及し、文化は人間が人間らしく生き、人間相互の連帯感を生み、共に生きる社会の基盤を形成すると定義し、文化を行動規範とする社会の構築を提言した。そのため、建造物に導入した登録文化財制度を同 16(2004)年には全ての分野に本格導入し、棚田等の文化的な景観・伝統技術についても文化財の保護対象とするなど、それまでの保存の視点から大きく転換した。

#### (7) 保存から活用へ 一施策・報告一

<b>新しい文化立国を目指して—文化振興のための当面の重点施策について—(報告) (H7)</b>
・文化政策推進会議は、平成 7 年 7 月 26 日に「新しい文化立国をめざして—文化振興のための当面の重点施策について—(報告)」をとりまとめ ・「伝統文化の継承・発展」として、①国宝・重要文化財等の保存修理、防災施設等の充実、②国宝・重要文化財の活用の推進、③無形の文化財の次世代への継承と発展、④史跡等の保存・整備の拡充及び埋蔵文化財保護体制の整備、⑤文化財を取り巻く時代の変化に対応した文化財保護措置の拡大等を提言
<b>文化財建造物活用への取組 建造物活用事例集 (H9)</b>
・平成 8 年 12 月に「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方」で従来の文化財（建造物）保護行政は、保護の力点が保存に置かれていたことは否めないと認識、時代の変遷に調和した文化財の活用のあり方を初めて検討 ・全国の活用事例のリストと保存活用条例の事例を掲載 ・活用と文化財価値の両立の観点から機能や用途の維持及び付加の仕方、景観や環境への配慮手法、活用計画の必要性について記載
<b>記念物を素材とした生涯学習プログラムの研究開発 (H9)</b>

- ・生涯学習活動の促進に関する研究開発に基づく研究として、国指定の天然記念物が所在する670市町村を対象に天然記念物の保護及び活用実態を調査
- ・天然記念物を素材とした生涯学習活動が行われているもの18.7%に対して、余り行われていない・ほとんど行われていないものが81.2%という状況を認識
- ・天然記念物は、文化財行政担当者により文化財の解説を行っている状況を認識
- ・地域の遺産の発見活動は約4割の自治体で行われており、活用が始まりかけていると推測

#### **文化振興マスターplanの策定(H10)**

- ・21世紀に向けた文化立国の実現のための、文化政策推進会議報告（平成10年3月25日）
- ・価値観の変動と多様化、国際化の進展と大競争の激化等の急激な社会の変化が進むなかで、文化の座標軸をどこにおくべきかを検討
- ・質の高い生活の実現、教育・経済・情報化・国際化及び地域の視点から文化の振興策を提言
- ・伝統文化の継承・発展について、文化財の保護対象の拡大と歴史的文化環境の保護を提言
- ・文化的・歴史的な景観・環境の保存と活用を図るため、新たな保護体制を検討提言

#### **農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)(H15)**

- ・棚田・里山といった景観の保護に対する要請を認識
- ・都市と農村との様々な交流の場として新たな役割が期待されていると分析
- ・農林水産業に関連する文化的景観が世界遺産に登録
- ・日本における「文化的景観」の保存・整備・活用に関する諸課題について、基本的な方向性を提示

### **(1) 活用からまちづくりへ**

#### **文化財を活かした地域づくりの推進(H11)**

- ・文化財は、愛着や誇りの感じられる地域を創るための重要な要素と規定
- ・文化財を活かした地域づくりの手法や留意点とともに、全国の様々な先進的取り組みを紹介
- ・文化財の保存と地域の開発を生活空間の質を高める新たな創造と調和するものとして、歴史的・文化的遺産の継承を捉える必要があると指摘
- ・地域づくりのタイプを8タイプに分類し、ハード整備における創意工夫及びソフトによる工夫を例示

#### **伝統文化を活かした地域おこしに向けて(H11)**

- ・関連する文化財を総合的・一体的に把握し、保護する必要性があるとの時代認識の下、「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし対策」の手引きを策定
- ・伝統文化を活かした地域おこしを勧めるには、地域の伝統文化の実態、特徴を踏まえ、総合的な保存活用計画の策定が必要と提言
- ・一体的保護、面的な保護、地域住民や民間企業等の活動との連携、伝統産業、地場産業や観光産業との連携、教育との連携のあり方について例示

#### **文化審議会答申「文化を大切にする社会の構築について**

#### **～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して～(H13)**

- ・文化は人間が人間らしく生き、人間相互の連帯感を生み、共に生きる社会の基盤を形成
- ・文化はより質の高い経済活動を実現し、世界の多様性を維持し、世界平和の礎を作るために極めて重要であると定義
- ・行動規範や判断基準として「文化」を念頭において振る舞う社会、いわば「文化を大切にする社会」の構築が必要と提言
- ・一人一人が文化を大切にする心を持ち、行政は文化を基軸にして施策を開発し、企業は文化の価値観を追求して行動することが求められると提言
- ・文化を大切にする社会を構築するための視点を提示

### **(2) 全国の動き**

#### **ア 芸術文化活動をめぐって**

##### **(ア) 公共ホール等の充実**

90年代の初めから公共ホールのあり方が変わってきた。それまでの貸し館型のホールから、創造型のセンターへの移行である。代表例は、平成2(1990)年に開館した水戸芸術館である。この施設は劇場、コンサートホール、現代美術ギャラリーが、それぞれ独立した活動を行う専用施設として整備され、音楽、演劇、美術の各部門ごとに芸術監督が配置された。あわせて専属楽団や専属劇団なども編成され、これらによる自主企画を運営の中心にするなど、水戸芸術館は国内の文化施設の方向性に大きな影響を与えた。その後、各地に芸術監督を置く文化施設が相次いで開館したのは周知の事実である。

しかしその一方で、芸術監督による専門性の高い企画が中心になったことで、市民の反発を招いた例もある。富山市では、平成7(1995)年度から富山市芸術文化ホール・オーバードホールの芸術文化監督として永曾信夫氏を起用し、数々のオペラなどの公演を企画・運営してきたが、平成15(2003)年度の任期切れを機会に体制を見直し、公募によるプロデューサー制を導入することとなった。個性が強く出る芸術監督制から、合議制を中心に事業を進める体制への転換であった。つまり、プロフェッショナルで高度な舞台芸術を目指す流れが進む一方で、底辺を拡大し裾野をひろげてゆこうとする流れも生まれたのである。

ホールを住民に身近なものとする動きとしては、県内では中町のベルディホールの例があげられる。ここでは館の運営に住民が積極的に参加するとともに住民からなるベルディーホール・ボランティア・オペレーター・クラブ(VOC)が組織され、住民自身が自主事業での搬入・搬出・窓口業務や照明・音響・舞台の各部門を担っている。また、県立人と自然の博物館におけるNPO法人「人と自然の会」のように、館のボランティアが独自の組織として成長し、館と社会との仲立ちをしている例もある。

このように手段は様々ではあるが、90年代半ばから各地の公共ホールで地域住民との新しい関係を創出していこうとする動きが活発となってきた。民間人や芸術家が館長を勤めたり、NPO法人が運営を行ったり、ホールサポート組織や文化ボランティアが活躍したりと、様々な要素が絡み合って新たな状況が生み出されつつある。各地でのこうした試行錯誤は、日本の文化状況や芸術環境の多くの問題点を明らかにし、多様な状況を生み出してきたとも言える。

#### (イ) 「アートマネジメント」・「アウトリーチ」という概念の登場

アートマネジメントという言葉が盛んに使われるようになったのも、やはり90年代はじめである。平成3(1991)年に慶應大学にアート・プロデュース講座が開講されたのを皮切りに、アート・マネジメントが芸術系の大学で講じられる例が増えてきた。昭和音大の学科設置をはじめ、国立音大、桐朋学園短大等に講座が設けられ、関西では京都橘女子大学において文化政策学部が創設された。芸術文化への社会的関心が高まるに従って、自らが芸術作品を制作するのではなく、それをプロデュースすることを仕事としたいという理由で、文化政策を志す若者が年々増えているのである。また、学生だけでなく、公立文化施設職員に対する研修も盛んとなった。平成5(1993)年には公立文化施設協会による第1回アートマネジメント研修会が開催されているほか、兵庫県においても「ひょうごアートマネジメント講座」が県内の自治体職員等を対象として平成12(2000)年度から実施されている。

アート・マネジメントを簡単に定義すれば、「芸術・文化と現代社会との最も好ましい関わりを探求し、アートのなかにある力を社会にひらく解放することによって、成熟した社会を実現するための知識、方法、活動の総体」となる。(美山良夫／社団法人日本クラシック音楽マネジメント協会機関誌「アンコール」より)アート・マネジメントが扱う領域は、極めて広範囲である。基本的には、創作、展示・演奏・上演、そのための空間や施設、企画とその理念や意義付け、運営管理、支援、保存、流通、情報、広報、文化政策、知的財産権、オーディエンス、ボランティアとNPO、文化外交、

観光、地域づくり、活動評価など多岐に及ぶ。つまりは総合的で領域横断的な分野であるが、やはりポイントは社会とアートをいかに効果的に橋渡しするかであり、アートマネージャーの仕事は社会に対してアートをいかに伝えるかに尽きるだろう。

アートを社会に近づけることは、近年、アウトリーチと称される。これも90年代以降、盛んに使われるようになった用語である。もともとアウトリーチは「手を伸ばすこと」あるいは「(地域への)奉仕・援助・福祉活動」「(公的機関や奉仕団体の)出張活動」という意味であった。文化ホール等では、例えば本番のコンサートとは別に、演奏家を学校や福祉施設へ派遣し、ワークショップやミニコンサートなどを行う「出前」活動を指すことが多いが、美術館におけるアーティストトークの開催や、ホールでのバックステージツアーなども「呼び込み型」のアウトリーチである。要するにそれまで縁がなかった層に対して働きかけ、関心を喚起し、新たな理解者を開拓するのがアウトリーチである。(なお、本稿では、便宜的に「アウトリーチ(出前文化活動)」と標記している)

今や文化施設の担当者やアートマネージャーはもとより、芸術家や芸術文化団体自らが、アウトリーチを意識しなければならない時代になった。これまでの貸し館型から脱却した文化施設が、まず取り組まねばならないのは、館そのもののアートマネジメントであり、その手法としてアウトリーチが位置づけられるのである。後で述べるように、芸術文化の状況は、この10年で制度面が充実したのとは裏腹に、経済的には厳しい変化の波に晒されている。国立施設の独立行政法人化や、自治体の税収減による予算削減など、個々の文化施設はまさに生き残りを迫られている状況にある。芸術家や団体についても状況は同様で、旧来の蛸壺に閉じこもったままでは、発展は覚束ない。その活動が維持できるかは、ひとえに魅力的な活動を地域において展開し、ファン層や理解者をどれだけ拡大できるかにかかっている。こうしたことからも、今後、アートマネジメントやアウトリーチ活動は、ますます重要となるだろう。

#### (ウ) 相次ぐアートNPOの設立

平成10(1998)年に特定非営利活動促進法(NPO法)が制定されて以来、全国各地でアートNPOの設立が相次いでいる。平成15(2003)年9月末現在の全国の認証NPO総数13,250件のうち、約30%にあたる4,027団体が「学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動」を定款に掲げており、兵庫県においても総認証数585件のうち、やはり約30%にあたる181件が同様の項目に区分されている。(兵庫県のデータは、平成16(2004)年6月時点。)震災時、全国的に大きなうねりを見せたボランティアへの関心は、現在、形を整え、NPOなどの市民組織となって現れていると言つていいだろう。

ニッセイ基礎研究所の吉本光宏氏によれば、我が国のアートNPOのタイプは、①文化事業主催型、②文化施設運営型(劇場やギャラリーの運営をベースに文化事業を実施するもの)、③実演団体型(劇団、オーケストラなど実演団体がNPO法人化したもの)、④鑑賞団体型(「こども劇場」など、鑑賞団体がNPO化したもの)、⑤芸術サービス型(アウトリーチ活動や芸術家支援など芸術サービスを活動の中心にするもの)、⑥芸術文化活用型(国際交流など他の目的のために文化事業を実施するもの)の6種類に分類されるという。これらのタイプのうち特に注目したいのは、⑤の芸術サービス型である。これは自ら公演や展覧会など鑑賞型の事業を行うのではなく、芸術と社会との橋渡しとなるべく芸術コミュニティに対する支援・育成サービスや、アウトリーチ活動など地域住民に対する芸術サービスを展開するのが特徴で、ある意味で国や地方自治体や、公益法人などがこれまで中心となっていた分野への市民組織の新規参入例でもある。すなわち、NPO法人の活動は、本質的には社会的な問題意識を持った市民の自発的な取り組みであり、これらアートNPOは既存のセクターがカバーできない分野(社会的に認知されていない分野や実験的な取り組み)において芸術の振興を図ると

いう使命感に支えられてる。公平性や公共性などあらゆる点で納税者への説明責任を求める行政に比べ、NPOは意志決定においても迅速であり、多様な活動形態を取りうるのである。

震災直後、行政は被災者の救援にかかりきりで、アーティストへの支援は遅れた。一方、これを補うようにアート・エイド・神戸は素早い対応を見せた。このことからも分かるように、芸術を支援するに当たっては、民の論理で活動する方が思い切ったことができるし、かつ効率的でもある。震災当時は、NPO法はまだできておらず、アートNPOも存在しなかったが、今後、行政は全体的なプロデューサー的な立場でアートNPOとのパートナーシップ（以下『協働関係』で記す。）を構築し、芸術文化の振興に役立てることを真剣に検討しなければならないだろう。

#### （I）長引く経済不況による「芸術文化”冬の時代”」

バブル経済崩壊後の90年代後半から、三越美術館、セゾン美術館など首都圏のデパート系美術館が相次いで閉館した。そして平成15（2003）年10月、これに続くかのように今度は被災地内の公立美術館である芦屋市立美術博物館の民間委託問題が浮上した。芦屋市の行政改革実施計画によれば、美術博物館及び谷崎潤一郎記念館等については民間委託を検討し、平成18（2006）年度末までにそれが実現しない場合は、売却または閉館するというものである。自治体が財政難を理由に公立文化施設の閉館を検討するという話は、これまでにも前例がなく、住民や行政、文化人を巻き込んだ議論が現在も続いている。もし、美術博物館が閉館することにでもなれば、それは全国の公立美術館・博物館に雪崩現象をひき起こす契機になりかねず、特に全国の美術関係者たちは事態の推移に大きな関心を寄せている。

芦屋といえば、谷崎潤一郎や貴志康一など阪神モダニズムを語る時には欠かせない人材を輩出し、戦後日本の前衛美術運動をリードした「具体美術協会」が拠点としていたまちである。市立美術博物館も「具体」や小出櫛重の作品収集と紹介に力を入れていた。そのような阪神文化を代表する芦屋市でこのような動きが起つたことは誠に残念である。市の説明では、不況による税収減と震災の復興事業の負担が募り、市が財政再建団体に転落する恐れがある中ではやむを得ない措置だという。確かに人口8万人程度の芦屋市が館を維持することは容易なことではないだろう。財政基盤の弱い自治体においては、赤字経営が続く文化施設を抱えきれなくなってしまっており、例えば神戸市においても神戸市ファッショング美術館について、平成15（2003）年に市が委託した事業評価委員会から「休廃止など抜本的な見直しを」との提言を受けているし、また全国においては千葉県、東京都、川崎市でも同様の動きが生じているという。

このような動きが被災地である芦屋市から起つたことは、何とも象徴的であるが、被災地の自治体が全て復興計画に謳われている「創造的復興」に踏み出せる状況にはいことは明らかである。被災地の自治体における事業縮小の動きは、「箱もの」の維持管理だけにとどまらず、ソフト事業にも波及している。芦屋市では、平成15（2003）年度の行政改革で地元ゆかりの詩人・富田碎花にちなんで毎年優れた詩集に贈っていた「富田碎花賞」を当面は休止することが発表され、また、「近松のまち」を掲げる尼崎市においても、新鋭の劇作家を顕彰してきた「近松賞」の休止が同じく平成15年に発表されている。

\* なお、尼崎市ではその後、近松賞の継続を望む声が高まり、平成16（2004）年度も引き続き事業を実施することになった。また芦屋市においても市民団体が中心となって県・市の支援を得ながら富田碎花賞を継続することになった。

自治体の全予算に占める文化施設の運営予算は、それほど高くないにも関わらず、財政が悪化するとこれらが真っ先に削減の対象となる傾向がある。これは芸術が社会に不可欠であるという認識が、未だに社会全体や納税者に浸透していない証拠である。震災後、芸術文化は被災者的心を励まし、勇気づけたとされている。確かにそれは事

実である。しかし、必ずしもそれは日常的に芸術文化を定着させるまでには至っていない。重要なのは、日常において、文化が市民生活に必要であり、文化施設が地域にとって欠かせない自らのものだという認識を作りあげることである。そのためには、今後も文化関係者による地道な活動が求められるであろう。

## イ 文化財をめぐって

### (7) 保存から活用へ

文化庁は平成13年に文化財の指定の有無を問わず、伝統芸能の継承と発展のため助成事業を開始した。これまでの指定文化財制度では初めての試みであり、各地で伝統芸能を活用した取り組みが増加してきている。

#### 「ふるさと文化再興事業」による伝統芸能保存団体の活性化

文化庁・(財)文化財保護振興財団・(財)伝統文化国民協会が、伝統文化の継承・発展には、地域に広く分布する伝統文化を面的にかつ一体的に捉え、活性化を図る必要があるとして、指定・未指定の別なく、数千カ所の助成を行っているものである。この事業が契機となり、保存団体が活性化し、各団体を統括する団体も設立されるなど伝統文化団体の活動を活気づけている。

#### 「文化体験プログラム」を活用した葛畠農村歌舞伎の復活公演

県教委では、平成13年度に文化庁からの「伝統文化総合支援研究事業」の委嘱を受け、民俗芸能の伝承形態が血縁型から地縁型、参加型に変化していることを調査し、人口減、高齢化により自身での継承存続が難しい状況となった民俗芸能の活性化について、国の重要有形民俗文化財葛畠の舞台を対象として研究した。

同舞台の公演は1934年まで続いたが、戦争のため中断し、その後、舞台の修理に伴い64年と66年に復活公演が行われたのを最後に途絶えていた。今回、大阪松竹の上方歌舞伎塾から講師を呼び、住民自らが2年間練習をし、平成15年に復活公演をしたものである。

本件は、自身では継承不能となった状況で、旧の移入ルートに倣い、外部専門職の指導を得て、再構築したもので、人口減、高齢化により自身での継承存続が難しい状況となった民俗芸能の活性化について、同類・同型の民俗芸能との連携による継承方法を示唆するものである。

### (4) 活用からまちづくりへ

文化財の保護の手法が、有形の単体から群体へと保護の対象を拡げるハード手法の拡大から、ソフト主体のまちづくりが融合し、ハードとソフトの事業の調整を目指す方向に進んできた。

#### 登録文化財を活用した「桐生市」まちづくり

1990～1991年の群馬県近代化遺産総合調査を契機として、市内の150近い住民組織が、例えば、福祉関係のNPOとまちづくり関係者が共同でアイデアを出し合い、市内の歴史的建造物を登録文化財にすることにより地域住民の認知度を上げ、住民活動の連携や活動の動機付けに使用している。

桐生俱楽部会館はまちづくり拠点として、桐生織物会館は地場産品の販売、情報発信基地として活用し、多数のこぎり屋根の工場をアトリエやスタジオ、パーマ屋さん等多様な店舗に改造している。また、旧矢野蔵群は美術・音楽の多目的イベントホールに転用して北関東の芸術家がこぞって展覧会、コンサートを開催するまでになっている。

#### (株)出石まちづくり公社、県内初のTMO認定

出石町城下町地区景観形成地区〔兵庫県出石町〕においては、市街地全世帯の約1割が、「出石城下町を活かす会」、同会の女性版である「夢パレット」、町内有志が出資して設立された「(株)出石まちづくり公社」に参加している。同公社は、歴史的町並みに調和するようなデザインマニュアルを作成し、行政と一般住民の中間的役割をはたすとともに、空き店舗の再生等実践的な活動にも意欲を見せている。

#### 近代化遺産「三井三池炭坑」の廃墟を核にしたコミュニティ(ソサエティ)活動の展開

2県にまたがる三井三池炭坑（株）三井炭坑には、施設の他、大量の備品や炭坑の営みを伝える遺構が残存しており、1998～1999年に両坑の保存活用基本構想を策定、2000年には三井三池炭坑万田杭ファン俱楽部を結成、公益信託の助成を得て元炭坑勤務者による構内ガイドや堅杭でのコンサートなどを開催、大牟田市民を中心にファン俱楽部の拡大を行っている。

膨大な修復予算を必要とする産業遺構を、早急に整備せず住民の意識を育みながら、活用と整備を車の両輪として段階的に進めている。文化財の活用を考え整備する手法から人々の関心を喚起し、人々の支援組織を醸成し、地域活動に励起する中で整備の方針を考える手法を取っている。

### 少人数掛け持ち型まちづくり活動の展開による世界遺産暫定リスト登載 「大森銀山伝統的建造物群保存地区」

石見銀山と共に成立発展した大森町では、重要伝統的建造物群保存地区の選定に当たって、全戸加盟の「大森町並み保存対策協議会」を設立、その後、500人程度の町にかかわらず、50を超える住民組織を結成しまちづくりに取り組んでいる。同じ住民がいくつもの組織を掛け持ち、少人数で役割分担しながら組織を維持している。また、活用検討を通じて、体制上の人的不足を補うため地区外住民へも支援を呼びかけ、広域のネットワークの構築に向けて取り組んでいる。

文化財の活用検討が人口減、高齢化という地域課題を浮上させ、まちづくりに結びつけている事例である。

## (3) 兵庫県の動き

### ア 芸術文化振興ビジョン

90年代に始まるこの10年の間には、文化芸術振興基本法が制定されるなど、県内外において文化をめぐる状況が大きく変化した。また、これに加えて兵庫県は阪神・淡路大震災という未曾有の大災害も経験した。このような経緯を踏まえ、兵庫県ではそれまで以上に芸術文化振興に重点を置くとともに、県民の参画と協働のもと、幅広い分野で芸術文化を活かした取り組みを展開していくため、今後、5～10年先を見通した県内の芸術文化振興の指針として「芸術文化振興ビジョン」を平成16(2004)年5月に策定した。

本ビジョンは阪神・淡路大震災を経験した県が策定しただけあって、震災の教訓や、それに裏づけられた芸術文化に対する視点が全体を通して貫かれている。まず冒頭において、芸術文化は人間や社会にとって欠かすことができない公共財であることを確認しつつ、①「芸術文化を創造発信する」、②「芸術の“場”を育て拡げる」、③「文化力を高め、地域づくりに活かす」、④「総合的な取り組みを進める」という4つの基本方向が示されている。そしてこの4つの方向に対応する具体的な展開方向として、芸術文化を担う人材の育成、拠点機能の強化、世界への発信（以上は①に対応）、地域での多様な“場”的育成・拡大、青少年に対する取り組み、芸術文化施設の充実（以上②）、生活文化の向上、地域特性を活かした活動展開、まちづくりの推進、産業づくり（以上③）、県民自らの参画、連携体制の整備（以上④）等の取り組みが掲げられている。

このビジョンは、県にとっては県民等の参画と協働を基本に、国や市町との適切な連携関係を築きつつ、総合的・計画的、かつ効率的・効果的な施策展開を図るための指針であり、また市町にとっては、県民等の芸術文化活動を支援する場合に、県との連携による効果的な芸術文化振興を進める指針となり、また県民にとっては、自主性・主体性を最大限に發揮しながら、芸術文化活動や活動支援を行う場合の指針となることを期待するものであるという。ビジョンの想定年次は、2010年～2015年である。ちょうど阪神・淡路大震災復興計画が終了するのが2005年であるから、震災から15年～20年後に向けた文化復興の長期展望として、このビジョンを位置づけることもできる。今後、このビジョンに謳われている精神が、被災地においてどのように活かされ、また実を結んでいくのか、注意深く見守りたいところである。

### イ 歴史文化遺産の活用構想

政治・経済のグローバル化の一方で、人々は精神的な拠り所として身近な地域の歴史

文化遺産への関心を高めている。文化庁による平成5年3月の「文化意識調査」によれば、約9割の者が歴史文化遺産の保全に肯定的であった。

また、「住民のボランティア活動等を活かした歴史的文化的資源の保存活用と地域活性化に関する調査（2002.3 文化庁建造物課編集）」では、700近い団体が、ガイドボランティアから市町村と個別の組織を結ぶ中間支援団体まで幅広い活動をしていることが理解できた。

文化財の保存から活用へ、そしてまちづくりへと展開する国の動き、アンケート調査に見られる住民の動向、そして、兵庫県では震災から学んだ、文化財保護分野の人手の不足、住民とのネットワークによる文化財の保護策等について早急に考える必要がある状況を鑑み、県教育委員会では、県文化財保護審議会から「循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について」の建議を受け、歴史文化遺産を再生する人材の養成を全国に先駆けて開始した。そして、歴史文化遺産の活用の推進策、地域文化の再生手法について地域づくり、ひとつづくりの視点から検討し、「歴史文化遺産活用構想（素案）」としてまとめた。

同構想は、歴史文化遺産を発見し、再生し、それをまちづくりの推進に活用する「ヘリテージマネージャー」の人材養成を基本に、活用の推進策を「魅力あふれる地域づくり」「地域を愛するひとつづくり」の視点から体系的に整理し、新たな文化財等の保護システムのあり方を示した。

歴史文化遺産の活用は、調査研究により歴史文化遺産の「価値の発見」を行い、次に「価値の共有」、「活用計画の策定」、そして「活用の実践」へとつながるシステムを意味し、具体には、養成したヘリテージマネージャーが地域住民とともに地域の歴史文化遺産の資源調査を行い、産官学が協力してフォーラム等を開催し地域資源の価値を周知するとともに『歴史文化遺産活用基本計画（マスタープラン）』を作成し、活用を図ろうとするものである。

#### (7) 活用の二つの施策、四つの柱

歴史文化遺産活用の柱として、ハード主体の「地域おこし」「まちづくり」を柱とする『魅力あふれる地域づくり』とソフト主体の「学舎づくり」「ふるさと観づくり』を柱とする『地域を愛するひとつづくり』の施策を想定している。

##### a 『魅力あふれる地域づくり』

「地域おこし」では歴史文化遺産と連携して観光開発や特産品開発など、地域の振興を図る分野での活用を想定している。史跡、伝統的建造物群や特産の農産物を総合的に活用している篠山市では、歴史文化遺産を組み合わせた「ヘリテージ・ツーリズム」の振興策が例としてあげられる。

「まちづくり」では地域の景観形成に根本的な影響を及ぼす都市計画や農山村整備計画など、ハード整備を伴う分野での活用を想定している。伊丹市の伊丹郷町館や多可郡・西脇市の『北はりま田園空間博物館構想』などが例としてあげられる。

##### b 『地域を愛する人づくり』

「学舎づくり」では、歴史文化遺産が地域のおいたちを現在まで伝えることから、子どもたちの幅広い地域学習に本物の素材として利用することを想定している。

「ふるさと観づくり」では、地域にあまねく存在する歴史文化遺産を「学び」「活動」のよりどころとして活用し、人々の地域への誇りや愛着の基礎となる豊かなこころを醸成することを目指している。

## 6 今後取り組むべき方向と課題（10年目の視点を踏まえて）

以上のように、被災地における「文化活動の展開」について、復興の現場で起きたことや、これまでの復興計画への対応状況、さらにはこの10年間の県内外の文化状況とも照らし合わせながら論じてきた。震災以後、被災地で起こった様々な出来事や取り組みを振り返った時、

多くの文化関係者が様々な困難に直面し、またそれを克服すべく懸命に努力してきたことが分かった。さらには芸術家自らの言葉や、文化施設担当者の証言から、震災という極限の状況における文化の意味合い－「そもそも文化とは何なのか」－についても考察する機会を得ることができた。我々が知り得た事実の中には、今後の文化振興の指針となる先進的な取り組み例も見られるが、解決策が見いだされないままの課題もあった。しかし、こうした試行錯誤の全ては、今後、文化振興を志す全ての関係者が、改めて問い合わせし、21世紀における社会と文化のよりよい関係を構築していく上でのヒントなるであろうし、今後同様の災害が生じた際の貴重な教訓とすることができるだろう。

さて、平成12(2000)年度の国勢調査によれば、兵庫県内の芸術家人口は約2万人である。そのうち被災地内の7市だけで、全体の8割である約1万6千人を占めている。つまり、今後の県全体の文化振興の行方は、被災地の復興状況いかんにかかっていると言えるだろう。本章では、こうした点を踏まえ、被災地はもとより全県内において、今後我々が取り組むべき文化振興の方策について考察することとした。

### (1) 活力や癒しにつながる公演・鑑賞機会の提供や地域文化活動の参加機会の拡充

#### ア アウトリーチ（出前文化活動）等の推進

震災を通じて我々は、文化というものが欠かすことのできない公共財であることを改めて認識した。避難所で奏でられた音楽が被災者の心を深く癒したり活力を与えたように、我々の暮らしには文化的な要素が不可欠である。全ての人の暮らしとともに文化がある－そのような社会が一つの理想であるかもしれない。しかし現実には、文化を取り巻く現実は厳しくもある。良質な作品の提供を行う芸術家であっても、その多くが安定した経済基盤を有しているとは言い難い。また、そのような芸術家が身近にいることを知らなかつたり、そもそも普段から芸術に触れる機会さえない人も依然として多い。

ここに少しショッキングなデータがある。内閣府が平成15(2003)年に行った「文化に関する世論調査」によると、この1年間で劇場や会館に行き、映画、演劇、音楽、美術を直接鑑賞した人は、前回調査（平成11(1999)年）の54.4%を下回り、50.9%になったそうである。足を運ばなかった理由としては、「関心がない」が前回の27.8%から39.6%と大幅に増加しており、この背景としては長期化する不況の影響やゲーム・カラオケなど娯楽の多様化が原因とされている。国や自治体による積極的な文化振興施策にもかかわらず、このような数字が現れたことは大変残念であるが、さりとてこのまま手をこまねいているわけにもいかない。今、芸術文化の関係者に最も必要なのは、芸術文化に関心を持つ人を一人でも多く増やすことであろう。マーケティングに例えれば、新規顧客の開拓である。そのためには、県民の身近な場所で芸術文化を提供し、芸術家が地域に出向いていくアウトリーチ（出前文化活動）を、あらゆる機会をとらえて展開していく必要があるだろう。兵庫県の芸術文化振興ビジョンでも、「芸術文化の”場”を育て拡げる」観点から、アウトリーチ事業の推進のほか、青少年が芸術文化に親しむ方策（芸術家の学校現場への派遣、美術館等の教育プログラムへの活用）や、芸術文化施設の充実が謳われており、実際の施策展開においても芸術文化センター付属交響楽団による積極的なアウトリーチ活動の展開が計画されている。

今後は、芸術家や文化施設担当者だけでなく、アートマネージャーやプロデューサー、教育関係者、マスコミ、行政、評論家など芸術に関わる全ての人が協働し、それぞれの立場から芸術文化を社会に紹介し、橋渡しとなることを心がけ、あらゆる機会をとらえて鑑賞機会の提供に努める必要があるだろう。特に担い手の高齢化が著しい伝統文化団体や県域文化団体においては、若い世代の観客や後継者の獲得は焦眉の課題となっており、アウトリーチに意識をおいた活動展開が今後、一つのキーワードになると思われる。震災による尊い犠牲を払ったうえで知り得た文化本来の意義を、被災地である兵庫県がまず先頭に立って、広く発信したいものである。

## イ 芸術文化活動に対する効果的な支援方策のあり方

兵庫県では平成 8(1996)年度から被災地芸術文化活動補助制度を実施している。平成 16(2004)年度の予算総額は 4,000 万円である。兵庫県のほかに被災地において公募型の芸術文化助成を行っている自治体としては、宝塚市が会場利用料の一部を補助する制度を設けていたが、これは平成 15(2003)年度で終了した。現在、被災地内で公募型の芸術文化助成制度を実施しているのは、神戸市のみである。(平成 16(2004)年度予算額 3,320 万円。) このような中で、被災地全体を対象としている兵庫県の被災地芸術文化活動補助制度が平成 16 年度限りで終了する。このことがもたらす影響が気になるところである。

被災地芸術文化活動補助制度は、震災の直接的・間接的な影響によって創作活動に支障を来たした芸術家を助成することによって、被災地内の芸術文化活動を活発化させ、芸術文化の復興の一助とするものである。しかしながら被災地補助利用者へのアンケート調査では「自分自身の芸術文化活動が震災前の水準に回復した」と回答した者は、まだ半数程度であり、依然として何らかの補助を求めている状況にある。現時点では助成がなくなってしまうことで、これまでこの制度に頼ってきた団体の活動が困難に陥ることが容易に予想される。これは被災地全体の芸術文化活動の停滞にもつながりかねない。アンケート調査では、補助制度の終了はやむを得ないとする回答が 21%あるものの、「少額でもいいから補助を継続して欲しい」という回答が 52%と最も多かった。このことは、「助成制度が精神的に励みとなった」という利用者の意見とも一致する。少なくとも激変を緩和するような何らかの措置が望まれている。また、被災地において芸術文化活動の補助制度が重要な役割を果たしたことを考え合わせると、今後の兵庫県全体の文化振興を考える上でも、同様の制度を広く全県的に展開することが期待されているところである。

さらに、将来的には県内外にアピールできる高い芸術性を備えた企画内容の事業や、社会と芸術の橋渡しとなって豊かな関係を築くことができるアウトリーチ（出前文化活動）的な内容を伴った事業、あるいは伝統芸能など地域固有の歴史文化資源を新たに活かした事業など、特色のある事業に対して、助成していくような手法を検討することも必要となるだろう。(先のアンケートにおいても、「公募により、特色ある活動を重点的に支援する」という回答も 25%あった。)

## (2) 被災地の文化活動を担う人材や団体の活躍のしくみづくり

### ア 芸術文化活動における新たなしくみづくり

#### (ア) アーティストによる慰問活動等を調整するしくみづくり

震災直後には、県内外のアーティストが被災地各地で慰問活動を展開したが、芸術家の受け入れについては、行政側やボランティアセンター側には確たるルートもなく、一部の避難所に活動が集中したり、中には必ずしも避難者が望んでいない形で公演が実施されるといった、ミスマッチが生じた。この点については、阪神・淡路大震災が近代史上初めての都市型直下型地震であることから、受け入れ態勢が直ちに整わなかったのは、やむを得ない面もあるが、今後は、何らかの形で芸術家による慰問活動を円滑に受け入れるマッチングを可能にするシステムづくりを検討すべきであろう。例えば、(財) 兵庫県芸術文化協会などが芸術家側の窓口となって、パトロール隊を中心とした行政担当者やボランティアセンター、避難所等の現場側の情報をもとに、円滑な受け入れ調整役を果たしていくことも考えたい。

#### (イ) アート NPO・ボランティアと行政、企業の協働関係

被災地では文化ボランティアなど、文化活動に積極的に関わろうとする市民層が次々に誕生した。これらのうちのいくつかは市民団体として組織化され、NPO 法施行後はいくつかが NPO として認証を受け、活発な活動を地域で展開している。文化ボランティアと行政との協働例としては、美術館や博物館における作品解説やワークショップ指導、あるいはホールにおけるステージサービスなど、既に様々な実践例がある。

公立文化施設の運営サポートにおけるボランティアとの連携体制は、既に定着していると言つて良いだろう。

しかしながら、他の分野、例えば事業実施や企画運営面におけるアートNPOと行政とのネットワーク構築は、まだまだ未整備であるように思われる。例えば兵庫県が実施している文化事業のパートナーは、県域レベルの文化団体や、震災前からの実績がある既存団体を中心であり、NPOは含まれていない。アートNPOは、様々なタイプがあるので、一概にこうした県による鑑賞機会提供型の公演・展示事業と協働することは難しいかもしれないが、今後は何か別の形でもっと深い関わりがあつても良いのではないだろうか。

再びニッセイ基礎研究所の吉村光宏氏の分類を引用するが、アートNPOと行政との協働の対象領域を分類すれば、行政サイドから見れば①助成・支援、②事業委託、③文化施設運営委託、④遊休施設の利活用の4つに分けられるという。これに既存文化団体の例を加え、兵庫県内における状況を整理すれば、概ね下表の通りとなる。

行政との関係	団体との協働関係の領域							
	①助成・支援		②事業委託 (公演等の依頼)		③文化施設の運営委託		④遊休施設等の利活用	
	NPO等	既存団体	NPO等	既存団体	NPO等	既存団体	NPO等	既存団体
県内の事例	1000人の チエロコンサート への支援	被災地芸術 文化活動補 助制度によ る支援	ふれあい の祭典、県 民芸術劇 場、美術團 体地域巡 回展の開 催	中町ヴェルデ ィホールと VOC、たんば 田園交響ホー ルとステージ オペレーター クラブ他	CAPと 旧ブラジ ル移民セ ンター			
	地域団体活動パワーアップ 事業、ボランティア活 動助成(文化以外も対象)							

表-7 県内文化団体の協働関係領域別活動状況表

すでに「相次ぐアートNPOの設立」の項で触れたとおり、既存の芸術文化団体が実演型であるのに対して、アートNPOは、実演に加えてアートのサポートやマネジメントを志向しており、その傾向は上記の表からも読み取れる。つまり、実演型の団体を対象とした①、②では主として既存団体が、施設運営を対象とした③、④はNPOが、それぞれ代表例としてあげられる。(①におけるNPO支援は、「1000人のチエロコンサート(国際チエロアンサンブル協会)」以外の事例については、まだ実績に乏しい。)今後、行政とともに芸術文化の調整機能やアートマネジメントを担うセクターとしては、アートNPOや市民団体の役割が欠かせないが、そのためには上記の表で未整備となっている①(助成・支援)や②(事業委託)も含めて、さらにNPOとの連携体制の制度化を進めていく必要があるだろう。

現在、特に行政と団体との協働関係において注目したいのは、③の文化施設の運営委託である。平成15(2003)年に地方自治法の一部が改正され、それまでの「管理委託制度」が「指定管理者制度」に切り替わり、民間会社やNPOが公の施設の管理運営を受託できるようになった。芦屋市立美術博物館の民間委託化の検討は、この制度を前提としたものであり、今後このような動きが県内で生じるケースも考えられる。芦屋の事例は、行政の文化切り捨てとして扱われる向きもあるが、仮に文化行政の現状に對して高い問題意識を持ち、明確なビジョンを備えたNPOが運営を行ったとしたら、これまでの常識では考えられない新たな取り組みが生まれるかもしれない。平成14(2002)年に青森県弘前市において、NPO法人harappa(ハラッパ)が酒造倉庫舞台に地元出身の人気アーティスト・奈良美智展を成功させたように、NPO法人による事業が高い動員と収益を生んだ例もある。また平成12(2000)年に北海道富良野市において市が建設した富良野演劇工場は、NPO法人ふらの演劇工房によって運営されており、

全国初の公設民営劇場として注目を集めている。このように全国では、NPOによる施設運営や事業運営参画への流れが加速している。もちろん、一つのイベントを成功させることと、極めて高度な専門性を要する美術館の運営を継続的に行うこととは全く違った次元の話であり、同列に論じるには無理があるが、例えば小ホールやギャラリーなど、小規模な公立文化施設からこうした試みを行ってみるのも一つの考え方であろう。

さらにはアートNPOは行政だけでなく、企業のパートナーとしても注目されている。神戸市内のTOA（神戸市）は、平成10(1998)年以来、音響メーカーであることを活かし、兵庫県教育委員会が進める「トライやるウィーク」の一環として地元の中学生達による音楽づくりを支援してきた。同社は平成16(2004)年、全国的な活動展開を行っているNPO法人「芸術家と子どもたち」のスタッフに運営全般を任せ、中学生自作による民族楽器による演奏会を同社のジーベックホールで開催するなど、企業とNPOとの協働による新たな芸術支援のあり方を示した。このような例は、全国の様々な場所すでに見られる動きである。

震災5周年の国際総合検証でも述べたとおり、文化という場が成立するためには、行政、企業、及び文化資源という3つの要素が必要となる。いわゆる文化の三角形である。近年、ここにアートNPOという新たな要素が絡んできたのである。行政は文化振興に対する公的な責任と権限、また企業は人、資金、モノ、技術等の経営資源を有しているのに対して、NPOは、機動力や提案力、専門性を持ち、また地域性や自発性を備えている。近い将来、アートNPOが既存のセクターにない発想と価値観によって、今日の文化状況を改善するサービスを生み出し、また行政や企業の代替的な役割を担うことも強く期待したい。

#### (ウ) 教育機関との連携

NPOのような新たなセクター以外にも、連携体制の見直しや新たな協働関係の構築を模索すべき分野は多くある。かねてから必要性が指摘されていることであるが、行政内部における知事部局と教育委員会との連携については今後さらに真剣に検討されなければならないだろう。現在兵庫県では、教育委員会が文化財と美術館・博物館に関する業務を所管し、知事部局が舞台芸術などその他芸術文化全般を担当しているが、文化の振興に関して総合的な取り組みが可能となる推進体制の整備が急務である。とりわけ重要なのは、学校教育機関との連携である。今後の文化振興には、青少年へのアウトリーチ（出前文化活動）が欠かせないことはすでに述べたが、今の小中学生のほとんどは震災を体験していない世代である。もちろん震災直後に芸術文化が被災地に癒しや安らぎをもたらしたことにも知らない。こうした世代を対象に、今一度何らかの施策を講じる必要があるだろう。

実際、行政・民間を問わず、すでに各方面で次代を担う子どもを意識した取り組みが盛んに展開されている。兵庫県では県民芸術劇場の学校公演において小・中・高校生に優れた舞台芸術作品の鑑賞機会を提供しているほか、平成17年度に開館する芸術文化センターの付属交響楽団においては青少年鑑賞教室や学校向けのアウトリーチ事業が予定されている。また国においては、平成15(2003)年度から小中学生を対象に伝統文化を体験・修得させる伝統文化こども教室がスタートしている。またNPOにおいても、芸術と計画会議(CAP)が毎年夏休みに子どもを対象としたワークショップ「アートの林間学校」を開催している。

今後、兵庫県においても芸術文化関係機関と教育機関との一層緊密な連携を進め、子どもや青少年が学校制度から自由な芸術家等に触れることで、自由な発想力を拡げていく機会とし、次世代を担う人材を育てていきたいものである。

#### イ 文化財の保存と文化財を活用した地域づくり人づくりの推進

前述したように、文化財の保存の推進には、人材の養成から活用までを一体的に図る

システムが必要である。特に、地震の被害を受けた兵庫県では、文化財の所在情報のように付近のことをよく知っている人の方が専門家より有用である場合も学んだ。そのような実戦を経験した県教委では、「循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について」の建議を受け、以下の通りの人材養成を試みている。

建議では、『文化財を活かした地域づくり』支援策は、助成内容も様々なまちづくりに適応できるようになってきており、建造物などの修復・利活用事業（ハード事業）と芸能などの各種交流事業（ソフト事業）の系統的な活性化策を考えるべき状況となつていると指摘した。

そして、県内のまちづくりの歴史を振り返って、まちなみ保存活動団体の活動調査の結果、保存活動の契機となる立ち上げから啓発活動、行政への働きかけ、技術支援等、活動の多くは専門的素養を持った活動団体が担っており、専門性の高い活動団体の育成が重要であると強調した。

また、兵庫県内のまちづくりについて、過去四半世紀の状況を調査したところ、各個別に活動していた住環境の分野と文化財等の歴史的環境分野が融合し、最近では、福祉・経済・環境共生の分野も融合してきていることが理解できた。多分野の専門家が参画して地元と調整していることがわかり、人材を養成する時には、専門的知識を要する広域支援型の活動組織に参加することを前提とした人材養成策を考えるべきであるとした。

そのため、まちづくり部局との連携を強化し、生活空間の向上に繋がるまちづくりと歴史文化遺産の保全・活用の融合を図る積極的な促進策を講ずるべきであると提言された。

#### (ア) ヘリテージマネージャー（文化財活用推進員）の養成

県教育委員会では、これらの分析をもとに、活用手法の確定した建造物部門のヘリテージマネージャーの養成を平成13(2001)年度から開始した。また、県教育委員会で養成し、登録したヘリテージマネージャーをひょうごまちづくりセンターから地域に根ざした住民主体のまちづくりを行う団体に対し、派遣する制度を整えた。

ヘリテージマネージャーの役割	
登録する	① 利用可能な歴史的建造物の発見 ② 市町村教育委員会へ登録文化財候補物件の申請を進言 ③ 歴史を活かしたまちづくり活動の中核に登録文化財を据え、活用方法を提言
再生する	① 法律・条例その他の制度上の整合性について助言 ② 所有者とデザイン案と改修費用の相談（登録文化財融資制度活用） ③ 魅力あるまちづくり事業との共同作業
地域活性化に参画する	① 歴史を活かしたまちづくりに係る所有者・住民及び市町村担当部局間の相談者 ② 登録文化財のマネジメント ③ 登録文化財の定期的健康診断（ホーム・ドクター） ④ 住民ボランティア活動団体の相談者（ホーム・コンサルタント）

表-8 ヘリテージマネージャーの役割

本養成事業では、基本的な技術力を有する文化財周辺分野の者を対象に、文化財に関する知識を補足し、文化財事業を推進できる人を各地域に養成することを目指している。また、事業の特色は、教育委員会が登録することにより一般に周知し、かつ、既存団体の協力を得て、養成者が一定の活動をできるように人材の養成から人材の活用までをワンセットにしたところにある。

建造物部門では、兵庫県建築士会と共に講師陣には大学の研究者、文化財建造物修理の選定保存技術の保持団体、行政の担当者、建築事務所・工務店の実践者、そして町長等ユーザーの代表者と多方面の支援を得て行っている。

また、平成15(2003)年度からは県みどり公社と連携して、樹木医を対象に天然記念物部門の「みどりのヘリテージマネージャー」の養成を開始した。

### (3) 拠点施設による創造・発信と施設運営への住民参画

#### ア 拠点施設による芸術文化の創造と発信

阪神・淡路大震災の復興のシンボルとして計画された拠点施設の整備は順調に進んだ。県立美術館「芸術の館」は平成14(2002)年開館し、芸術文化センターは平成17(2005)年度にオープンする予定である。両施設は震災前から計画されたものであるが、震災による混乱の中でも中止されることなく、完成までこぎつけた。県民は、このような困難の中で手にすることことができたこれら施設を自らの文化の拠り所として、誇りに思ってもよいだろう。両施設は、震災復興のシンボルであるだけではなく、被災地や兵庫県の文化の象徴である。世界のどの国に行っても、その地域を代表する美術館や劇場があるように、これらの施設も今後、地域の顔として大きなソフトパワーを発信していくだろう。しかし、これらが真の意味で文化シンボルとなるかどうかは、開館後の運営いかんにかかっている。芸術文化の素晴らしさを多くの県民に発信し、芸術文化を県民の暮らしの中に息づかせてこそ、県民文化の高揚に寄与したと言えるのである。

そのためには、まず両施設の創造・発信の拠点機能を高めることが重要である。県立美術館では、平成14(2002)年度の開館後、美術館の過去・現代・未来をテーマにした一連の開館記念展やゴッホ展など、内外から高く注目される展覧会を開催してきた。同館には旧近代美術館時代から培ったノウハウや経験という強みがあることから、今後もこれまで以上に質の高い活動を期待できるだろう。また芸術文化センターも、これまで実施してきたソフト先行事業の成果を踏まえ、いよいよ平成17(2005)年度から同センターを舞台に本格的な公演活動が始まる。海外から多くの若手演奏家を受け入れる付属交響楽団の活動とともに、兵庫から世界への音楽文化の発信に大いに期待したい。

さらに震災10周年の節目には、両施設は世界に向けて高らかにメッセージを発信することとなっている。県立美術館は平成17(2005)年1月に、震災の経験から多くの人々が学び取った「生きる」ことの尊さや「心の復興」の大切さをあらためて確認するため、「再生(Renascence)」というテーマのもとに国際的な公募展「兵庫国際絵画コンペティション」を開催する。また、芸術文化センターについては、開館年次が平成17年度ということもあるので、開館記念事業そのものが世界に向けての復興のメッセージのアピールの場となるだろう。

このほか両施設については、単独館としての情報発信機能の強化を図るだけではなく、各分野における県内の文化施設のリーダー的存在として、ネットワークの拠点を担っていくことを期待したいものである。例えば、県立美術館は平成15(2003)年度に「MUSEUMに行きたい！－阪神・姫路美術館等合同展覧会」として、氷上町立植野記念美術館、播磨町郷土資料館を会場に、姫路市立美術館、神戸市立博物館、西宮市大谷記念美術館など8館の特徴的なコレクションにより、各館の個性と魅力を紹介している。今後、両施設は県内市町の様々な文化施設を対象に、このような連携を図ることで、情報・ノウハウの共有化や効率的なソフト資源の配分を実現し、県民の鑑賞機会の増加につなげていくべきであろう。

#### イ 施設運営への住民参画 － 地域文化と地域文化施設

「全国の動き」の章では、公共施設の充実が90年代に進み、各地にあった貸し館型のホールが、地域の創造センターとして変容していった状況を紹介した。しかし、芸術監督制度など活動方針の専門化や独自路線の標榜が進む一方で、住民の手による運営参画が進み、行政と地域コミュニティとの新たな協働関係が形成される事例も増えてきた。この二つの傾向は一見相反する流れのようにも思われるが、共通して言えることは、他のどこにもない我が町だけの文化創造の場を持ちたいという意図がその根底にあることである。

さて、本論を執筆する中で、公立文化施設と地域住民とのあり方について考えさせられる象徴的な問題が二つあった。一つは言うまでもなく、阪神・淡路大震災であり、も

う一つは芦屋市立美術博物館の民間委託問題である。

まず、震災と文化施設との関係についてであるが、公立文化施設へのアンケート調査において、これら施設が避難所となって文化的な機能を果たせなくなったことについて、賛否両論の意見があったことは既に述べた。一つには文化施設と言えども、それは税金によって運営されている公の施設であり、住民の生命や財産が危機にさらされる事態にあっては、たとえ館の本来業務に支障が出ようとも復旧作業を最優先すべきという考え方である。行政や政府の究極的な役割を考えれば、この考え方は否定のしようはない。しかしこれに対し、公共財である地域文化の保護を優先すべきという考え方もある。美術館・博物館は、現に美術品・文化財を収蔵しているアーカイブであり、公的な財産であるコレクションを次の世代に引き継ぐ重要な役目を担っている。同様の考え方は、目に見えない文化的価値やネットワークを預かっているホール等にも当てはまるだろう。災害が復旧した後、速やかに活動を再開ができるよう、施設そのものの復旧作業は本来的には中断されるべきではないし、さらに事情が許せば被災地に出て、鑑賞機会を提供することも試みるべきである。今回の震災でも明らかになったように、人々は被災後間もない時期であっても、時が来れば自然と音楽や絵画を必要とするのである。

しかしながら、地域文化施設も地域社会の一員であるということを考えた場合、それだけで済まされない面もある。重要なのは、施設本来の目的と、地域社会の一員である施設の存在とのバランスである。仮に今回の震災で、地域の美術館やホールが、被災者の受け入れを全く拒否していたとしたら、どうだろう。おそらくその施設は、地域社会の一員としての立場を失い、その後の活動にも支障が出たのではないだろうか。逆に、被災者を受け入れたことで、普段文化施設に縁がない人であっても、施設が地域社会の一員であることを肯定的に受け入れられたであろう。今回の震災は、図らずも地域文化施設の地域社会における多機能性を無視できないことを明らかにしたとも言えるのである。

さて、もう一つは芦屋市立美術博物館の民間委託の問題である。ここでは、行政における財政難の問題や、指定管理者制度など時事的な背景がクローズアップされがちであるが、それ以上に注目したい点は、この施設が地域にあって、どの程度まで市民に必要とされていたかについてである。芦屋市立美術博物館は世界的に評価の高い前衛美術運動である具体美術協会に関する作品を展示・収集の中心に据えている。しかし難解な現代アートである「具体」に拒否感を示す市民も少なくはない。「どうして印象派やピカソを取り上げないのか」という声もある。但し、芦屋市立美術博物館は「具体」ばかりを取り上げていた訳ではなく、阪神モダニズム関連の企画や「具体」と関わりが深かった児童美術コンクールである童美展の開催や、子ども向けのワークショップ、アートのフリーマーケットなど、地域にまじめに向き合った手堅い活動を展開しており、一般に流布しているイメージとのギャップが存在しているように思われる。同館はまだ開館して10年足らずの若い施設であるから、館の地道な努力が地域社会に浸透していれば、つまり「公共財」である芦屋の「地域文化」を住民全体で正しく理解・享受するための仕組みづくりに成功し、美術館が地域社会にとってなくてはならない施設であるというコンセンサス（合意）を確立できていれば、今回のような議論は生まれなかつたのではないかだろうか。

結局ここでも、地域社会の一員として、地域文化施設をどのようにして認知させていくかという問題に帰着する。平時における地域文化施設の本来的な機能・役割は、まず当該地域における文化資源に着目し、これを地域文化として分かりやすく提示し、それを地域で考える場を提供することである。このようにして、その地域文化が地域にとって欠かせない公共財であるというコンセンサス（合意）が形成されれば、多少のことでは我が町の文化施設を切り捨てようという論調は生じないはずである。

今後は、地域文化施設の大きな役割として、広い意味での地域文化のマネジメント機

能がクローズアップされるだろう。ここで言るのは、何も美術や舞台芸術だけの話ではない。西洋藝術中心主義の結果、これまで見過ごされてきた地域の伝承芸能や儀式、祭事についても、地域文化施設は関わりを持つべきである。平成15(2003)年度に但馬の関宮町(現養父市)の葛畠地区で農村歌舞伎が37年ぶりに復活したが、こうした地域独自の文化資源のマネジメントを今後は地域文化施設が担うのである。たとえば都市部ではモダニズム文化を、郡部では伝承芸能をという風に、地域文化施設がそれぞれの土地における地域文化を取り上げ、イベント実施や各種アウトリーチ(出前文化活動)を展開すれば、住民自身が地域文化に帰属しているという意識が高まり、地域コミュニティとしての参画も促進されるだろう。このようにして、地域文化は地域の公共財として認知されるのである。文化に対する新たな地域コミュニティの意識形成と、地域文化の創造・保存・継承という二つのテーマをうまく整合させていくことが、今後の地域文化施設の課題ではないだろうか。

#### ウ 考古博物館構想

県教育委員会では、平成19(2007)年の開館をめざして県立考古博物館(仮称)の整備を進めている。兵庫県の東西・南北軸の交点である加古郡播磨町大中(おおなか)の播磨大中古代の村隣接地に計画している。

本博物館では「ネットワーク」「体験・思考」「変化・成長」をキーワードに、展示や体験学習などの様々な事業を県内全域で展開する、新しいスタイルの参加体験型博物館を提言している。また、県民の参画と協働による新たな歴史文化遺産活用のシステムづくりを目標に掲げ、整備を進めていく方針である。

遺跡や遺物の調査・研究を行い、兵庫県の地域文化の成り立ちを明らかにするとともに、その成果を、「体感」を重視した双方向的な展示や体験学習、学校教育や生涯学習に生かし、県民の地域文化への理解と関心を高める計画である。

なお、博物館には埋蔵文化財調査事務所(現在神戸市兵庫区)を移転併設し、博物館・遺跡公園・調査機関が一体となった、兵庫県における考古学の調査・研究・活用の新しい拠点となることを目指している。

### (4) 防災意識の啓発と被害軽減システム構築の推進

#### ア 文化財建造物や美術工芸品の耐震対策

文化財の被害状況から文化財の被害防止に向けて二つの潮流が見られた。一つは、建造物、美術工芸品及び有形民俗文化財に見られた、建物及び展示ケース等の耐震性能の向上に関する対策等個別的な課題解決である。一つは、文化財を取り巻く社会状況も含めた防災力の向上による総合的な減災対策のあり方であった。

#### (7) 耐震性能の向上に対する対策

被害状況の的確な把握と耐震補強に対する検討は、将来の文化財建造物の保存を考え上で必要不可欠なことであるため、表一9・10 兵庫県内国・県指定文化財建造物修理計画表の内修理規模が大きく耐震対策の複雑な、同表の(A)に属する復旧工事、重文6事業、県指定1事業について耐震対策委員会(以下「委員会」という。)を組織して、修理方針を検討した。委員会は、事業毎に建築史学者・構造学者・修理技術者で構成されており、行政の文化財担当者が全体の運営を行った。

協議の内容は、①各建物の地震による被災状況の分析、②実験による在来構造の評価及び構造診断結果に基づく文化財建造物の耐震力判定、③耐震性能に疑問が見られた場合の必要な構造補強のあり方に関する検討、また、④構造補強方法について不明な場合には、非破壊試験・破壊試験等を実施し、文化財価値をできるだけ壊さないよう、新しい技法も取り入れた補強方法を提案すること等であった。

被災文化財の復旧に対する基本的な考え方とは、不特定多数者の利用者が「有」建物と「無」建物に大きく2分し、それぞれの被害の程度で「軽微」・「重度」に細分類した。委員会による補強の考え方とは以下の順番で考えられた。

- ① 伝統工法・在来材料による付加的な補強、
- ② 伝統工法及びその派生的工法・在来材料と現代材料複合による付加的補強、
- ③ 現代工法・現代材料による付加的な補強、
- ④ 現代工法・現代材料による置換的補強

[A] 不特定多数の利用・破損重度

	文化財の名称	工期	破損状況	補強案
1	旧神戸居留地15番館	H7～9	倒壊。基礎は最大27cmの不同沈下を生じ、地盤は南方へ48cm、西方へ43cm移動した。また、倒壊により木材・煉瓦・瓦・石材とも大半が破損・折損した。	倒壊の原因は、地盤不良の影響によると判断した。また、伝統工法を尊重して破損部材を最大限再用するため、地盤改良及び免震装置を導入した。
2	旧トーマス住宅	H7～8	木骨軸組については、破損・傾斜等は見られなかったが、外壁煉瓦に亀裂を生じ、煉瓦煙突が陣元落した。	軸組は地震の被害もなく、十分耐力があると判断されたが、外壁煉瓦の落下が懸念された。煉瓦の転落防止策として、煉瓦を鋼線で軸組に繋結した。
3	本興寺方丈	H7～10	建物に付属している玄関・東側下屋庇が大きく傾き、西側書院張出部分も離脱した。柱は、敷・鶴居内法で、最大30mmの傾斜を生じ、隅部の柱は上部が裂け、その他の柱は内法鶴居の位置で「く」字に変形した。	折損柱の再用に努めたため、カーボン・ファイバーのプレートを使って補強を行った。また、1.8mの高さのある小壁を利用して合板による補強を実施した。
4	旧山邑家住宅	H7～9	RC壁及びスラブの構造体をはじめ、内部壁及び天井仕上の砂漆喰、大谷石からなる石柱・床石、礎石等にひび割れを生じた。また、地下室の地盤が地滑りし、玄関ホールの北壁及び2階床スラブが崩壊した。	地下室地盤の地滑り防止のため、RC擁壁を設置。RC鉄筋の錆による欠失部の補加、並びに实物大試験に基づき、耐力不足の部分には、カーボン・ファイバー・シートによる補強を導入した。コンクリート壁については、①面外破断部は打ち直し。②面内破断部はクラック補修（グラウト注入補修）。③軽微の3段階こわけて修理した。
5	旧岡田家住宅店舗・酒蔵	H7～10	「店舗」棟が西方に傾斜、北西隅の屋根が崩落し、内部土壁も剥離落下した。「酒蔵」は、西面壁が崩落、軸組及び屋根にズレを生じた。	店舗土壁の耐力評価実験を実施。土壁の耐力が土間廻りで不足することが判明。一部に鉄骨補強の耐力壁を挿入した。また、土蔵では、鉄骨の独立柱を1階に建て、シェルターを作り、二階床には耐力板を挿入した。
6	明石城巽櫓・坤櫓	H7～10	櫓下の石垣が沈下し（最大18cm）、櫓本体も歪みや傾斜を生じた内外壁に大きな亀裂があり、特に初層では、荒壁まで剥離し、下地が露出した。	櫓下は盛土で、地耐力の不足が判明。土質改良剤混入の上、叩と同じく層状に30cm毎にローラーで締めて旧状に復旧した。

[B] 不特定多数の利用・破損軽微

7	小林家住宅	H7	3本ある煙突は全て折損・落下した。その際、屋根面を小破し、その内の1本は主屋根に倒れてバウンドした後に付属屋に落下して屋根面を突き破って周辺を大破させた。	煙突を鉄骨補強し、煉瓦半枚積の疑似煙突とし、在来の工法で復旧した。
8	旧ハッサム住宅	H7～8	煉瓦煙突が配膳室に落下、屋根・天井及び床を大破した。また、壁も各所で剥離・落下、腰板やマントルピース回りの部材が外れた。	煙突を鉄骨補強し、煉瓦半枚積の疑似煙突とし、在来の工法で復旧した。
9	太山寺本堂		壁の一部が剥離・落下した。	特別な補強は特に行わず、在来の工法で復旧した。
10	如意寺阿弥陀堂・同文殊堂			
11				
12	朝光寺本堂	H7		
13	長遠寺本堂	H7～10	屋組のはね木と土居桁を止める鍵が外れ、土居桁の一部が割損した。	十分耐力があると判断されたため、大きな付加的補強も行わず、在来工法により復旧した。なお、傾斜した大径柱の復原力が確認された。
14	本興寺開山堂	H7～10	柱から外れて、正面の縁が前方に移動し、縁高欄の仕口が外れた。また、壁は正面漆喰が剥離・落下した他は、亀裂やチリ切れを多数生じた。	移動防止のため、縁下で柱全体を繋梁で繋結し、在来の工法で復旧した。
15	西宮神社表大門	H7	柱が3～5cm傾斜・移動。貫・長押の接合部が破損した。	傾斜は正後、揚屋して旧規のとおり据え直し、在来の工法で復旧した。

[C] 不特定多数の利用無・破損重度

16	旧小寺家厩舎	H7	煉瓦壁に大きな亀裂を生じ、特に塔屋では壁面が6mmずれた。また、2階廊下は根太が地震により脱落して5cm沈下した。	煉瓦壁はずれたまま固定し、在来の工法で復旧した。
17	旧ハンター住宅	H7～8	煉瓦煙突の1本が折損して、室内に落下。東半の小屋組、及び広縁が崩壊した。また、外部モルタル壁、内部漆喰壁及び漆喰天井が階廊所で亀裂剥落を生じた。	煙突を鉄骨（アングル）補強し、在来の工法で復旧した。
18	八幡神社本殿（中筋）	H7～8	境内の建物、工作物の大半が倒壊し、本殿も覆屋とともに倒壊した。	規模が小さく、覆屋に安置されているので人が入ることはない。災害による折損部を繕いの上、在来の工法で復旧した。
19	長遠寺多宝塔	H7～10	心柱が東側に傾斜し、相輪の下方を破損した。上層屋根も傾斜し、本瓦葺の棟積の一部が崩壊した。	礎石は、厚さ約50cmの砂層の上に据えており、亀腹は健全であった。また、心柱の傾斜も心柱受梁の腐朽が原因であり、屋根の傾斜も出桁の既存折損箇所で沈下していたことも判明した。特に補強を行わずに在来の工法で復旧した。
20	西宮神社大練塀	H7～8	東面中央部では土壁が完全に崩壊し、全体的に西方に傾斜した。	破損の著しい東塀及び西塀は解体の上、在来の工法で築き直した。

[D] 不特定多数の利用無・破損軽微

21	太山寺仁王門	H7	壁は小舞から脱落、遊離した。	在来の工法で復旧した。
----	--------	----	----------------	-------------

表-9 兵庫県内 国指定文化財建造物修理計画表

## [A]不特定多数の利用・破損重度

	文化財の名称	工期	破損状況	補強案
1	長遠寺庫裏	H7~8	反時計回りに傾斜、西側柱折損。	応急修理(今後一時使用中止)。柱際に補強柱取付、屋根を修理。
2	長遠寺客殿	H7~8	西側に傾斜。	小舞壁に合板補強及び鉄骨補強、国指定本興寺耐震対策会議に参考資料として提出した。補強手法、本興寺方丈に倣る。
3	沢の大石蔵 (民俗文化財)	H8~10	全壊。破損部材、集積所から拾い出して再建。	免震装置の導入(建築基準法第3条適用申請による)。一部鉄骨補強を実施した。

## [B]不特定多数の利用・軽微破損

4	毘沙門天観音堂・同山門	H7~8	観音堂 後ろに傾斜。 山門 移動・棟傾斜。	観音堂 背面土壁に格子状補強枠を挿入した。 山門 揚屋して旧位置に復旧した。棟は揚屋時に戻る。
5	多田神社東・西門	H8~9	門と袖壁取付け部分で、壁亀裂。	在来の工法で復旧した。
6	鶴林寺仁王門	H7~9	東南隅軒沈下、柱移動、傾斜軸部材落下。	軸部材の落下、軒の沈下は経年の腐朽によるものと判断し、在来の工法で復旧した。

## [C]不特定多数の利用無・破損重度

7	大甲八幡神社厄神宮本殿	H7~8	背面側に飛んで、倒壊。隣地埠に衝突、柱・長押折損、建物崩壊。	屋根を檜皮葺に復原、その他は在来の工法で復旧した。
---	-------------	------	--------------------------------	---------------------------

## [D]不特定多数の利用無・破損重度

8	川向家住宅	H7	全体に西側に傾斜、壁亀裂。	柱際に添柱、足下に筋交を補強した。その他は在来の工法で復旧した。
9	富松神社本殿 八幡神社本殿 鴻池神社本殿	H8	覆屋内で移動、覆屋に衝突して一部破損。	揚屋して旧位置に復旧し、部分的な繕いを実施した。
10	旧辰馬喜十郎住宅	H8	壁亀裂。	部分的な壁の繕いを実施した。
11	多田神社六所神社本殿	H8~9	東北方向に傾斜、各部弛緩。	傾斜が地震前からあり、経過観察中の物件。地震後傾斜角度増大のため半解体修理実施。在来工法で復旧した。

表-10 兵庫県指定文化財建造物修理計画表

## イ 文化財の減災対策

## (ア) 基本的な考え方

文化財の保護には、多くの人がそれに触れ心を通わせる中でさまざまな刺激を受け、その歴史や、成り立ちというものを理解していくことが重要であり、文化財そのものを原形で保存することは優先されるべきであるが、原形を保存することに執着するあまり文化財と人々の間のコミュニケーションが損なわれることは避けるべきである。

民家や町家など人々の暮らしの場となっている文化財の場合には、建物そのものを守り、そこに住んでいる人々の命を守り、住んでいる人々の生活を守る必要があり、生活と命と文化財そのもの、この三つを同時に守る解決策を見つけていかなければならない。また、社寺建築では、文化財そのものの保護、拝観に来ている観光客の保護、その中にある仏像や美術工芸品の保護が重要であるなど、文化財の種類によって護るべき対象も変わる。文化財と防災の課題を考えるときには、この関係性のあり方を熟慮する必要がある。

## (イ) 文化財被害の内容

過去の文化財破壊の主因を統計的な視点から見れば下記の項目が考えられる。

**台風と地震** 日本の文化財建造物は台風に強いものは地震に弱く、地震に強いものは台風に弱いという傾向がある。そのような関係から社寺仏閣類は壊れても造り直せばよいという発想もみられた。これは木造建築のフレキシブル（順応性のある）な特徴から生まれた発想で、壊れても部材さえ残っていれば、修復・再生が可能との思いからであった。このような単純な考えに、人命の尊重の考えが入り、高度な防災技術が求められるようになった。

**火災と落雷** 木製文化財の多い日本では、文化財の火事による焼失が圧倒的に多く、また、最近では、寺社への放火が増加しており、難問となっている。落雷は、基本的に避雷針で守ることが可能である。

**戦争や犯罪** 文化財の破壊原因の一位は戦争による人災である。日本でも応仁の乱など様々な戦争によって当時の文化財が破壊された。最近では、第2次世界大戦中に名古屋城・広島城はじめ66件の国指定文化財建造物、22件の美術工芸品が焼失している。また、現代社会は文化財を高価なアンティークと見ており、盗難防止も重要な課題となっている。

**開発等による無意識的破壊** 近視眼的な開発その他の配慮不足な行為によって文化財は失われる。法・条例により保護されている指定文化財と違い、未指定の歴史文化遺産は価値観の変化によって変貌・滅失する。時代の変遷、暮らしの変化や社会構造の変化に文化財の保護活用が対応できなければ崩壊させることを理解すべきである。

#### (4) 保護の対策

保護の対策は、耐震補強等の予防対策から始まり、災害時の応急対応、復旧対策が次の予防対策に繋がって行く。この予防対策、応急対応、復旧対策それぞれの段階をサイクル全体のなかで考える必要がある。

予防対策は、耐震・耐火的で、防盗性能の高い仕組みを指し、応急対策は発災時の文化財の守り方であり、仏像を背負って逃げる器具の配置等も狭義の応急対策の範疇に入ろう。また、被災文化財に耐震対策を施して存続を図っていくシステムの検討もこれに含まれる。復旧（復興）対策は、元どおりにもどすのではなく旧神戸居留地十五番館のように免震装置を組み込んで再建すること等を想定している。

応急対策から予防対策に至るまでを、一つの流れとして対策を練ることが、文化財の防災であり、今までの「文化財の防災」は、応急対策に力点を置いていたと解釈すべきであろう。

例えば、火災には、火を消すために消防水利の整備が中心的な課題となっているが、京都の町屋では、火を使う台所に火袋という天井の高い空間があり、空間的デザインにより火を出さないように予防対策をしている。文化財の危機管理、防災マネジメントのシステムを作る時も、このような発想による対策が重要である。

#### (I) 防災から見た文化財の環境

**人的環境** 前述したように、文化財が本来持っている防災力を生かすことが重要であり、そのため、防災の視点から、文化財が建設当時に比較して現在社会の中でどのような環境に置かれているかを知っておく必要がある。

文化財は各職種の技能者の総合力で支えられているが、優れた技能が継承されていないと文化財が本来持っている可能性を発揮することが難しくなる。火災実験によると伝統的な工法で適切に造った真壁は、モルタル壁よりも火災に強く、耐震構造実験でも同様に伝統的な真壁構造が強いことも確かめられている。ただし、隙間から火が入らないような、熟練大工がつくった真壁構造に限られ、稚拙な技量の職人では所定の性能は得られない。

日本の伝統的工法は、技術者の技量に依拠しており、熟練工の確保が文化財の保護手法の幅を広げることが実験からも確かめられたことを熟慮する必要がある。

**周辺環境** 近年、鎮守の森等の空間がお墓や駐車場になり、さらに、社寺の周囲には住宅が建ち並ぶようになった。昔は緩衝帯となる空間があり、外部からの火事を遮るような空間のシステムがあったが、現在は、文化財が直接火災等の外部的脅威に曝されている状況となっている。また、かつては火事等が発生すると氏子等が来て消すという仕組みがあったが、今は失われ、文化財の周辺環境条件が失われつつある。

社寺の文化財について、管理体制等を調べたところ、管理人を置いていない社寺が3割程度あり、また、置いている場合も高齢者が1人で留守番をしているところが相当数あったという。

建物の性能向上に傾注しがちであるが、それを守る財産管理体制を顧みず個別の努力に期待することはもはや難しい。社会的に文化財を管理するシステムが弱くなつて

きており、防災力を見据えた新たな社会的な仕組が課題となっている。

#### (オ) 文化財防災の総合化と体系化

先年、重要伝統的建造物保存地区である飛騨高山で火災が発生したが、防災計画通り、一軒の家は燃えても隣家には燃え移らなかった。同地区では、軒高と道路の幅員の比率によるソフトな防火力及びウダツと塗込壁と蔵等で計画されたハードな防火力により、密集していても、延焼火災は起きなかつたと見られる。

また、京都の古記録を調べれば、大火災の発生は主として戦災によるもので、失火による大火はほとんど見られない。京の町では、大火を未然に防ぐさまざまな仕掛けが上手に考えられている。例えば、排煙設備としての火袋の構造、格子が中から簡単に取り外せて避難できる構造、また、避難路となる軒高が揃つた軒庇等、コミュニティのルールに基づいた防災の仕組みは、周辺全体の相隣関係で、一つの秩序をつくつて町を守る合理的なシステムがある。

近代的な技術を駆使し、減災を考える場合には、技術力が貧弱なために知恵で対応している伝統的な防災の仕掛・技法を理解し、活かすことが重要である。

このように周辺を守りながら重要なものを守っていくという面的保護と個別的耐震性能の向上の連携、予防・応急・復旧の連續性の追求、伝統的技法と最新技術との融合、ハード技術とソフト管理との結合、それぞれ質の違つた仕組みをうまく結びつけて一つのシステムとして構築していくことが、文化財防災に求められているところである。

個別的解決に係る耐震性能の向上については、被害状況の観察、破壊のメカニズムを分析し、耐震的な保存方法を提示し、前述の文化庁防災業務計画に「人命の安全を図るべく、当該建造物の強度を向上させる」との方針が規定された。そして、文化庁は、平成13(2001)年に「重要文化財(建造物)耐震診断指針」「同参考資料集」にとりまとめた。

一方、総合的な文化財の減災システムの開発については、国・研究機関等で研究されているが、未だまとまっていない。しかし、阪神・淡路大震災から文化財の保全対象が少数の指定文化財のみではなく、地域の歴史文化遺産を対象とすることが認識され、本年の文化財保護法の一部改正による登録文化財制度の拡充及び国土交通省による景観緑三法の成立により、指定文化財の周辺の面的な対応が考えられるようになり、その認識は法的に確立したと見て良い。今後は、前震災と同様の対応を基本とするようになることから、文化財知識を有する人材の不足が顕著となることが判る。

本年10月20日の台風23号の水害に対して、兵庫県では、ヘリテージマネージャーや歴史資料ネット等の民間団体が被災家屋・被災樹木及び美術品・古文書等の被害調査を開始しているが、10月23日に発生した新潟県中越地震の被災地では、阪神・淡路大地震後の兵庫県と同じく、地域の身近な歴史文化遺産の保全のための被害調査や応急対応が難しい状況である。

人材養成が減災システムの開発には不可欠であり、兵庫県と同じく富山県・三重県が民間の文化財知識を有する人材の養成を開始しており、他府県も検討を始めている。

専門的知識を有する人材を養成し、民間の活動に研究所などが開発している最新技術を活用できる支援制度の確立が望まれるところである。

#### (5) 総合的な地域文化振興のシステムづくり

以上、「文化活動の展開」というテーマのもと、被災地で展開されてきた芸術文化活動や、文化財等歴史文化遺産をめぐる動向の変化について検証した結果を踏まえ、今後取り組むべき課題として明らかになった4つの柱について述べてきた。ここでは最後に本稿のまとめとして、地域文化施設と地域文化とをいかにして結びつけ、未来を拓く新しいシステムにつなげていくべきか、その方向性について一言しておきたい。

今回の検証を通じて明らかになったことは、芸術文化、歴史文化を包含したかたちでの

地域文化のかけがえのなさである。文化とは過去から営々と積み重ねられてきた時間の集積であると書いたが、幸運にして震災をくぐり抜けたもの、あるいは震災後に新たに生み出されたもの、そういったモノ・コトのすべてがこの10年間に新たな歴史の一歩を重ねた。新たに生み出された文化資源であっても、これらは紛れもなく未来の歴史文化遺産であり、これら新旧の要素が渾然一体となって地域文化を形づくるのである。

被災地内には多くの魅力的な地域文化資源が充ち満ちている。芸術文化においては、文化団体や芸術家、鑑賞者、アートマネージャーやボランティア、また歴史文化遺産においては、県内一円に拡がる地元地区活動によって運営されているまつり、登録文化財やヘルテージマネージャー（文化財活用推進員）、さらには文化的景観など。こうした様々な地域の文化資源を有機的に結びつけ、生かしていくことが今後の地域文化施設の役割である。既に「拠点施設による創造・発信と施設運営への住民参画」の項においても述べたように、今後は公共財でもある地域文化のマネジメントについては、地域文化施設が自ら担うべきである。

さらに文化施設のみならず、地域の学校教育機関や大学等の高等研究機関、企業などがこれに加わって地域文化をネットワーク化することを考えねばならない。現在の日本は縦社会である。しかし、これからは、横の連携が重要となるだろう。横の連携としてよく言われるのは、産・官・学・民の連携体制であるが、文化における「産」は、芸術家などの人的資源や文化産業である。「官」は、行政（美術館・博物館、ホール等含む）、「学」は大学が該当するが、特に「学」は自由度が高く、これを育てると全体の連携化を進める結節点となりうる。例えば人と自然の博物館の研究員と兵庫県立大学との関係のような、大学研究機関と文化施設の連携体制のシステム化は、現段階では時期尚早であるかも知れないが、将来的には興味深いテーマである。

阪神・淡路大震災は確かに悲しく不幸な出来事だった。しかし、震災を通じて改めて認識された文化の素晴らしさ、あるいは震災を機に形成された様々な地域コミュニティや市民意識など、震災を経た今だからこそ、手にすることができた貴重な財産があることに我々は気づいている。被災地が文化的に再生し、真の意味での創造的復興を果たすためには、震災の体験を通じて得た様々な動きの萌芽をとらえながら、地域の様々な主体を有機的にネットワーク化し、総合的な地域文化の振興を図ることにより、地域全体としての文化力を高めていくことが重要となるだろう。

別表一 1 震災復興の10年に関するアンケート結果

震災復興の10年に関するアンケート〔被災地の公立文化施設〕調査結果																																		
(回答) あなたがいた文化施設																																		
兵庫県立美術館、ピッコロシアター、兵庫県立美術館、神戸文化ホール、明石市立市民会館、尼崎市総合文化センター、宝塚市立文化施設ベガホール、芦屋市民センター、伊丹市立文化会館、川西市 民会館、御本市民会館、淡路町文化ホール、サンシャインホール〔東福町〕																																		
設問1 被災直後について																																		
(1) この期間、どのような問題が生じ、それはどのようにして解決されましたか。(あるいは解決しませんでしたか。) 主な項目を3つ以内でご回答下さい。																																		
(回答)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>問題の内容</th> <th>対応結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・施設の損壊に伴う復旧事業</td> <td>・市単独経費や災害復旧補助を利用して、復旧工事を進めた。 ・復旧費用の負担 ・施設の廃止 ・施設の停止 ・施設の改修 ・施設の新築</td> <td>・災害直後は、施設の自営額が少なかったが、その後回復。しかし近年は不況のため利用者が再び減少している。 ・ボランティアによる公演（音楽）が増えた。 ・災害後は手作りコンサートが実施されたが、近年は不況の影響が催し物が減少した。 ・震災後、新たな団体が利用するようになった。 ・全国から多参の激励、お見舞い、支援金が寄せられた。 ・安全対策に対する職員の意識が向上した。</td> </tr> <tr> <td>・被災直後における活動の正常化と復旧したと思われる時期は、いつ頃ですか。</td> <td colspan="2">(回答)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成3年までに(1) 年度年度上期(3) 年度年度下期(3) 年度年度上期(1) 年度年度下期(1) 年度年度上期(1) 年度年度下期(1) 年度年度上期(1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">「復旧した」とする理由について</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールや設備機器の復旧(4)</li> <li>・通常の貸し借り制度もどったこと(2)</li> <li>・災害救援に従事された職員の復帰(2)</li> <li>・利用団体の状況が震災前に回復(1)</li> <li>・自主事業の再開(1)</li> <li>・自主事業の入場者数(1)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 活動開始時期について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) この期間、どのような問題が生じ、それはどのようにして解決されましたか。(あるいは解決しませんでしたか。) 主な項目を3つ以内でご回答下さい。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(回答)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>問題の内容</th> <th>対応結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・施設復旧に多くの財政負担を要した。</td> <td>・施設維持経費を削減した。 ・運営費が高騰した。 ・財政難のため大額に運営予算が減った。</td> <td>・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。 ・財政支援を受けた。 ・貸し出しの利用や入場者数が低迷。</td> </tr> <tr> <td>・被災地のため大額に運営予算が減った。</td> <td>・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。</td> </tr> <tr> <td>・被災地激動公演の予算がなかった。</td> <td>・財政難については、利用団体の回復を待った。 ・運営費が高騰した。</td> </tr> <tr> <td>・被災地激動公演の予算が數多く削減されてしまった。</td> <td>・財政難によって、運営費が大幅に削減された。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		問題の内容	対応結果	・施設の損壊に伴う復旧事業	・市単独経費や災害復旧補助を利用して、復旧工事を進めた。 ・復旧費用の負担 ・施設の廃止 ・施設の停止 ・施設の改修 ・施設の新築	・災害直後は、施設の自営額が少なかったが、その後回復。しかし近年は不況のため利用者が再び減少している。 ・ボランティアによる公演（音楽）が増えた。 ・災害後は手作りコンサートが実施されたが、近年は不況の影響が催し物が減少した。 ・震災後、新たな団体が利用するようになった。 ・全国から多参の激励、お見舞い、支援金が寄せられた。 ・安全対策に対する職員の意識が向上した。	・被災直後における活動の正常化と復旧したと思われる時期は、いつ頃ですか。	(回答)		平成3年までに(1) 年度年度上期(3) 年度年度下期(3) 年度年度上期(1) 年度年度下期(1) 年度年度上期(1) 年度年度下期(1) 年度年度上期(1)		「復旧した」とする理由について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールや設備機器の復旧(4)</li> <li>・通常の貸し借り制度もどったこと(2)</li> <li>・災害救援に従事された職員の復帰(2)</li> <li>・利用団体の状況が震災前に回復(1)</li> <li>・自主事業の再開(1)</li> <li>・自主事業の入場者数(1)</li> </ul>		2. 活動開始時期について		(1) この期間、どのような問題が生じ、それはどのようにして解決されましたか。(あるいは解決しませんでしたか。) 主な項目を3つ以内でご回答下さい。		(回答)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>問題の内容</th> <th>対応結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・施設復旧に多くの財政負担を要した。</td> <td>・施設維持経費を削減した。 ・運営費が高騰した。 ・財政難のため大額に運営予算が減った。</td> <td>・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。 ・財政支援を受けた。 ・貸し出しの利用や入場者数が低迷。</td> </tr> <tr> <td>・被災地のため大額に運営予算が減った。</td> <td>・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。</td> </tr> <tr> <td>・被災地激動公演の予算がなかった。</td> <td>・財政難については、利用団体の回復を待った。 ・運営費が高騰した。</td> </tr> <tr> <td>・被災地激動公演の予算が數多く削減されてしまった。</td> <td>・財政難によって、運営費が大幅に削減された。</td> </tr> </tbody> </table>		問題の内容	対応結果	・施設復旧に多くの財政負担を要した。	・施設維持経費を削減した。 ・運営費が高騰した。 ・財政難のため大額に運営予算が減った。	・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。 ・財政支援を受けた。 ・貸し出しの利用や入場者数が低迷。	・被災地のため大額に運営予算が減った。	・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。	・被災地激動公演の予算がなかった。	・財政難については、利用団体の回復を待った。 ・運営費が高騰した。	・被災地激動公演の予算が數多く削減されてしまった。	・財政難によって、運営費が大幅に削減された。
問題の内容	対応結果																																	
・施設の損壊に伴う復旧事業	・市単独経費や災害復旧補助を利用して、復旧工事を進めた。 ・復旧費用の負担 ・施設の廃止 ・施設の停止 ・施設の改修 ・施設の新築	・災害直後は、施設の自営額が少なかったが、その後回復。しかし近年は不況のため利用者が再び減少している。 ・ボランティアによる公演（音楽）が増えた。 ・災害後は手作りコンサートが実施されたが、近年は不況の影響が催し物が減少した。 ・震災後、新たな団体が利用するようになった。 ・全国から多参の激励、お見舞い、支援金が寄せられた。 ・安全対策に対する職員の意識が向上した。																																
・被災直後における活動の正常化と復旧したと思われる時期は、いつ頃ですか。	(回答)																																	
平成3年までに(1) 年度年度上期(3) 年度年度下期(3) 年度年度上期(1) 年度年度下期(1) 年度年度上期(1) 年度年度下期(1) 年度年度上期(1)																																		
「復旧した」とする理由について																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールや設備機器の復旧(4)</li> <li>・通常の貸し借り制度もどったこと(2)</li> <li>・災害救援に従事された職員の復帰(2)</li> <li>・利用団体の状況が震災前に回復(1)</li> <li>・自主事業の再開(1)</li> <li>・自主事業の入場者数(1)</li> </ul>																																		
2. 活動開始時期について																																		
(1) この期間、どのような問題が生じ、それはどのようにして解決されましたか。(あるいは解決しませんでしたか。) 主な項目を3つ以内でご回答下さい。																																		
(回答)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>問題の内容</th> <th>対応結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・施設復旧に多くの財政負担を要した。</td> <td>・施設維持経費を削減した。 ・運営費が高騰した。 ・財政難のため大額に運営予算が減った。</td> <td>・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。 ・財政支援を受けた。 ・貸し出しの利用や入場者数が低迷。</td> </tr> <tr> <td>・被災地のため大額に運営予算が減った。</td> <td>・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。</td> </tr> <tr> <td>・被災地激動公演の予算がなかった。</td> <td>・財政難については、利用団体の回復を待った。 ・運営費が高騰した。</td> </tr> <tr> <td>・被災地激動公演の予算が數多く削減されてしまった。</td> <td>・財政難によって、運営費が大幅に削減された。</td> </tr> </tbody> </table>		問題の内容	対応結果	・施設復旧に多くの財政負担を要した。	・施設維持経費を削減した。 ・運営費が高騰した。 ・財政難のため大額に運営予算が減った。	・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。 ・財政支援を受けた。 ・貸し出しの利用や入場者数が低迷。	・被災地のため大額に運営予算が減った。	・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。	・被災地激動公演の予算がなかった。	・財政難については、利用団体の回復を待った。 ・運営費が高騰した。	・被災地激動公演の予算が數多く削減されてしまった。	・財政難によって、運営費が大幅に削減された。																						
問題の内容	対応結果																																	
・施設復旧に多くの財政負担を要した。	・施設維持経費を削減した。 ・運営費が高騰した。 ・財政難のため大額に運営予算が減った。	・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。 ・財政支援を受けた。 ・貸し出しの利用や入場者数が低迷。																																
・被災地のため大額に運営予算が減った。	・運営費削減に取り組み、内部の効率化を実現。 ・財政難を乗り越えようとして各種の助成金を獲得。																																	
・被災地激動公演の予算がなかった。	・財政難については、利用団体の回復を待った。 ・運営費が高騰した。																																	
・被災地激動公演の予算が數多く削減されてしまった。	・財政難によって、運営費が大幅に削減された。																																	

別表一 2 「被災地芸術文化活動補助」制度に関するアンケート結果

「被災地芸術文化活動補助」制度に関するアンケート																											
調査対象：平成15年度被災地芸術文化活動補助制度利用者 回答数：130名																											
1. どのような事業について補助を受けられましたか。 [回答数：人 (比率 %)]																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(1) ジャンル</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①音楽</td> <td>32 (24.4)</td> </tr> <tr> <td>②演劇</td> <td>1 (0.8)</td> </tr> <tr> <td>③舞踊 (日舞、洋舞等)</td> <td>9 (6.9)</td> </tr> <tr> <td>④伝統芸能 (能楽、吟歌舞等)</td> <td>3 (2.3)</td> </tr> <tr> <td>⑤美術 (油絵、写真、書道等)</td> <td>38 (29.0)</td> </tr> <tr> <td>⑥文芸 (出版事業)</td> <td>37 (28.2)</td> </tr> <tr> <td>⑦生活文化 (華道、茶道)</td> <td>5 (3.8)</td> </tr> <tr> <td>⑧その他</td> <td>5 (3.8)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>131</td> </tr> </tbody> </table>		(1) ジャンル		①音楽	32 (24.4)	②演劇	1 (0.8)	③舞踊 (日舞、洋舞等)	9 (6.9)	④伝統芸能 (能楽、吟歌舞等)	3 (2.3)	⑤美術 (油絵、写真、書道等)	38 (29.0)	⑥文芸 (出版事業)	37 (28.2)	⑦生活文化 (華道、茶道)	5 (3.8)	⑧その他	5 (3.8)	計	131						
(1) ジャンル																											
①音楽	32 (24.4)																										
②演劇	1 (0.8)																										
③舞踊 (日舞、洋舞等)	9 (6.9)																										
④伝統芸能 (能楽、吟歌舞等)	3 (2.3)																										
⑤美術 (油絵、写真、書道等)	38 (29.0)																										
⑥文芸 (出版事業)	37 (28.2)																										
⑦生活文化 (華道、茶道)	5 (3.8)																										
⑧その他	5 (3.8)																										
計	131																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(2) 申請者の区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①団体</td> <td>71 (59.7)</td> </tr> <tr> <td>②個人</td> <td>48 (40.3)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table>		(2) 申請者の区分		①団体	71 (59.7)	②個人	48 (40.3)	計	119																		
(2) 申請者の区分																											
①団体	71 (59.7)																										
②個人	48 (40.3)																										
計	119																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(3) 申請者の活動拠点</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①神戸市</td> <td>65 (52.0)</td> </tr> <tr> <td>②尼崎市</td> <td>4 (3.3)</td> </tr> <tr> <td>③明石市</td> <td>13 (10.6)</td> </tr> <tr> <td>④西宮市</td> <td>18 (14.6)</td> </tr> <tr> <td>⑤芦屋市</td> <td>5 (4.1)</td> </tr> <tr> <td>⑥伊丹市</td> <td>2 (1.6)</td> </tr> <tr> <td>⑦宝塚市</td> <td>11 (8.9)</td> </tr> <tr> <td>⑧三木市</td> <td>2 (1.6)</td> </tr> <tr> <td>⑨川西市</td> <td>2 (1.6)</td> </tr> <tr> <td>⑩淡路町</td> <td>1 (0.8)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>(以下。D)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(3) 申請者の活動拠点		①神戸市	65 (52.0)	②尼崎市	4 (3.3)	③明石市	13 (10.6)	④西宮市	18 (14.6)	⑤芦屋市	5 (4.1)	⑥伊丹市	2 (1.6)	⑦宝塚市	11 (8.9)	⑧三木市	2 (1.6)	⑨川西市	2 (1.6)	⑩淡路町	1 (0.8)	計	123	(以下。D)	
(3) 申請者の活動拠点																											
①神戸市	65 (52.0)																										
②尼崎市	4 (3.3)																										
③明石市	13 (10.6)																										
④西宮市	18 (14.6)																										
⑤芦屋市	5 (4.1)																										
⑥伊丹市	2 (1.6)																										
⑦宝塚市	11 (8.9)																										
⑧三木市	2 (1.6)																										
⑨川西市	2 (1.6)																										
⑩淡路町	1 (0.8)																										
計	123																										
(以下。D)																											
2. 今回を含めてこれまでに何回、被災地芸術文化活動補助金を申請されましたか。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1回</th> <th>2回</th> <th>3回</th> <th>4回</th> <th>5回</th> <th>6回</th> <th>7回</th> <th>8回</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26 (21.3)</td> <td>16 (13.4)</td> <td>22 (18.5)</td> <td>10 (8.4)</td> <td>8 (6.7)</td> <td>12 (10.1)</td> <td>9 (7.6)</td> <td>16 (13.4)</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table>		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	計	26 (21.3)	16 (13.4)	22 (18.5)	10 (8.4)	8 (6.7)	12 (10.1)	9 (7.6)	16 (13.4)	119								
1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	計																			
26 (21.3)	16 (13.4)	22 (18.5)	10 (8.4)	8 (6.7)	12 (10.1)	9 (7.6)	16 (13.4)	119																			
3. 震災によりあなた(方)の芸術文化活動はどのような被害を受けましたか。																											
(複数回答可)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>①日常の活動場所を失った</th> <th>61 (20.2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②活動成果の発表場所を失った</td> <td>45 (14.9)</td> </tr> <tr> <td>③資金面で活動に困難になった</td> <td>72 (23.8)</td> </tr> <tr> <td>④機材や資料を失った</td> <td>25 (8.2)</td> </tr> <tr> <td>⑤会員数が減少した</td> <td>55 (18.2)</td> </tr> <tr> <td>⑥活動意欲を失った</td> <td>33 (10.9)</td> </tr> <tr> <td>⑦その他</td> <td>5 (1.7)</td> </tr> <tr> <td>⑧特にない</td> <td>6 (2.0)</td> </tr> </tbody> </table>		①日常の活動場所を失った	61 (20.2)	②活動成果の発表場所を失った	45 (14.9)	③資金面で活動に困難になった	72 (23.8)	④機材や資料を失った	25 (8.2)	⑤会員数が減少した	55 (18.2)	⑥活動意欲を失った	33 (10.9)	⑦その他	5 (1.7)	⑧特にない	6 (2.0)										
①日常の活動場所を失った	61 (20.2)																										
②活動成果の発表場所を失った	45 (14.9)																										
③資金面で活動に困難になった	72 (23.8)																										
④機材や資料を失った	25 (8.2)																										
⑤会員数が減少した	55 (18.2)																										
⑥活動意欲を失った	33 (10.9)																										
⑦その他	5 (1.7)																										
⑧特にない	6 (2.0)																										
4. 補助を受けたことによりどのような効果がありましたか。または期待できますか。																											
(複数回答可)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>①被災によってやむを得ず縮小(中断)していた活動が</th> <th>できるようになった</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②被災地の文化振興に役立った</td> <td>54 (19.8)</td> </tr> <tr> <td>③個性的な助成になった</td> <td>84 (30.8)</td> </tr> <tr> <td>④被災体験をもとにした作品を発表することが出来た</td> <td>85 (31.1)</td> </tr> <tr> <td>⑤特別なもの</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td>8 (2.9)</td> </tr> </tbody> </table>		①被災によってやむを得ず縮小(中断)していた活動が	できるようになった	②被災地の文化振興に役立った	54 (19.8)	③個性的な助成になった	84 (30.8)	④被災体験をもとにした作品を発表することが出来た	85 (31.1)	⑤特別なもの	0	⑥その他	8 (2.9)														
①被災によってやむを得ず縮小(中断)していた活動が	できるようになった																										
②被災地の文化振興に役立った	54 (19.8)																										
③個性的な助成になった	84 (30.8)																										
④被災体験をもとにした作品を発表することが出来た	85 (31.1)																										
⑤特別なもの	0																										
⑥その他	8 (2.9)																										
5. あなた(方)の芸術文化活動が震災前と同じ状況に回復するには、あとどれくらいの期間が必要ですか。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>①震災前に震災前の状況に回復している</th> <th>60 (51.7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②震灾1年</td> <td>2 (1.7)</td> </tr> <tr> <td>③震災2年</td> <td>7 (6.0)</td> </tr> <tr> <td>④震災3年</td> <td>16 (13.8)</td> </tr> <tr> <td>⑤3年以上必要</td> <td>31 (26.7)</td> </tr> </tbody> </table>		①震災前に震災前の状況に回復している	60 (51.7)	②震灾1年	2 (1.7)	③震災2年	7 (6.0)	④震災3年	16 (13.8)	⑤3年以上必要	31 (26.7)																
①震災前に震災前の状況に回復している	60 (51.7)																										
②震灾1年	2 (1.7)																										
③震災2年	7 (6.0)																										
④震災3年	16 (13.8)																										
⑤3年以上必要	31 (26.7)																										
6. 被災地芸術文化活動補助制度については、その財源となっている阪神・淡路大震災復興基金が5億円の終期を迎えることから、平成16年度を最後に終了する予定です。この点に関して、ご意見があれば、お聞かせ下さい。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>①やむを得ない。</th> <th>25 (21.0)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②どちらかの形で活動支援制度を存続させて欲しい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-1 金額が少額でもいいから、補助を継続する</td> <td>62 (52.1)</td> </tr> <tr> <td>②-2 公募により、特色ある活動を重点的に支援する</td> <td>30 (25.2)</td> </tr> <tr> <td>③その他</td> <td>2 (1.7)</td> </tr> </tbody> </table>		①やむを得ない。	25 (21.0)	②どちらかの形で活動支援制度を存続させて欲しい		②-1 金額が少額でもいいから、補助を継続する	62 (52.1)	②-2 公募により、特色ある活動を重点的に支援する	30 (25.2)	③その他	2 (1.7)																
①やむを得ない。	25 (21.0)																										
②どちらかの形で活動支援制度を存続させて欲しい																											
②-1 金額が少額でもいいから、補助を継続する	62 (52.1)																										
②-2 公募により、特色ある活動を重点的に支援する	30 (25.2)																										
③その他	2 (1.7)																										

別表—3 「被災地芸術文化活動補助」制度に関するアンケート2集計結果

「被災地芸術文化活動補助」アンケート2集計用紙 「あなたの芸術文化活動と震災復興の10年に関するアンケート」			
アンケート枚数 118枚 うち有効な回答があるもの 105枚			
1 各問題点の解決時期			
①日常の活動場所を失った	1 震災直後	3	5%
	2 復旧期	42	64%
	3 復興初期	11	17%
	4 本格復興期	6	9%
	5 未解決	4	6%
②活動成果の発表場所を失った	1 震災直後	0	0%
	2 復旧期	21	64%
	3 復興初期	5	15%
	4 本格復興期	3	9%
	5 未解決	4	12%
③資金面での活動が困難になつた	1 震災直後	0	0%
	2 復旧期	1	2%
	3 復興初期	7	17%
	4 本格復興期	6	14%
	5 未解決	28	67%
④機材や資料を失つた	1 震災直後	0	0%
	2 復旧期	10	53%
	3 復興初期	3	16%
	4 本格復興期	1	5%
	5 未解決	5	26%
⑤会員数が減少した	1 震災直後	0	0%
	2 復旧期	2	5%
	3 復興初期	9	23%
	4 本格復興期	4	10%
	5 未解決	25	63%
⑥活動意欲を失つた	1 震災直後	3	11%
	2 復旧期	15	54%
	3 復興初期	4	14%
	4 本格復興期	6	21%
	5 未解決	0	0%

2 今後に生かすべき教訓等

1 助成の継続と見直し

- (1) 芸術文化活動への助成を継続して欲しい。
- (2) 「文芸」のうち、画集等も助成対象として欲しい。
- (3) 学術的作品も助成対象として欲しい。
- (4) 他の助成（神戸市等）を受けていても、助成対象として欲しい。

2 文化施設について

- (1) 震災直後、使用不能となった文化施設のかわりに使用できる施設を紹介して欲しい。
- (2) 廉価な使用料で利用できる公共文化施設を拡充して欲しい。

別表—4 上記アンケート様式

あなたの芸術文化活動と震災復興の10年に関するアンケート

この10年間を振り返って、あなた（又は貴団体）の芸術文化活動において、どのような問題が生じ、それはどのようにして解決されましたか。（あるいは解決しませんでしたか。）また、その問題から今後に活かすべき教訓について、お気づきの点がありましたらご記入下さい。（記載については、別紙記載例をご参照下さい。）

〔氏名（又は団体の名称）： 〕

項目 時 期	問題	問題 点	(アンケート1質問3の①～⑦に沿ってお答え下さい。複数あげて頂いても結構です。)	
			①	②
1 震災直後				
2 復旧期 (平成7年4月～平成9年)				
3 復興初期 (平成10年～平成11年)				
4 本格復興期 (平成12年～平成16年)				
今後に活かすべき教訓等（あれば）				